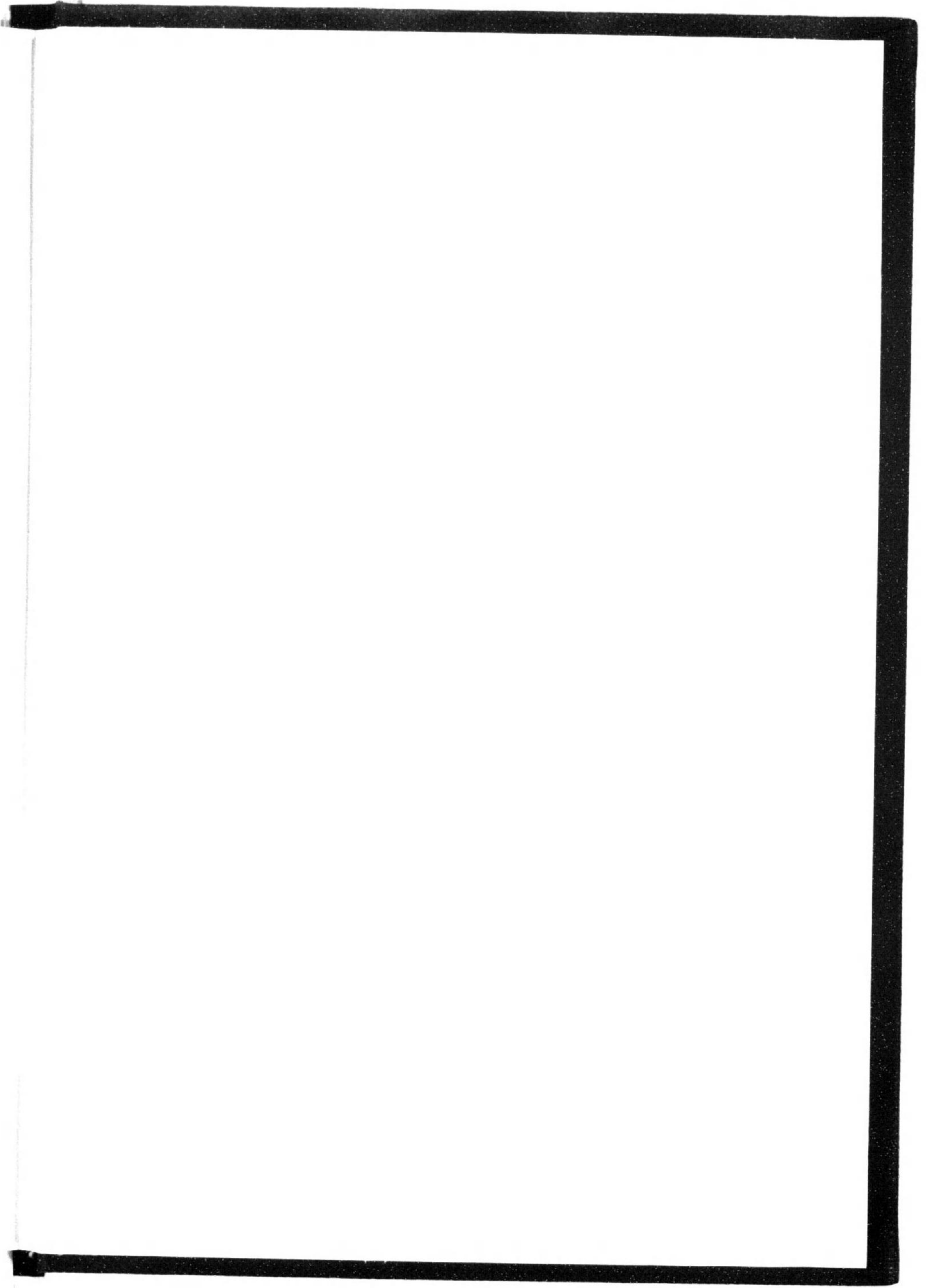


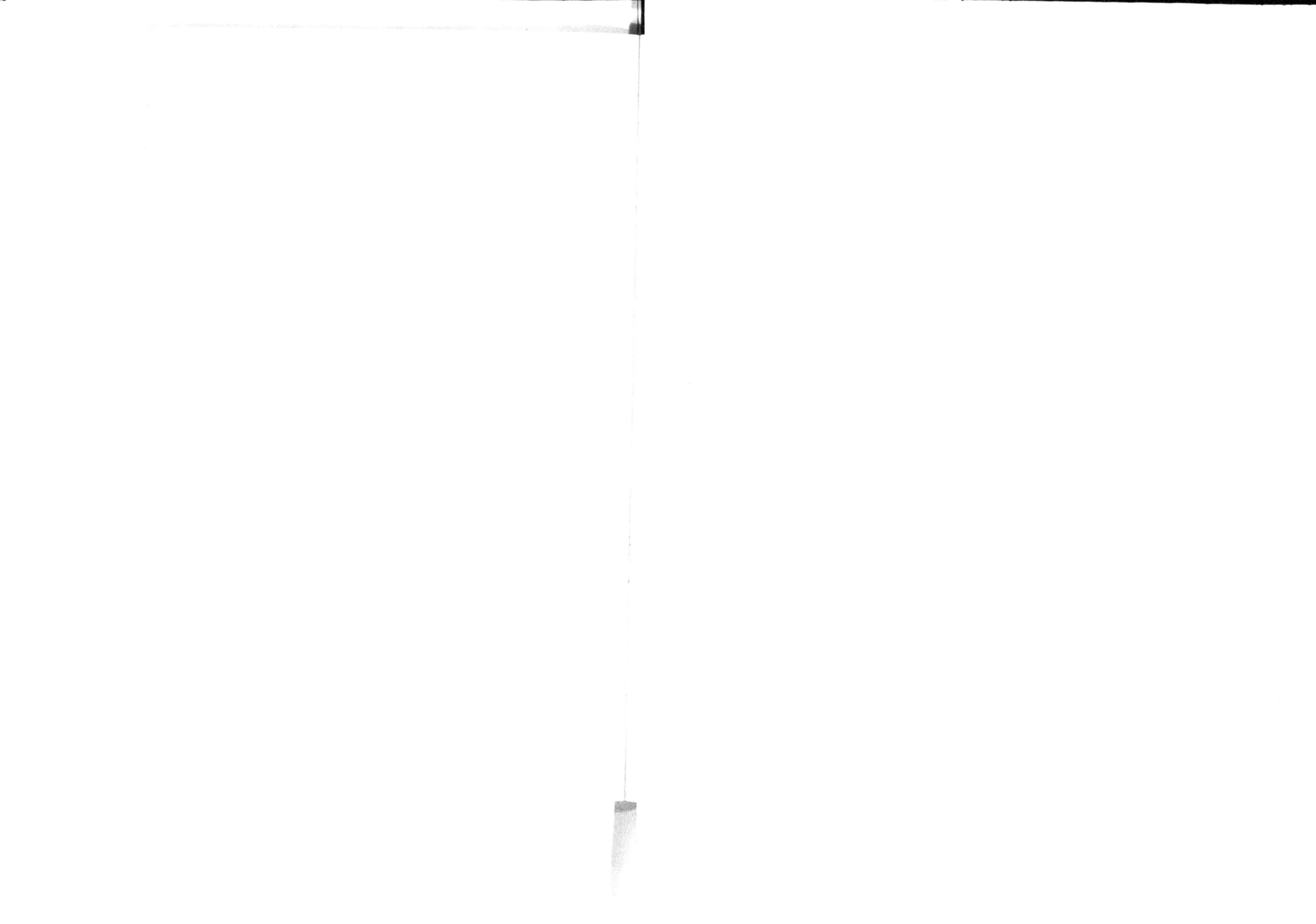
315
42

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始







工 8M 98

315
① 42

日本政黨變遷史

017.

17
42



27723

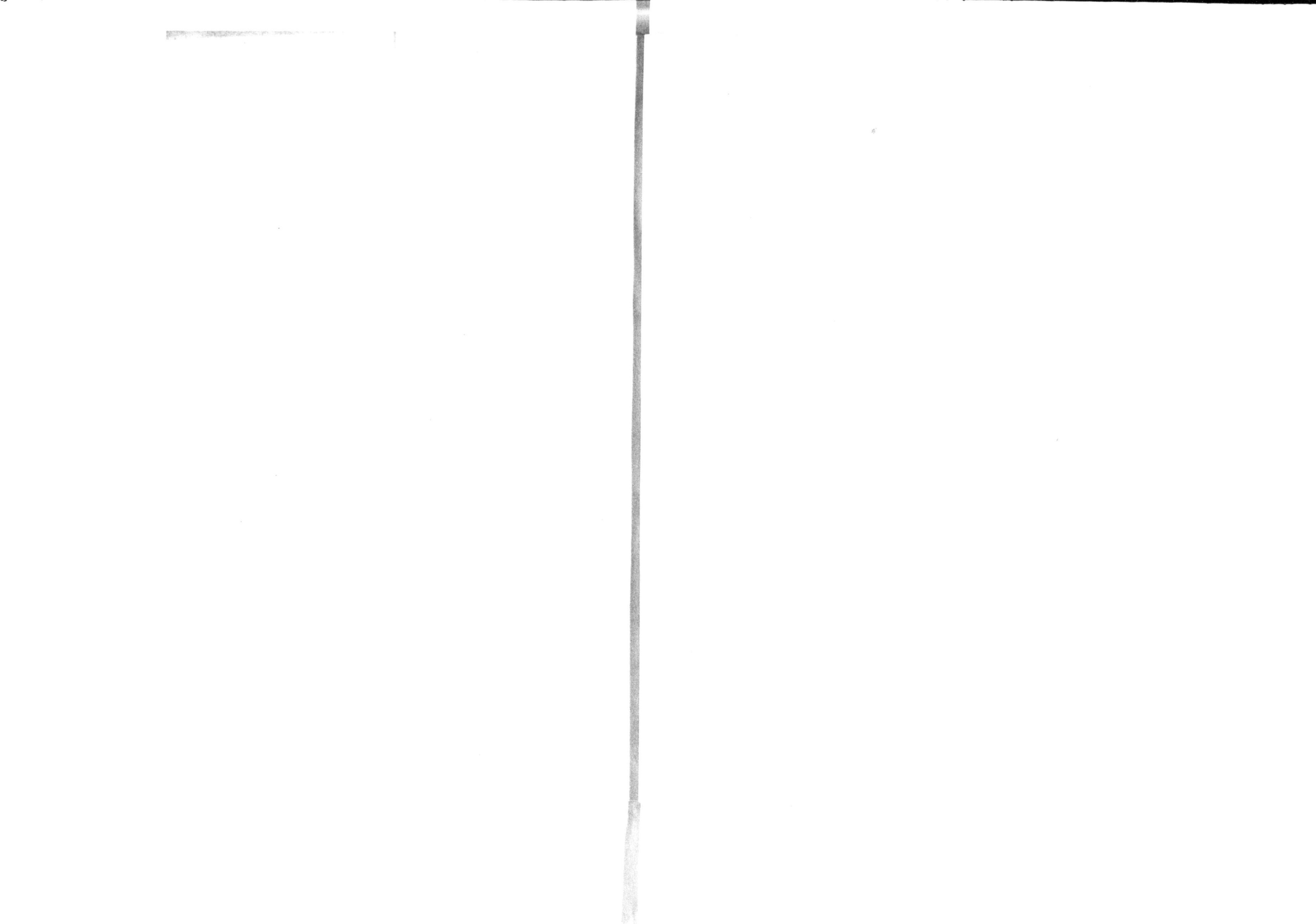
澗故而知新



昭和乙亥友日

八千二名海映香







生先助退垣板者覺先の政憲

自序

夫れ現在の果を知らんと欲すれば、過去の因を溯究せざる可らず、未來の果を知らんと欲すれば、現在の因を研審せざる可らず、因果の運行は實に萬象の去來を支配する公律鐵則たらずんばあらざるなり、我國明治中興以來皇威八紘に洽ねく、夙に領臺、併韓の偉業を成就して今や盟を隣邦滿洲に結び、國運隆々として寰宇を風靡するの盛時に會すと雖も、此の間に於ける政權の推移變遷と、政局の關鑰を支配すべき政黨の盛衰消長に至りては蓋し何人も之れを穿索検討して治道に資せんとするもの寡し、編者明治十六年身を自由黨の末班に列してより茲に五十有餘年親しく見聞せし事蹟の梗概を編述して以て考覈の資に供せんとす、其行文詞章素より罅漏差謬あるを免かれず、讀者幸に之を諒せよ矣。

昭和十年八月

編者誌

凡例

一、本編は主として既成政黨創立の經緯、宣言、綱領、政策、其他重要なる事項を蒐録し以て政情の變遷と社會狀勢の推移を研討するの便に供せんとす

二、本編載する所、各政黨政派に由りて其關係を異にするものあるを以て、記事の重複煩瑣を免かれざるもの多し、讀者諒之

日本政黨變遷史目次

第一章 政黨の醞釀時代

序論	一
愛國公黨	二
立志社	六
愛國社	八
愛國社の再興	一三
國會開設願望有志會	一五
附 國會を開設する允可を上願する書	一六
集會條例	一七
大日本國會期成有志公會	一八
國會開設の勅諭	一九
日本政黨變遷史目次	一

第二章 政黨の勃興時代

自由黨……………四三

立憲改進黨……………五四

大阪立憲政黨……………五五

九州改進黨……………六六

立憲帝政黨……………七〇

大同團結と丁亥俱樂部……………七三

附 保安條例……………七六

憲法發布神靈詔文……………七六

憲法發布式勅語……………七九

憲法上諭……………八〇

第三章 政黨の分立時代

自治黨……………八一

保守中正黨……………八二

大同俱樂部……………八三

大同協和會(再興自由黨)……………八四

愛國公黨と庚寅俱樂部……………八七

九州同志會……………九五

立憲自由黨……………九六

立憲中正黨……………一〇五

國民協會と國民政社……………一〇七

國民自由黨……………一一〇

東洋自由黨……………一二二

同盟俱樂部と同盟政社……………一二四

同志俱樂部と同志政社……………一二五

中國進步黨……………一二八

立憲革新黨……………一二八

大日本協會……………一二九

進 步 黨..... 三二

第四章 政黨の整理時代

憲 政 黨(自由、進歩合同)..... 二二八

憲 政 黨(自由黨單獨)..... 二二三

憲 政 本 黨..... 二二七

立憲政友會..... 二四八

帝 國 黨..... 二四四

立憲國民黨..... 二二七

立憲同志會..... 二三四

憲 政 會..... 二三五

革新俱樂部..... 二五九

政友 本 黨..... 二六五

實業同志會と國民同志會..... 二七四

立憲民政黨..... 二八一

新黨俱樂部..... 二九四

國民同盟..... 二九八

第五章 衆議院内諸會派

彌生俱樂部..... 三〇三

議員集會所..... 三〇三

大 成 會..... 三〇四

自由俱樂部..... 三〇五

協同俱樂部..... 三〇六

巴 俱 樂 部..... 三〇六

獨立俱樂部..... 三〇七

中央交渉部..... 三〇七

議員俱樂部..... 三〇八

芝 俱 樂 部..... 三〇八

有 樂 組..... 三〇九

實業團體……………三〇九

井上組……………三〇九

紀州組……………三二〇

政務調査會……………三二〇

大阪派……………三二一

中立俱樂部……………三二一

大日本協會派……………三二一

帝國財政革新會……………三二二

大手俱樂部……………三二二

山口組……………三二三

議員俱樂部……………三二三

實業同志俱樂部……………三三四

新自由黨……………三三四

國民俱樂部……………三三五

日曜會……………三三五

公同會……………三三六

同志會……………三三六

山下俱樂部……………三三七

同志俱樂部……………三三七

日吉俱樂部……………三三八

議員同志俱樂部……………三三八

三四俱樂部……………三三九

壬寅會……………三三九

同志俱樂部……………三三〇

中正俱樂部……………三三〇

政友俱樂部……………三三一

同志研究會……………三三一

交友俱樂部……………三三一

甲辰俱樂部……………三三一

無名俱樂部……………三三一

自由黨……………三三

同 攷 會……………三三

有 志 會……………三四

大同俱樂部……………三四

政交俱樂部……………三五

猶 興 會……………三五

戊申俱樂部……………三六

又 新 會……………三六

中央俱樂部……………三七

亦 樂 會……………三七

無所屬團……………三八

政友俱樂部……………三八

中 正 會……………三八

公友俱樂部……………三九

公 正 會……………三九

維 新 會……………三〇

新 政 會……………三〇

清和俱樂部……………三〇

正交俱樂部……………三一

純正國民黨……………三一

庚申俱樂部……………三一

無所屬俱樂部……………三一

中正俱樂部……………三一

新正俱樂部……………三三

同 交 會……………三四

昭和俱樂部……………三五

明 政 會……………三五

新黨俱樂部……………三五

憲政一新會……………三六

革 新 黨……………三六

第六章 無産政黨

東洋社會黨(其他十一社)……………三三七

農民勞働黨……………三四〇

勞働農民黨……………三四〇

日本農民黨……………三四一

社會民衆黨……………三四二

日本勞農黨……………三四三

日本大衆黨……………三四四

全國大衆黨……………三四五

社會大衆黨……………三四六

日本政黨變遷史目次終

日本政黨變遷史

青野 昆堂 編

第一章 政黨の醗釀時代

徳川幕府大政を奉還して國家統治の權總て之を朝廷に收め、庶政竟に中央官權に歸するや、武斷派は戰勝の餘力を海外に用ひて武權を發揚せんとし、文治派は内政を刷新調整して國力を涵養せんとし、此の相反する主張は幾多の猜疑、幾多の誤解其間に錯綜して、廟議輯睦を缺くに至れり、此の時に當り會々韓國禮を我國に失し、征韓の議廟閣に起るや、西郷隆盛、副島種臣、板垣退助、江藤新平、後藤象二郎等は強烈に主戰説を主張し、大久保利通、木戸孝允等は敢然として之を排撃し、激論數日遂に勅裁を以て征韓の議を停む、茲に於て西郷隆盛、板垣退助、江藤新平、副島種臣、後藤象二郎等は相率ひて野に下り、復た中央政府の公議に參畫せず、或は武力を以て有司に抗せんとし、或は言論を以て政弊を矯めんとし、物情騷然たり。

自由民權論の先覺者板垣退助は野に下るや、此の機運を看取し、大に公論を伸べて公議政府を建設せんことを期し、同志後藤象二郎、江藤新平、副島種臣、由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古澤迂郎（後滋と改む）、片岡健吉、林有造等と相謀り、民選議院設立運動を目的とする、同志の集会所として幸福安全社を設置し、明治七年一月十二日愛國公黨を組織して本誓署名式を挙げ、次で同月十七日前參議副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等は民選議院設立の建白書を左院に提出し、有司專制を救ふの道、唯速かに民選議院を設立して天下の公論を伸張し、人民の通義權理を立て、國民の元氣を鼓舞し、上下相親しみ、官民相和して以て帝國の治安を維持し、國家の福祉を保護せんことを建言せり。

民選議院設立建言

臣伏して方今政權の歸する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而して獨り有司に歸す、夫れ有司上に帝室を尊ぶと云はざるにあらず、而して帝室漸く其尊榮を失ふ、下人民を保つと云はざるにあらず、而して政令萬端、朝出暮改、政刑情實に成り賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦告ぐるなし、夫れ斯の如くにして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も尙其不可なるを知る、因循改めず國家土崩の勢を致さん、臣等愛國の情自ら己むこと能はず、乃ち之れを賑救するの道を講

究するに唯だ天下の公議を張るに在り、天下の公議を張るは民選議院を立つるにあるのみ、即ち有司の權、限る所ありて、而して上下安全其幸福を受くる者あらん、請ふ逐次に之を陳せん。

夫れ人民、政府に對して租税を拂ふの義務あるものは、即ち其政府の事を與知可否するの權利を有す、是れ天下の通論にして又喋々臣等の之を贅言するを待たざるものなり、故に臣等竊に願ふ、有司も亦此の大理に抵抗せざらん事を、今民選議院を立つるの議を拒む者曰く、我民不學無識未だ開明の域に進まず、故に今日民選議院を立つる尙は應に早かるべしと、臣等以為らく、若し果して眞に其の謂ふ所の如きか、則ち之をして學んで且知り而して急に開明の域に進ましむるの道即ち民選議院を立つるに在り、何となれば即ち今日我人民をして學且知に開明の域に進ましめんとすれば、先づ其通義權理を保有せしめ、是れをして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめ、之をして天下の事に與らしむるにあり、如是にして人民其固陋に安んじ不學無識自ら甘んずる者は未だ之れ有らざるなり、而して今日其自ら學且知にして自ら開明の域に入るを待つ是れ殆んど百年河清を待つ類なり、甚しきは則ち今遽に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る、噫、何ぞ自ら傲るの甚だしく而して其人民を視るの蔑如たるや、有司中、智功固より人に過ぐるものあらん、然れども世又安んぞ學問識見の諸人に過ぐるものあらざるを知らんや、蓋し天下の人如是蔑視すべからざるなり、若し將た蔑視すべきものとせば、有司も亦其中の一人ならずや、

然らば則ち均しく是れ不學無識なり、僅に有司の専裁と人民の輿論公議を張ると其賢愚果して如何ぞや、臣等謂ふ有司の智も亦之を維新以前に視る、必ず其進みしものならん、何となれば則ち人間の智識なるものは、必ず其之を用ふるに従つて進むものなればなり、故に曰く、民選議院を立つるは是れ即ち人民をして學且知に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと、且夫れ政府の職其宜しく奉じて以て目的となす可きもの、人民をして進歩するを得せしむるに在り、故に草味の世野蠻の俗其民勇猛暴悍而して従ふ所を知らしむるにあり今、我が國既に草味にあらず、而して我人民の從順なるもの既に過甚とす、然らば則ち今日我が政府の宜しく以て其目的となすべきものは則ち、民選議院を立て我人民をして其勇往敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を併知し天下の事に參與するを得せしむるに在り、則ち闔國の人皆同心なり。

夫れ政府の強きものを以てか之を致すや、天下人民皆同心なればなり、臣等必ず遠く舊事を引て之を論せず、則ち昨十月政府の變革に就て之を驗す、岌々乎且危哉、我が政府の孤立するや、何ぞ昨十月政府の變革、天下人民の之が爲めに喜戚せしもの幾何かある、晉之が爲めに喜戚せざるのみならず、天下人民の漠として之れを知らざるもの十の八九に居る、唯だ兵隊の解散に驚くのみ、今民選議院を立つるは則ち政府人民の間に情實融通して相共に合して一體となり、國始めて以て強かるべく政府始めて強かるべきなり、臣等既に天下の大理に就て之を究め我が國今日の勢に就て驗す、

而して臣等の自ら臣等の説を信する事愈々篤く、切に謂ふ今日天下を維持振起するの道、唯だ民選議院を立て天下の公議を張るにある而已と、其方法等の議の如きは臣等必ず之を茲に言はず、蓋し十數張紙の能く之を盡す所にあらざれば也、但し臣等苟に聞く、今日有司持重の説に藉り事多く因循を務め、世の改革を言ふ者を目して輕々進歩とし、而して之を拒むに尙早の二字を以てすと、臣等請ふ之を辯せん。

夫れ輕々進歩と云ふもの固より臣等の解せざる所なり、若し果して倉卒に出るものを以て輕々進歩とするか、民選議院なるものは以て事を鄭重にする所のものなり、各省不知にして而して變更の際、事本末緩急の序を失し、彼我此の施設相視ざるものを以て輕々進歩とするか是れ國に定律なく、有司任意放行すればなり、此の二者あらば則ち適さに其民選議院を立てずんばある可らざるの所以を證するを見るのみ。夫れ進歩なるものは天下の至美なり、事々物々進歩せずんばあるべからず、則ち有司必ず進歩の二字を罪する能はず、其罪する所必らず輕々の二字に止まらん、輕々の二字民選議院と曾て相關涉せざる也。

尙早の二字の、民選議院を立つるに於ける臣等管に之を解せざる而已ならず臣等の見正に之と相反す、如何となれば今日民選議院を立つるも尙恐らくは歲月の久しきを待ち、而して後始めて其十分完備を期するに至らん、故に臣等一日も唯だ其立つことの晩からんことを恐る、故に曰く臣等唯其

反對を見るのみと。

有司の説又云ふ、歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せし議院にあらず、其進歩の漸く次で之を致させしもの豈獨り議院のみならんや、凡そ學問、技術、機械、皆然り、然るに彼の數百年の久しきを積で之を致せし者は蓋し前に成規なく皆自ら之を経験發明せしなればなり、今我が其成規を擇んで之を取らば何ぞ企て及ぶ可らざらんや、若し自ら蒸氣の理を發明するを待つて然る後我れ始めて蒸氣機關を用ふるを得べく、電氣の理を發明するを俟つて然る後我れ始めて電信の線を架するを得べきとするか、政府は應に手を下すの事なかるべし、臣等既に己に今日我國民選議院を立てずんばある可らざる所以及び今日我國民進歩の度能く斯の議院を立つるに堪ゆることを辯論するものは、則ち有司の之を拒む者をして口に藉す所なからしめんとにあらず、斯の議院を立つるは天下の公論を伸張し人民の通義權理を立て天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し幸福安全を保護せんことを欲してなり、請ふ幸に之を擇び給はんことを。

愛國公黨

征韓論破れて西郷、板垣、江藤、副島、後藤等は相率ひて廟閣を去りたるを以て、非征韓黨を中心

としたる、文治派内閣の成立を見るに至れり、此の時に當り西郷、江藤等を盟主とする急進武斷派は、兵力に依つて政府打倒の志を遂げんとしたるも、慧眼なる板垣は能く時勢の變遷を達觀し、内外の風潮を洞察し、國民的運動に由りて政權を獲得せんことを期し、同志と共に民選議院設立運動を目的として、愛國公黨を組織し、明治七年一月十二日日本誓署名式を舉行したるも、偶々同志江藤新平は、其郷里佐賀に於ける同志の擁立する處となり、義憤の兵を擧ぐるに至り、政府は益々征韓論者を仇敵視し之を忌むこと甚しく、世人亦民選議院設立論者を誤解する者多く、爲めに其運動に一大蹉跌を來たし、愛國公黨も自然衰滅の状態となり、明治八年一月愛國社に合流せり。

愛國公黨本誓

一、天の斯民を生ずるや之に附與するに一定動かすべからざる通義權理を以てす、斯の通義權理なるものは、天の均しく以て人民に賜る所のものにして人力を以て移奪するを得ざるものなり、然るに世運の未だ開けざるや、人民動もすれば斯の本態の通義權理を保全し能はざるものあり況んや我國は數百年來封建武斷の制其民を奴隸にせし餘弊未だ全く削除せざるをや、苟も是の因を改めざれば我國威の揚り我國人の富むを欲するも豈得べけんや、吾輩一片の至誠愛國の心、大に此に發憤するあり、乃ち同志と相誓ひ以て我人民の通義權理を主張し以て其天賜を保全せんと欲す、乃ち君を愛し國を愛するの道なり。

一、吾輩已に愛君愛國の一片至誠の上より發憤し來りて斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す、然るに之をなすの途は即ち我 天皇陛下の御誓文の旨意を奉戴し、造次顛沛、徹上徹下、唯だ斯の公論公議を以てし常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ。

一、吾輩が斯の政府を視ること斯の人民の爲に設くる所の政府と看做すより他意なかるべし、而して我黨の目的は唯だ斯の人民の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして自由獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已、是れ則ち君主人民の間渾然一體ならしめ、其禍福緩急を分ち以て我日本帝國を維持し昌盛ならしむるの道なり。

一、吾輩は斯の通義權理を主張せんと欲するものは、亞細亞洲中の主唱にして固より天下の大業なり、之を期すること尋常歲月の功を以てするを得ず、故に我黨の士は常に宜しく其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚、百挫千折するも敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心、不拔の志、吾輩終生の力勉焉として唯だ此通義權理を保護主張するに竭盡し死に之くも他無きを要すべし、於是調印相誓ふもの如此。

立 志 社

佐賀の亂後板垣退助は形勢の益々非なるを察し、明治七年三月郷里土佐に歸り同志片岡健吉、林有造、谷重喜、岡本健三郎、西野友保、古澤滋等と共に立志社を組織し社長に片岡健吉、副社長に福岡精馬を推し、又別に學舎を起し、商局及法律研究所を設置して、泰西の法制を研究し自由民權論の唱道普及に全力を傾注し、國論の喚起に努め、次で明治八年一月愛國公黨と相呼應して同志を大阪に召集し全國の同志を糾合して愛國社を創立せり。

立志社創立趣意書

世運の上進する人民の奮勵する、相須たすんばある可らず、是の二つの者は必ず相須つて而して後成るものなり、今我國二千五百有餘年來の大變革に遭際し、舊俗日に壞れ、新政未だ備らず、實に先輩奮勵勤勉以て天下の元氣を維持振興し、相共に我 天皇陛下の尊榮を増益し、我日本帝國の福祉を昌盛にするを務むるの秋なり、故に吾輩斯の立志社を建て以て諸君と茲に従事せんと欲す、嚮きに吾輩同志の士敢て自ら率先して政府に建言し、天下の民會を立んを乞ふ、即ち亦此の志なり、夫れ高知縣は吾輩貴屬の地にして吾輩の諸君に於けるは情誼亦特に篤し、則ち諸君と相共に勉勵以て此志を達せんと欲す、豈亦已むを得ん哉、故に委さに吾輩の同志の志を掲げて以て諸君に告ぐる者如左。

夫れ吾輩齊しく我日本帝國の人民たり、則ち三千有餘萬人民盡く同等にして貴賤尊卑の別なく、當に其一定の權理を享受し以て生命を保ち、自主を保ち、職掌を勉め、福祉を長じ、不羈獨立の人民たる

べき事昭々乎として明白なり、是権理なる者は威權以て之を奪ふを得ず、富貴以て之を壓するを得ず、蓋し天の以て均しく人民に賦與する所のものにして而して斯の権理を保有せんと欲する者亦人民の宜しく勤勉すべき所の者なり。

人民誠に是の権理を保有せんと欲す、先づ自ら治めずんばあるべからず。

蓋し人民其政府に依頼すること過甚なれば、則ち其自立の氣風を傷ふ、人民其自立の氣風を傷へば、則ち天下の元氣随つて萎靡す、歐米人民獨り宇内に雄視し、而して支那印度等の人民能く彼と比較し得ざる者職として是れ之に由る、是故に吾輩誠に勤勉し、以て我帝國の昌盛を致さんとす、則ち空しく自ら治むるよりして始め、以て自ら立つることを務む可し。

夫れ天下の元氣存すれば則ち其國強盛、而して其人民の福祉茲に長す、然るに天下の元氣と云ふ者は乃ち人民各個の元氣相聚るの大なる而已、故に其人民氣風の強弱盛衰乃ち天下の元氣を消長す、然らば則ち吾輩一人一個の天下に於ける各其責任を負ふ者なり、歐人謂へることあり、國は人民反射の光なりと、故に一人民の氣風苟も衰ふ則ち天下人民の元氣を失ふ、天下千萬人の元氣を失ひ而して日に益々甚しければ國安んぞ能く獨り其昌盛富強を致さん哉、今我國大變革に遭際し、世動もすれば智猿詐僞に趨つて恥無き者あり是れ我帝國の蠹賊なり、我輩誠に發奮し天下の元氣を振はんと欲す、則ち宜しく先づ自ら修め自ら治むるよりして始め而して人民の権理を保存し以て自由獨立の人民と

なり、歐米各國自由の人民と匹交し得るを務めずんばある可らず。

且夫れ政府なるものは畢竟人民の権理を保全せんが爲めに設立せらるゝものにして、純ら人民の爲なり、故に歐語に政府の官員を指して公共の僕と云ふ、然らば則ち人民は國の本なり、今我輩其一分に居る、豈又自ら敬し自ら尊ばざる可けん哉、人惟自ら敬尊せず、故に卑屈狡猾猥褻にして無恥に至る、人苟も恥無きときは則ち其能く萬物の靈たるもの幾ばくか有る、於是信義日に失し廉恥日に衰ふ、夫れ信義廉恥なるものは元氣の養ひなり、元氣一旦其養を失す、天下の萎靡怠惰乃ち斯に従ふ矣、今や我國動もすれば倉皇狼狽而して猥褻恥無きに至る者あり、是吾輩の大に憂ふる所にして而して諸君亦必ず之を慨せん、請ふ諸君と共に此元氣を振起するを以て敢て自ら任じ相共に我日本帝國の隆盛を致すを謀らん也。

夫れ吾輩誠に人民の権理を伸べんと欲す、則ち民會必ず立たずんばある可からず、況んや惟斯制度獨り能く我 天皇陛下の尊榮を益し我帝國の福祉を長するに堪ふるをや、然りと雖も上己に之を言ひし如く、人民なるものは國の本なり、苟くも人民の品行汚下ならば、則ち民會と雖も其效必らず十分なる能はず、故に到底人民の自修自治、而して以て自ら立つ者天下福祉の本なり、加之るに人民已に至貴至重の権理を受け以て天下に獨立し得べきの理を有す、則ち其自ら修め自ら治め以て其政府に依頼すること過甚ならざる者亦其責任なり、故に、其自ら修め自ら治むる者則ち吾輩人民たる者の務なり

り、夫れ其自ら修め自ら治むるとは、之を内にしては自ら敬尊し信義を重んじ廉恥を崇び揚々として自由人民の氣風を張り、之を外にしては結社合力職業を勤勉し險を避けず難きを畏れず、耐忍して挫けず、敢爲して必ず遂げ同社の士患難相恤み利益相共にし一個の私利を營せず、而して一般の公益を謀り以て開化文明の實を擧ぐる等の謂なり、然るに今吾輩是等の事を立てんと欲す、一人一個の能く做し得べきにあらず、必ずや同志の士結社合力始めて能く斯の志を達するを得べし、即ち歐米人民の能く結合して其強盛を致す所以なり、夫れ舊俗未だ必ず惡しからず、惟能く之を修飾改正して以て時勢に適するにあるのみ、俗語に組合なるものあり、此即ち良制に因るべき者なり、請ふ諸君と共に、此組合の制を完備擴張し相共に統合し、以て自修自治の志を達し遂に上つて天下の民會を設立し國家定律の基本を立てん也、是の故に吾輩の志は則ち、人民の權理を伸張し生命を保ち職業を勤め福祉を長するに在り、而して我輩の事は則ち自ら修め自ら治め自ら助け自ら立ち、而して天下の元氣を振起するよりして始む可し、誠に諸君此志を同うす、請ふ相共に結社合力し以て斯志を達せざらんや、若し夫れ結社上の條目規則及び着手の次第に至ては、吾輩自ら所見ありと雖も今之を茲に言はず、其或は私見を張るに陥り會合集議の意に戻らんことを恐るればなり、故に將に一夕諸君と相共に之を議定せんとす。

愛 國 社

前參議板垣退助等の同志に依りて鼓吹せられたる、自由民權の思想は早くも國民の覺醒を促し、四方の志士蹶然として起ち、盛に自由を唱ひ、民權を説き、國會を設けて公論を徵するの急務たるを論じ、急言過論して忌憚なきに至れり、明治八年二月愛國公黨及立志社は檄を全國に發して同志を大阪に召集せり、集まる者加賀の島田一郎、陸義猶、筑前の越智彦四郎、建部小四郎、豊前の増田宗太郎、梅谷安良、薩摩の鮫島相政、肥後の宮崎八郎、因幡の今井鏡太郎、阿波の岡本健三郎等四十餘名にして、板垣退助は、片岡健吉、西山志澄、福岡孝悌等と共に立志社同人を率ひて來り會し、一大政社を設立して愛國社と稱し、板垣を首領に推し、將に一大飛躍を試みんとするに際し、同年三月大阪會議の結果、木戸孝允、板垣退助は入閣して參議となり、新たに政體取調委員を設けて元老院、大審院を設置し、民選議院開設運動に一步を進めたるも、愛國社は板垣の入閣に由りて其首領を失ひ、一時解散の止むなきに至れり。

愛國社會議書

吾輩此社を結ぶの主意は愛國の至情自ら止む能はざるを以てなり、夫れ國を愛するものは須らく先づ其身を愛すべし、人々其身を愛するの通義を推せば互に相交際親愛せざるべからず、其相交際親愛

するには必ず先づ、同志相集合し會議を開かざるを得ず、今此會議を開き互に相研究協議し以て各其自主の權理を伸張し人間本分の義務を盡し、小にしては一身一家を保全し、大にしては天下國家を維持するの道より、終に以て 天皇陛下の尊榮福祉を増し、我帝國をして歐米諸國と對峙屹立せしめんと欲す、乃ち今此主意を達せんが爲めに約款を定立する者左の如し。

第一條 此社ヲ名ケテ愛國社ト稱シ東京ニ會場ヲ設ク可シ。

第二條 愛國社ハ各縣各社ヨリ共社員兩三名ヲ東京ニ出シ、毎月數次期日ヲ定メテ相會シ、大政ノ由テ出ル所ト天下ノ形勢時情トヲ察シ、一般人民ノ利益ヲ圖ル等ノ事ヲ協議討論シ何ニ依ラズ各社ニ報知スル事ヲ務ムベシ。

第三條 前條ノ外毎年二月八月ノ十日ヲ以テ東京ニ會同ヲ爲シ、細大ノ事務ヲ議定ス可シ、何レ非常ノ大事件アル時ハ在京ノ社員ヨリ各社ニ報知シ臨時會同ヲ催ス可シ。

第四條 右ノ會同ニハ各縣社長必ズ出席ス可シ。

其他ハ各社ノ適宜ヲ以テ社員二三名ヲ出スベシ。

各社長若シ事故アリテ出席シ難キトキハ代理人ヲ出スベシ。

第五條 至急決議スベキ事件或ハ建白スベキ事件アリテ二季ノ會同ヲ竣ツ能ハズ、又ハ臨時會同ヲ催スノ暇ナキトキハ在京社員協議ノ上之ヲ處分シ速カニ各社ニ報告ス可シ。

第六條 各縣結社ノ體裁規則、會議ノ方法施設等ノ如キ其民心風土ノ宜シキニ從ツテ之ヲ處分シ二季會同ノ節ニ互ニ照會ス可シ。

但シ各縣共社員ノ名簿ヲ作り會同ノ節其増減ヲ照スベシ。

第七條 實際親睦ヲ厚ウスルガ爲メ各縣社員互ニ相往來通信シ及ビ各縣各社員決議ノ事件ヲモ互ニ相報告ス可シ。

第八條 吾輩己ニ至誠自ラ信ジテ此社ヲ結び、各其通義權理ヲ保護伸張セント欲ス、故ニ宜シク常ニ勉強忍耐シテ假令艱難憂戚ノ百挫千折スルモ敢テ屈撓スルコトナク、終始一致勉焉倦マザラシコトヲ要ス。

於此連署調印各其他ナキヲ表スル所以ナリ。

明治八年二月二十二日

愛國社の再興

民選議院設立の主唱者板垣退助は參議の重職に就きて閣内に在るや、元老院に獨立の立法權を與へざるべからずと痛論し、又參議にして各省の卿を兼ねるは權力の偏重を來す所以なりと非議し、明治

八年十月桂冠して郷里に歸臥せり、此の時に當り政府の權威益々加はり、專横の弊愈々増長して誹議不滿の聲漸く高く、各地に於ける民選議院設立の運動は漸く昂進したるを以て、河野廣中、竹内正志、頭山滿、栗原亮一、杉田定一等は板垣を高知に訪ひ愛國社再興の急務を力説し、明治十一年四月其の再興趣意書を發表し、片岡健吉、松田正久、植木枝盛、栗原亮一等は全國に遊説して大に同志の結合に努め、同年十月一日を以て大會を大阪に開き合議書十二條を定め愛國社の再興を議決せり。

參會者

- | | | |
|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 木原隆忠 | 鍋島克一 | 武富陽春 <small>(佐賀上)</small> |
| 山東一郎 | 兒玉仲兒 | 千田軍之助 <small>(和歌山上)</small> |
| 友松醇一郎 <small>(豊前)</small> | 川島澄之助 <small>(久留米)</small> | 竹内正志 |
| 小林樟雄 | 中川横太郎 <small>(岡山)</small> | 高木明輝 |
| 内藤正格 <small>(松山上)</small> | 細谷多門 <small>(高松)</small> | 坪内文興 |
| 岡島清潔 <small>(鳥取上)</small> | 宮本千真木 <small>(愛知)</small> | 進藤喜平太 |
| 頭山滿 <small>(福岡上)</small> | 佐野範太 <small>(熊本)</small> | 戸田九思郎 |
| 齋藤幹 <small>(石川上)</small> | 栗原亮一 <small>(三重)</small> | 杉田定一 <small>(福井)</small> |
| 前野正身 | 片岡市 | 西原寛 |

- | | | |
|---------------------------|------|------|
| 兒島稔 | 行宗貞茂 | 濱田芮 |
| 高田逸馬 | 池添祥陽 | 原篤治 |
| 林包明 | 濱田三孝 | 鳥居止功 |
| 岩澤仲通 <small>(土佐上)</small> | | |

尙盟主たる立志社よりは、西山志澄、森脇直樹、山本幸彦、植木枝盛等總代として參會し會議の結果本社を大阪に設け山本幸彦、森脇直樹の二氏事務管掌の任に當れり。

愛國社再興合議書

吾輩此社を結ぶの主意は愛國の至情自ら止む能はざるを以てなり、夫れ自ら愛するものは須らく先づ其身を愛すべし、人々各々其身を愛するの通義を推せば互に相交際親愛せざるべからず、其相交際親愛するには先づ同志集合し會議を開かざるを得ず、依て今此會議を開き互に相研究協議し、以て各各の自主の權利を伸張し人間本分の義務を盡し小にしては一身一家を保全し、大にしては天下國家を維持するの道より、終に以て 天皇陛下の尊榮福祉を増し、我帝國をして歐米各國と對峙屹立せしめんと欲するに在り。

今此趣意を達せんが爲め左の條件を約定せり。

第一條 此社ヲ名ヅケテ愛國社ト稱シ大阪ニ會場ヲ設ク可シ。

第二條 愛國社ハ各縣各社ヨリ共社員兩三名ヲ東京ニ出シ毎月數次期日ヲ定メテ相會シ大政ノ由ツテ出ヅル所ト天下ノ形勢事情トヲ察シ一般人民ノ公益ヲ圖ル等ノ事ヲ協議討論シ及何事ニ因ラズ各社ニ報知スルコトヲ努ム可シ。

但シ事故アリテ常ニ社員ヲ出シ置ク能ハザル者ハ其事由ヲ在阪社員ヘ報告スベシ。

第三條 前條ノ外毎年三月九月ノ十日ヲ以テ大阪ニ公會ヲ開キ細大ノ事務ヲ議定スベシ。

但シ非常ノ大事件アル時ハ在阪社員ヨリ各社ニ報知シ臨時會同ヲ催スコトアルベシ。

第四條 右ノ公會ニハ各縣各社長必ズ出席スベシ、其他ハ各社適宜ヲ以テ社員兩三名ヲ出スベシ。

但シ各社長若シ事故アリテ出席シ難キトキハ代理人ヲ出スベシ。

第五條 至急決議スベキ事件、或ハ建白スベキ事件等アリテ二季ノ公會ヲ俟ツ能ハズ又臨時開會ヲ催ス暇ナキトキハ在阪社員協議ノ上之ヲ處分シ速ニ各社ニ報告スベシ。

第六條 各縣結社ノ體裁、規則會議ノ方法施設等ノ如キハ其民心風土ノ宜シキニ從ツテ之ヲ處分シ二季公會ノ節互ニ之ヲ照會スベシ。

但各縣共社員ノ名簿ヲ作り公會ノ節其増減ヲ照ス可シ。

第七條 各縣各社ニ於テ施行スル事業及ビ該地ノ景況ヲ時々在阪社員ニ報告ス可シ。

但シ在阪社員ニ於テ要件ト認ムル者ハ本社ヨリ各社ニ報告ス可シ。

第八條 以上衆議ニ因ツテ決定スト雖モ時勢ノ變遷、人情ノ更替スルニ從ヒ一ケ年二期ノ公會ヲ俟テ改削増減スルコトアルベシ。

第九條 吾輩既ニ至誠自ラ信ジテ此社ヲ結ビ各共通義權利ヲ保護伸張セント欲ス、故ニ宜シク常ニ勉強忍耐シテ假令艱難憂戚百挫千折スルトモ敢テ少シモ屈撓スル事ナク、終始一致勉焉トシテ倦マザランコトヲ要ス、於是連署調印シテ其他ナキヲ表スル也。

附 則

第一條 自今社員タラン者ハ本籍ノ地方ニ十名以上同志ノ結合アル者ニ限ルベシ。

第二條 都府ノ地ニ於テ結成シタル社ハ人員ノ多少ニ拘ラズ渾テ入社ヲ許サザルモノトス。

但シ社旨ハ勿論規則方法等完備シテ終始瓦解ノ患ナキモノハ二季公會ノ節特別ノ協議ヲ以テ入社ヲ許ス事アルベシ。

第三條 入社ヲ乞フ者アルトキハ、先ヅ其社ノ主意書及諸規則並ニ社員名簿等ヲ出サシメ在阪委員ハ其事實ヲ得ンガ爲メ當時入社ヲ乞フ者ノ地方ニ接近セル同盟ノ社ヘ其旨ヲ依頼シ、二季公會ノ節本會ノ衆議ニ附シ之ガ許否ヲ決定スベシ。

愛國社の再興するや、此の新勢力を中心として、全国各地に幾多の新團體を結成し、各代表者を参加せしめ相呼應して民選議院設立運動の氣勢を昂揚せり、即ち東北地方には石陽、三師の兩社を中心として岩磐二州會の設立せらるゝあり更に酒田の盡性社、盛岡の求我社、仙臺の鶴鳴社、會津の愛身社、相馬の北辰社、陸前の自郷社、磐城の興風社等あり九州には福岡の共愛社、久留米の共勉社、中津の合一社、熊本の相愛社あり四國には土佐の合立社、南山社、伊豫の公共社、公立社、山陰には出雲の尙志社、鳥取の共立社等結成せられ尙常陸には潮來社、三河には交親社、名古屋の羈立社等、何れも堂々たる趣意書を發表して、自由民權國會開設を力説し、漸く國民的運動の色彩を發揮するに至れり。

明治十二年三月二十七日愛國社は其約款に従ひ、第二回大會を大阪に開き、次で同年十一月七日第三回大會を大阪に開催して、愛國社本來の目的たる國會開設運動を開始することに決し、先づ同盟二十餘社は同志糾合の爲め各地方の遊説を行ふことゝなし、次で國會開設上願の起草を決議し、新に東京に愛國社支社を設置することに決せり。

次で明治十三年三月十五日愛國社は更に第四回大會を大阪に開くや、同盟二十七社、二府二十二縣に亘り、同志八萬七千人の代表として百十四名會同し、片岡健吉を議長に推し、西山志澄を副議長となし、杉田定一、内藤魯一を幹事に擧げ、會議の結果同年四月九日愛國社を國會開設願望有志會と改稱し、河野廣中、渡邊禎一郎を司計に、松澤求策、永田一二を國會開設願望書起草委員に、片岡健吉、河野廣中、植木枝盛、杉田定一、村松龜一郎、岡田健長、小島忠里、北川貞彦を同盟規約編成委員に選任し願望書捧呈委員として、片岡健吉、河野廣中を選定せり。

國會開設願望有志會

愛國社は明治十三年三月十七日第四回大會の決議に基き、同年四月九日其名稱を國會開設願望有志會と改稱し、同盟規約編成委員片岡健吉、河野廣中、植木枝盛、杉田定一、村松龜一郎、岡田健長、小島忠里、北川貞彦等の起草したる同盟規約を發表せり。

國會期成同盟規約緒言

夫れ國會を開設するは國家の緊要なる所にして今日の最急務たり、吾輩國民たるもの安んぞ之を謀らざるを得んや、蓋吾輩の今茲に大阪に會して國會を開設する允可を願望するや素より深く國會を望むに因ればなり、故に一回之を願望する耳、未だ國會の開設を企圖し國會の興立を勉成するに盡したり矣と云はん哉、吾輩焉んぞ共謀同盟以て身心の力を竭さざるべけん乎。

且夫れ國會なるものは則ち國家の大事なれば、吾輩眞に國會を謀るものは大に全國の人民を結合せざるを得ざるなり、而して大に全國の人民を結合せん乎、吾輩共謀同盟せざるを得ざるなり、吾輩國會を切望するもの安んぞ同盟を爲さざる可んや、夫れ國會は國家民人の會なり、人民にして實に結合同心するが如きに至れば政府決して國會を開設するを允さざるの事あらざるべく、國民の相會して而して後政府にして國會開設を允さざるあれば則ち是れ政府の國家に背くなり、吾輩の務むるの缺くにあらざるなり、國會は則ち遂に興るを得ざるにあらざるなり。而して吾輩の勉強實に此に至らざるべからざるなり、仍て吾輩今茲に相會して乃ち國會期成同盟と爲し略其規約を定むること左の如し。

國會期成同盟規約

第一條 今明治十三年三月國會開設ノ願望ノ爲メ大阪ニ會セル各組合ヲ以テ國會期成同盟會ト爲シ國會ノ開設スルニ至ルノ美果ヲ見シ事ヲ謀ラン。

第二條 今明治十三年三月大阪ニ於テ議決セル國會ノ願望書ヲ我 天皇陛下ニ奉呈スルノ後ト雖モ國會開設ノ成ルニ至ル迄ハ幾年月ヲ經ルトモ同盟ヲ解カザルベシ。

第三條 今明治十三年三月ノ會議ノ終ルノ日ヨリ東京ニ常備委員ヲ置クベシ、常備委員ハ二名ト定メ之ヲ公選スベシ、常備委員ハ國會ニ關スル事柄ニ付諸人ニ應接シ各地各組合ニ通牒ヲナシ各

地ノ通報ヲ受クル事ヲ掌ル。

第四條 國會開設ヲ願望スルノ後常備委員ハ毎月其景況ヲ各組合ニ報告スベシ。

第五條 今明治十三年三月公會ヲ以テ議決セル所ノ願望書ヲ我 天皇陛下ニ奉呈シ果シテ允准ヲ得タル時ハ先ヅ國會憲法ヲ制定スベキ全國ノ代人ヲ出ス方法ヲ政府ニ建言シ、又ハ其方法ニ付同盟ノ望ム所ヲ政府ニ乞フ事アルベシ。

第六條 前條ノ通り國會開設ノ准許ヲ得タル時ハ國會憲法ヲ政府ニ建言シ又ハ國會憲法ニ付同盟ノ望ム處ヲ政府ニ乞フ事アルベシ。

第七條 前二ヶ條ニ書シタル所ノ國會憲法制定ノ代人規則ト並ニ國會憲法ハ第九條ニ掲グル會合ニ於テ議決スベシ。

第八條 前三條ノ事項アルガ故ニ國會開設ノ允准ヲ得タル時ハ常備委員ハ直ニ之ヲ各組合ニ報告スベシ。

第九條 前條ノ報知アル時ハ各組合ハ總代一名ヲ直ニ東京ニ出張セシメ會議ヲ開クベシ、其日限ハ常備委員之ヲ定メテ各組合ニ報告スベシ。

第十條 國會願望ヲ開届ケラレザルカ又ハ二ヶ月ヲ經ルモ何等ノ沙汰ナキトキハ各組合ニ於テ大ニ天下ニ遊説シ益々全國ノ結合ヲ謀リ本年十一月十日ヨリ大集會ヲ東京ニ開キ全國公衆ノ意見ヲ

集合シテ其方向ヲ議定スベシ、然レドモ百人以上ノ組合五十ヲ増加スルニ非ザレバ明治十四年三月一日ヲ俟テ開クベシ、來會者過多ニシテ議場ノ整頓ヲ得難キ時ハ國縣又ハ其國縣ヨリ出デタル委員ノ數ト其國縣團結人口トノ三ツノ者ニヨリテ議員ノ數ヲ制限スル事アルベシ。

第十一條 右ニ付國會開設ノ准許ヲ得ザル時ハ最モ速ニ之ヲ各組合ニ報告スベシ。

第十二條 國會開設ノ成ルニ至ル迄ハ同盟ノ組合ハ常ニ成ルベキ丈ケノ遊説員ヲ各地ニ出シ全國ノ諸人ヲシテ國會開設ノ爲メ合同シテ盡力スルニ至ラシムル事ヲ謀ルベシ。

第十三條 各地遊説ハ全國ヲ十二大區ニ分割シ其各聯合區費ハ各組合共同シテ擔任スベシ。但シ其劃ハ左ノ如シ

- 第一區 筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、臺岐、對馬、琉球、
- 第二區 長門、周防、安藝、
- 第三區 因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、
- 第四區 備前、備中、備後、美作、
- 第五區 淡路、播磨、丹波、丹後、但馬、攝津、
- 第六區 讃岐、伊豫、土佐、山城、大和、河内、和泉、伊賀、伊勢、志摩、紀伊、阿波、
- 第七區 三河、尾張、駿河、遠江、

第八區 若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、近江、

第九區 飛驒、美濃、

第十區 信濃、甲斐、

第十一區 伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、

第十二區 磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、北海道、

第十四條 以後同盟ニ加入スルヲ許スベキ者ハ其府縣ニ於テ住居スル者並ニ寄留スル者百人以上ノ組合人アル者ニ限ルベシ、但シ已ムヲ得ザル事情アリ同盟十組以上ノ保證アル者ハ五十名以上ニ限り之ヲ許スコトアルベシ。

第十五條 已ニ同盟セル組合ト雖モ其人員百人以上ニ充タザルトキハ此會ニ加入スルヲ許サズ。

但シ止ムヲ得ザル事情アルモノニシテ其結合五十名以上ニ至ルモノハ已ニ同盟セシ各組合協議ノ上之ヲ許ス事アルベシ。

第十六條 來會ノ委員ハ其社其組合ノ連印簿ヲ持參スベシ、其百人以上アル者ハ十名毎ニ一名ノ調印ヲ以テ足レリトシ其十人以上アル者ハ百人毎ニ惣代一名ノ調印ヲ以テ足レリトス。

第十七條 同盟ニ係ル諸入費金ハ各議員ニ於テ負擔スベシ。

第十八條 此同盟ハ當時國會開設ニ至ル迄ヲ期トスレドモ國會既ニ設立ニ及ブトモ更ニ相會シテ議決

ヲ經ルノ後ニ非ザレバ解散セズ且議決ニ依リテハ更ニ國會開設外ノ事ヲ約スル事アルベシ。
以上

愛國社第四回大會に於て國會開設請願書捧呈委員に擧げられたる片岡健吉、河野廣中二氏より捧呈したる請願書は左の如し、

國會を開設する尤可を上願する書

日本臣民片岡健吉、河野廣中等敢て尊嚴を畏れず茲に謹んで恭しく我 天皇陛下に願望する所あらんとす、臣等我國にあつて國會の開設を望む所以も亦一つならざるなり、故に臣等は今先づ之を上陳せん、夫れ天の斯民を生ずるや之に賦するに自由の性を以てし、之に與ふるに碩大の能力を以てし、それをして至高の福祉を享受せしむ、凡そ人間たるもの豈此の本性を保存して其養を完うせざる可けん哉。抑々人間の責任も亦重大なる哉、蓋し人民の國家を結び政治を立つるも亦其本分を全うし厥通義を達せんとするに在る耳、然るに我國の如きは、古來政府にして獨り國政を任じ、人民も亦曾て自ら之に關與することなく自ら知らざるもの、如くせり、豈是れ斯を可矣とせん哉、蓋し斯の如きは則ち是れ其自ら主人たるの力を空うし、一國民たるの權義を虧くの理にして眞に恥づべきも亦甚大矣也、故に臣等は今に在つて中心之を恥ぢ且つ憾む、焉んぞ今より參政の權利を得て以て 陛下が多勞を減

するを謀り、從來國家の政を擧げて皆悉く一に政府を煩はし政府を勞せし罪は償はざるを得ん哉、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の一也。

凡そ國家に急要なる所のものは人民の一致協和する事は各人同じく其國を愛するの心よりせざるはなく、若夫れ人民にして一和せざれば變亂隨て起り百災由て兆し、國力爰に衰退し紀綱茲に頽廢し、甚しければ則ち竟に其國を滅ぼし若くは其國の大權を喪ひ、不可言の大害を蒙るに及ぶべく而して今其所謂國家の人民をして善く一和せしむるものは、其等をして自ら國政に關與せしめ自ら國事を審知せしむるに在りとし、人民をして愛國の心を滅殺せしむるものは專制政體より甚しきは無ければ、愈愈王室の安泰を保全し其鞏固を得べき事は定律政治に若く事は莫く、王室を危殆に陥れ王位の鞏固を失ひ易きことは專制政體より甚しきは莫く、國家を危険に傾け億兆の不幸を醸し易き事も亦專制政治より甚しきはなき也、臣等國民たる者定律の政治を望まざることを得ん哉、而して定律の政體を立てんとするも亦必ず國會を開設せざるを得ざる也、これ其臣等が國會の開設を望む所以の二也。

陛下 明治元年の三月に立定せらるゝ所の誓文五個條の一に曰く、廣く會議を興し萬機公論に決すと、廣く會議を興し萬機公論に決する事を行はんとすれば、國會を開設せざる可からざる也、國會を興すは廣く會議を興す所以にして、廣く會議を興すの法、國會を興すに若くは莫く、且公論と云ふものは舉國人民の意思より生ぜずんば非ざる可ければ、所謂萬機公論に決せんとするも亦國會を興して以

て全國代議人を會すに非ざれば能はざれば也、其二に曰く、上下心を一にして盛に經綸を行ふべしと、それ上下心を一にして盛に經綸を行はんとすれば國會を興さざる可からざる也、專制の政治は則ち上下の心を隔つるの最にして國家の代議院を設くるものは則ち政府と人民の心を交通し得るの一法なればなり、其三に曰く、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦ざらしむと、其れ官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしむるの道を爲すものは、人民の心をして倦厭せしむるの甚しきものにして、而して國會を開く事は庶民をして其志を勵まし人心をして競勉せしむる所なればなり、其四に曰く舊來の陋習を破り天地の公道に基くべしと、夫れ舊來の陋習を破り天地の公道に基くことを得んと欲するものは、國會を興さざる可からざる也、專制の政治は則ち舊來の陋習にして立憲政體を立てんとする事は則ち當今我國の公論に係り、且つ其適當を見る所なれば則ち公論に従つて適當を見るの事を施すものは則ち天地の公道なれば也、其五に曰く、智識を世界に求め大に皇基を振起すと、夫れ智識を世界に求め大に皇基を振起するの實を擧げんとするも亦國會を開立するに在る也、今世にあつて國會を開く事は便ち世界の知を學ぶ所以にして、之を開かざる事は世界の知識を弄擲して顧みざる者と爲すべく、而して皇基を振起するも亦國會を開きて人民の愛國心を發せしめ及び全國の一致するに非ざれば能はざる可ければ也。

而して其尾に曰く、我國未曾有の變革をなさんとし朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ大に斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす、衆も亦此の旨趣に基き協心努力せよと、夫れ萬民保全の道は、豈專制政體を改革して立憲政體を定むるに在らざらん哉、是れ其の臣等が國會の開設を望む所以の三也。

陛下曾て億兆に告ぐるの翰文に曰く、近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ下は億兆を苦しめん事を恐る、故に朕こ、に百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し天下を富嶽の安きに置かんことを欲すと、於茲 陛下の志や卓矣哉、陛下洵に己に此の志あり、豈國會を開かざる可けん哉、專制政體を墨守して之を改めざることは世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效をはからざるものにして、國家一日の安寧を失ひ易く還た百年の憂を醸し、遂に各國の凌侮を受け一は列聖を辱しめ、一は億兆の苦となるべく、國會を開立して憲法を確定すること億兆を安撫し天下を富嶽の安きに置くの道なれば也、而して臣等善く 陛下の志を體認し 陛下の業を助けて、神州を保全せんとするも亦必ず參政の權利を得ざる可からざれば也、是其臣等が國會の開設を望む所以の四也。

陛下 明治八年の四月を以て發する所の詔に曰く朕即位の初首として群臣を會し五事を以て神明に

誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力に頼り以て今日の小康を得たり、願ふに中興日淺く内治の事當に振作更張す可き者少しとせず、朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設けて以て立法の源を廣め、大審院を置き以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し以て民情を通じ公益を謀り漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す、汝衆庶或は舊に泥み、故に慣ること莫く、又或は進むに輕んじて爲すに急なる事なく、それ能く朕が旨を體して翼賛する所あらんと 陛下の心進んで既に茲に至る、何爲すれば獨り國會を開設せざるを得んや、今夫れ未だ曾て一步を動着せずして漸次に百里を行かんと欲する者あらば、人其れ之を不當と云はざらんや、夫れ我國は未だ國會なきもの也、 陛下漸次に立憲政體の完具する事を望まば則ち今先づ國會を開設すべく、未だ國會を開設せずして而して漸次に立憲の政體を立てんと欲すと云へば、是何ぞ未だ一步を動着せずして漸次に百里を行かんとすと云ふ者と異ならん哉、是臣等か國會の開設を望む所以の五也、

陛下即位以來勇斷決行する所も亦一ならず、明治四年に廢藩置縣の事あり、亦隨て國民に參政の權を與へざるを得ん哉、何となれば則ち今夫れ藩を廢して縣を立つる者は全國の善く結合するを欲するが爲めにして、全國の眞に結合すべきは各民其の利害を同うし其心志を一にし、偕に其一國を愛せしむる道は國會を開設するより良きは莫ければ也、同じく五年に全國募兵の法を立つる事あり、亦隨て國民に參政の權を與へざるを得ん哉、何となれば即ち全國募兵の法を立つるものは舊來の法制の如く、

國中に兵農を分ち獨り一部の士族のみを以て兵の責を專任せしむる時は、國家未だ鞏固なる能はざるが故に國を以て國を護るの固きを取らんとするものにして、國家の眞に固きことは萬民克く一致して同じく其國に報ゆるの心を發せしめざる可からざるべく、而して萬民克く一致して同じく報國の心を發せしむるの道は、國會を開設するより良きは莫ければなり、同じく五年に地租を改正するの令を發し地券を行へり、亦隨て國民に參政の權利を與へざるを得ん哉、何となれば地租を改正し地券を行へるものは天下は天下の天下にして政府の私有に非ざるが故にして、既に地券を發行すれば即ち國土は政府の私有に非ざること甚だ彰著也、國土既に政府の私有に非ざれば則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざるなり、人民の身命財産實に政府の私有にあらず、政府是等に就いて租税を徵するは人民の私有より徵すると云はざるを得ざる也、將た其租税は國家の爲めに徵する者なれば、則ち已に收むる所の租税は必ず之を國家の共有物と謂はざるを得ざるなり、而して今夫れ私有は其主一人にして之を處置するの權ある可く、共有は公衆と共謀せざる可からざること實に理の當然なれば政府に業既に地券を發行して天下の天下たることを明にすれば、即ち租税を天下に徵し及び既に收めて國家の共有物と爲れる所の租税金を處置するには、政府一己にして之を爲す可き義あること無く必ずや全國人民と共議せざるを得ざる可く、而して租税を全國人民と共議するには國會を開設せざるを得ざる可ければ也、是れ其臣等が國會の開設を望む所の六也、凡そ人民の其國にあつて義務を盡す所以のものは、

其國に在つて安全幸福を受けんと欲するが爲に非ざるはなきなり、然るに我國維新以來十有餘年間の如きは兵亂相續き騷擾較む靡く、未だ一歳の靜寧安綏を得て以て民業を綏んする能はず、而して叛亂の既に起るに至りては、政府固より之を鎮制せざるに非ざると雖も、而も騷亂の起るや人民を傷害し財貨を費耗し、其慘毒を社會に流す事實に甚しく、國家の元氣を減損する事少々に非ざる也、陛下豈之を顧みざるを得ん哉、臣等豈默過することを得ん乎、而して是の如き國勢を救正すべき者は國會を開設するより先なるは莫きなり、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の七也。

凡そ國家は人民の湊合する者にして國家の事は人民の事ならざるは莫く、國家の盛衰治亂は人民の安危憂樂に關せざるはなくして、而して邦國の治亂盛衰は國家の財政に關する事甚だ多矣、然るに今日の我國の如きは國債素より夥しく紙幣頗る過多にして物價昂貴し而して其勢愈々益々甚しからんとす、豈憂ふべきに非ず哉、就中外債の如きに至つては、事實に外國に渡る、若夫れ償却の道を誤るに至らば則ち實に國家の存亡に關すべし、豈憂ふべきに非ずや、臣等陛下と俱に之を慮からざるを得んや、然り而して其勢の此に至るものは國家甚だ變動多く、非常事件の頻りに直出せしに關するものあれば、今の計を爲すものは宜しく變亂の根を醫し其本を療すべくして、而して其事は則ち國會を開設して人民の自主と愛國心を發せしめ、全國人民の心思を通じて相一致し相合和せしむるに在るべし、之れ其臣等が國會開設を望む所以の八也。

如今各國四方に雄飛するの秋に當り確然國家の獨立を維繫し、嘗に外邦の凌侮を受けざるのみならず萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布せんとするは、前既に言ふが如く實に陛下の志す所にし、臣等の同じく欲する所也、然るに我國今日の如きは海外各國に對し未だ十分に能く獨立の大權を張る事なく、屈辱を受くる者實に尠からざる也、而して今若し之を一變することなく徒らに經過せんとすれば則ち益々屈辱を蒙りて止むこと無く、終に言ふに忍びざるの大事を生出せんも亦測る可からざる可し、豈慨せざるを得ん哉、抑々亦思はざる可けん哉、然り而して國家の原素たる者は人民にして、國は民に由つて立つ者なれば、人民に自主自治の精神なく人民に人民たるの權利を有することなければ國家は克く不羈獨立す可きことなく、克く國權を張るを得べからざるの理なれば、今先づ國會を興さざるを得ざる可き也、是れ臣等が國會の開設を望む所以の九也。

是れ臣等が以て國會の開設を望む所以の大略也、蓋し今日我國に於て國會を開設する事は陛下の會て欲する所にして、臣等の固より望む所國家に在て已む可からざる所と爲すべし、故に臣等常に陛下を賛けて早く國家の興立を見んと欲し、國會を開設し、陛下と共に至大の慶福を保たんと欲し、寤寐國會の事を思ひ造次にも亦其他を念はざる也、陛下乞ふ之を熟察し臣等の願を許して以て國家を安んぜよ、臣等請ふ陛下國家の爲めに國會を開設するを允可して以て臣等が願に副へよ、若夫れ之れを開設する方法制度に至つては願はくは之を開設するの允可を得るに隨て適當の代人を出し

陛下と與に共に協議して之を定めん、然れども陛下等が考案を聽かんと爲さば、臣等固より書して以て之を上り、或は口づから之を陳せむ陛下乞ふ早く允可を示せよ。

明治十三年四月

臣 健吉 臣 廣中

頓首謹願

尙左の副願を提出せり

副 願

國會を開設する允可を

皇帝陛下へ上願仕度候に付御呈奏致成下度候也

明治十三年四月十七日

願望者總代岡島清潔外六十九名總代

福島縣磐城國田村郡三春町二十七番地平民

河 野 廣 中 印

高知縣土佐國土佐郡高知街中島町七十一番地士族

片 岡 健 吉 印

太政大臣三條實美殿

右の請願書は太政大臣を経て閣下に奉呈せんとせしも、太政官に於ては之を受理するの規定なきを理由として拒絶せしを以て、更に元老院に提出したるも同院に於ては之を一の建白書として受理し太政官に廻附することに決し、所期の目的を達するに至らず、此に於て兩代表は遂に請願書の捧呈を斷念し、詳かに其報告書を作製して之を愛國社幹事箱田六輔に致し全國の同志に懇へたるを以て、同志の憤激は其極に達し或は太政官、元老院に殺到し或は元老院議長有栖川宮殿下に拜謁を乞はんとし、天下を擧げて國會開設の論争に耽り自由民權の聲滔々として全國に漲り、事態は益々險惡の兆を呈するに至れり、此に於て政府は其對策に焦慮し同年四月八日突如峻嚴なる集會條例を公布し、即日之を施行して高壓的取締を爲したるにより、其反動として却て人心を激昂せしめ國會開設運動を白熱化せしむるに至れり。

集 會 條 例 (明治十三年四月八日 太政官布告第十二號)

第一條 政治ニ關スル事項ヲ講談スル爲メ公衆ヲ集ムル者ハ開會三日前ニ講談論議ノ事項、講談論議スル人ノ姓名住所、會同ノ場所年月日ヲ詳記シ其會主又ハ會長幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出デ其認可ヲ受ク可シ。

第二條 政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メニ結社スル者ハ結社前其社名社則會場及社員名簿ヲ管

轄警察署ニ届出デ認可ヲ受クベシ、其社則ヲ改正シ及社員ノ出入アリタルトキモ同様タルベシ、此届出ヲナスニ當リ警察署ヨリ尋問スル事項アレバ社中ノ事ハ何事タリトモ之ニ答辯スベシ。

前項ノ結社及其他ノ結社ニ於テ政事ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メニ集會ヲナサントスル時ハ仍ホ第一條ノ手續ヲ爲スベシ。(明治十五年同條改正)

第三條 講談論議ノ事項、講談論議スル人員、會場及會日ノ定規アル者ハ其定規ヲ初會ノ三日前ニ警察署ニ届出認可ヲ受クルトキハ爾後例會ハ届出ニ及バズト雖モ之ヲ變更スルトキハ第一條ノ手續ヲ爲スベシ。

第四條 管轄警察署ハ第一條第二條第三條ノ届出ニ於テ國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セザルベシ。

第五條 警察署ヨリハ正服ヲ着シタル警察官ヲ會場ニ派遣シ其認可ノ證ヲ檢査シ會場ヲ監視セシムルコトアルベシ。

第六條 派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セザルトキ、講談論議ノ届書ニ掲ゲザル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戾ニ教唆誘導スルトキ及集會ニ臨ムヲ得ザル者ニ退去ヲ命ジテ之ニ從ハザルトキハ同會ヲ解散セシムベシ。

但シ本條ノ解散ヲ命ジタル時ハ其情狀ニヨリ東京ハ警視長官其他ハ地方長官其結社ヲ解散セシメ又ハ管内ニ於テ一箇年以内共會員ノ公衆ニ對シ政事ヲ講談スルコトヲ禁ズルヲ得ベシ。

第七條 政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ陸海軍人常備、豫備、後備ノ兵籍アル者、警察官、官公立私立學校教員生徒、農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ズ。

第八條 政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ其旨趣ヲ廣告シ又ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ他ノ社ト連結シ及通信往復スルコトヲ得ズ。

第九條 政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得ズ。

第十條 第一條ノ認可ヲ受ケズシテ集會ヲ催スモノハ會主ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ其會席ヲ貸シタル者並ニ會長幹事及其講談論議者ハ各二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ第三條ノ規定ヲ犯シタル者モ亦本案ニ據ル

第十一條 第一條ノ規定ニ背キ社則或ハ社員名簿或ハ社則社員ノ出入ヲ定規ニ於テ警察署ニ届出デズ又ハ尋問スル處ノ事項ヲ回答セザルトキ、社長ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ僞作ノ社則又ハ名簿ヲ届出或ハ尋問ヲ得テ僞答スルトキ、社長ハ右罰金ノ外尙十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十二條 第五條ノ規定ニ背キ派出警察官ノ臨席ヲ背セザルトキ會主會長及社長幹事ハ各五圓以上五

十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ、其警察官ヨリ演說者ノ姓名ヲ尋問スルニ之ニ答ヘズ又ハ偽名ヲ答ヘタル者ハ同罪ニ處シ、再犯ニ當ル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處ス。

第十三條 派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命ジタル後尙退散セザル者ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ二十日以上六月以下ノ禁獄ニ處ス。

第十四條 第七條ノ制限ヲ犯シタルトキ、會主會長及社長幹事ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ二十日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ、其他情狀ノ重キモノアレバ其社ヲ解散セシム、其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨會スル者ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス。

第十五條 第八條ノ制限ヲ犯シタルトキハ、會主會長及社長幹事ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一年以上一年以下ノ禁獄ニ處シ其社ヲ解散セシム、此事ニ關スル者モ亦同罪ニ處シ脅迫スル者及罪再犯ニ當ル者ハ、十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處シ、其社長幹事ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ズ。

第十六條 成法ニ制定スル所ノ集會ハ此限ニアラズ。

大日本國會期成有志公會

國會開設願望有志會總代及其同志に依りて提出せられたる請願書は、悉く政府の却下する所となりしも、國會開設要求の機運は着々として進展せり、然れども當時幾多の政社團體は其組織不完全にして、政府の壓迫に對抗すること能はず、徒らに官僚に乗せらるゝに過ぎず、斯くて、明治十三年十一月十日國會期成同盟會は、曩に捧呈せし國會開設請願の經過報告を兼ね、其善後策を議する爲め、大會を東京に開催せり、參會者同盟委員六十四名に達し、河野廣中を議長に擧げ、協議の結果、國會期成同盟會を、大日本國會期成有志公會と改稱し、本部を東京に置き、松澤求策、林包明、箱田六輔、鈴木舍定、新井毫を起草委員に推し、杉田定一、小田切謙明、香月恕經、郡利、澤邊正修を常務幹事に擧げ、規約を改正して各地と連絡通信を行はしむることとし、別に遭難者扶助法を議定して運動に關する犠牲者を救護し、國會開設運動に邁進せんことを期せり、然るに會員中、從來の運動母體を以てしては、政府に對抗することを不可能なりとし、先づ國民をして有力なる自由主義の政黨を組織せしめざる可からずと提唱するものあり、且つ民選議院の開設は、自由民權の擴張を國民の自由意思によりて要求すべきものなるを以て、須らく其名稱を自由黨と命名すべしと力說せり。

明治十三年十一月十日國會期成同盟會大會に於て政黨組織の急務を力說したる河野廣中、松田正久、

植木枝盛、沼間守一、内藤魯一、山際七司、林包明、山田平右衛門、森脇直樹、島地正存等は、先づ國民大衆を基礎として政黨を組織し、依て以て人民の自由思想を擴充し、其權利を伸張し、國會開設運動を強化せしめんことを期し、大會終了後各所に協議會又は懇親會を開きて、自由黨創立の議を決し、同年十二月十五日左の盟約を議定せしも、明治十四年十月十七日其組織を改造せり。

自由黨盟約書

第一條 吾黨ハ我日本人民ノ自由ヲ擴充シ權利ヲ伸張シ、及ビ之ヲ保存セントスルモノ相合シテ之ヲ組織ス。

第二條 吾黨ハ國家ノ進歩ヲ圖リ人民ノ幸福ヲ増益スルコトニ努ムベシ。

第三條 吾黨ハ我日本國民ノ當ニ同權ナルベキヲ信ズ。

第四條 吾黨ハ我日本國ハ立憲政治ノ宜シキヲ得ルモノナルヲ信ズ。

是より先き、國會開設要望の輿論は、燎原の火の如く全國に擴大したるを以て、政府も亦憲法制定の議を進め、各參議の意見を徴しつゝありしが、明治十四年十月十一日岩倉右大臣は東北巡幸より御歸途の聖駕を千住驛に奉迎して刻下の形勢を奏上し 明治大帝陛下には畏くも事態の重大なるを御軫

念あらせられ、長途の御疲勞をも厭はせ給はずして、即夕三條太政大臣、有栖川左大臣、岩倉右大臣以下伊藤、山縣、寺島、黒田、西郷、井上、山田の各參議を御前に召し會議を開かせられたるを以て、各參議は連署して意見書を捧呈し聖裁を仰ぎたる結果翌十二日を以て明治二十三年を期し國會を開設すべきの大詔を煥發せられたり。

國會開設ノ勅諭 (明治十四年十月十二日)

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創ノ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ。

爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ立國ノ體國各宜シキヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖宗照臨シテ上ニアリ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ、責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サムトス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ謨訓ヲ明徴シ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス。

第二章 政黨の勃興時代

自由黨

大日本國會期成有志公會及其他の國會開設諸團體は、大詔の渙發に因り、茲に其目的を達し、其存續の必要なきに至りたるも、大日本國會期成有志公會に於ては、去冬決定したる大會舉行の期迫り、各地の自由主義有志は陸續として入京し、後藤象二郎亦大江卓、大石正巳、伊賀陽太郎等を帶同して來り會し、大詔渙發後五日即ち明治十四年十月十七日大懇親會を開催し、翌十八日より連日に亘りて、政黨組織の協議會を開き、範を佛國の急進主義に採り、自由黨組織趣意書、總則、盟約、黨則等を議定し、總理に板垣退助、副總理に中島信行を推選し、常議員に後藤象二郎、馬場辰猪、末廣重恭、竹内綱を、幹事に大石正巳、山際七司、内藤魯一、林正明、林包明を挙げ本部を東京に設置せり。

自由黨組織趣意書

自由は人の天性なり、自由を保つは人の大道なり、然るに人爲の權力は動もすれば天賦の自由を抑

制し其自然を損害し其權利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固も之を維持するに由なく擧げて主治者の左右する所に任ず、其危殆なること實に薄氷を履むが如し、思うて此に至るときは未だ嘗て惕然として寒心せずんばあらざる也、然れども我全國の同胞も或は自由の天性にして自由を擴充し以て眞理を天下に明にするは、各自の義務即ち其盡す可き大道たるを知らざる者無きに非ず、是を以て人爲の權力は吾輩が自由の疆域を蹙縮せしめ、夫の智識を培養するの具たる言論出版の自由を妨害し、將に進んで政治の思想を壓束して社會の一致を誤解せんとす、故に之を内にして人民が進取の氣象は萎靡して振はず、人文の自由も開發の期なく、參政の權利も恢復の日なし、之に加ふるに財政の困難は日を逐うて迫り殆んど全國の經濟上に測るべからざるの慘毒を流さんとするも之を救済するの法なく、之を外にして常に歐米諸國の爲めに輕侮せられ、國政は日に退縮して對等の權利を得る能はず、斯の如くして治外の法權を復し海關の稅權を收むるを望むは河清を俟つと一般なり、然らば則ち之れに處す事如何にして可ならん、一の自由政黨を組織し協同一致の精神を發揮し以て天賦の自由を擴充して人爲の權力を抑制し上は政治を改良し下は自治の氣象を發達せしむるに在るなり、夫れ自由の已む可からざる、何れの時と雖も皆然り、而して自由の殊に緊要なるは蓋し今日より切なるはなし、若し今日にして悠々不斷に安んずるときは國家の治安を害し社會の秩序を紊亂するに至りて止まんのみ、故に苟も國家に志ある者は宜しく自由を伸暢し眞理を明にするの法を講

じ、全國の同胞をして自由の何物たるを解し國民の國民たる所以を辯せしめざるべからず、果して然らば自由の空氣は全國に充溢し自由の眞理は到る所に明にして人民の智徳は駁々乎として上進し已まざるべし、洵に能く斯の如くなるを得ば人爲の權力を抑制して政治を改良するも亦實に容易なるべく、國權を伸張して外國と對等の交際を得るも亦必ずしも至難ならざるべし、然りと雖も是れ固より一人の力を以て能くすべき所に非ず、吾黨は廣く同志者を全國に求め此政黨を組織し協同一致互に智識を交換して相扶け相誘ひ以て自由の權利を進取し國家の秩序を紊亂せざるに救濟せんとす、國を愛し世を憂ふるの士宜しく之を賛成し吾黨と自由を進取するの道を講じ全國を困難の中に救はゞ獨り全國人民の爲めのみならず、又人間たるの義務を盡すと謂ふべきなり、嗚呼、吾黨の主義精神は即ち左の如し、諸君乞ふ速に來りて相共に協力し幸に此に電勉して天性に従ひ大道を履むに怠る勿れ。

自由黨結成總則

第一條 吾黨ノ主意ハ自由ノ眞理ヲ擴充シ輿論ノ勢力ヲ培養シ以テ人爲ノ權力ヲ抑制シ天賦ノ幸福ヲ保有スルニ在リ。

第二條 自由ヲ擴充スルノ道ハ輿論ヲ培養スルノ法一ニシテ足ラズ、新聞ヲ發行スル也、書籍ヲ出版スル也演說ヲ開キ遊說ヲ行フ也、凡ソ吾黨ノ目的ヲ達スルニ緊要ナル事業ハ勉メテ之ノ興起

スベキモノトス。

第三條 吾黨ハ自由ノ眞理ヲ擴充シ輿論ノ勢力ヲ培養スルヲ以テ主眼トスルモノナレバ故ラニ成法ニ抵觸スルガ如キ行爲ハ各自互ニ警戒スルモノトス。

第四條 自由ヲ擴充シ輿論ヲ培養スルハ單獨ノ力ヲ以テ能ク成シ得ベキ所ニアラザレバ苟モ吾黨ニ列スルノ人ハ誓テ公同ノ精神ヲ發揮シ其目的ヲ達スルコトヲ勉ムベシ。

第五條 吾黨ハ交誼ヲ厚クシ友情ヲ密ニスベキハ勿論時々通信往復シテ各地ノ情勢ヲ報告スベシ。

自由黨盟約

第一章 吾黨ハ自由ヲ擴充シ權利ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社會ノ改良ヲ圖ルベシ。

第二章 吾黨ハ善美ナル立憲政體ヲ確立スルコトニ盡力スベシ。

第三章 吾黨ハ日本國ニ於テ吾黨ト主義ヲ共ニシ目的ヲ同クスル者ト一致協合シテ以テ吾黨ノ目的ヲ達スベシ。

自由黨規則

第一章 東京ニ中央本部ヲ設ケ地方ニ地方部ヲ置ク、其他地方部ハ各自地方名稱ニヨリ自由黨何部何

某ト稱スベシ。

第二章 黨中ニ於テ總理(一名)、副總理(一名)、常議員(若干名)、幹事(五名)ヲ公選シ自由黨全體ニ係ル事務ヲ管理セシム、其任期ハ各一年トス黨中ニ於テ常備委員十名ヲ設ケ其任期ハ一箇年トス。

但シ第一期ハ本年ノ議會ニ於テ公選シ第二期以後ハ各地方ヨリ選出ス。

第三章 正副總理ハ通常會並ニ臨時會ニ於テ決定セシ事件ヲ實行ス。

第四章 常議員ハ黨中ノ利害ニ關スル重要ナル事件ヲ評議ス。

第五章 幹事ハ會計及ビ黨員ノ出入文書ノ往復所有品ノ監護等ノ諸事ヲ分掌ス。

第六章 常備委員ハ本部ノ議事ニ參シ及ビ本部ノ事業ヲ翼贊シ各地方ヲ巡廻ス。

第七章 總理並ニ常議員ハ給料ナシ、幹事以下ノ役員ニハ定ムル所ノ手當金ヲ與フ。

第八章 凡ソ役員ハ再三ノ選ニ當ルヲ得。

第九章 地方部ハ中央本部ニ對スル部理一名ヲ置ク、其他ノ役員ハ總テ地方ノ便宜ニ任ズ。

第十章 地方部ニ於テハ毎年六月十二月兩度其地方黨衆ノ名簿ヲ調査シ其加除増減ヲ明ニシ中央本部ニ送致ス可シ。

第十一章 吾黨ト主義ヲ同クシ新ニ黨衆ヲラントスル者ハ其住所若クハ寄留地ナル地方部ニ於テ其人

ノ族籍姓名身分ヲ查察シ然ル後之ヲ容ス可シ。

第十二章 黨中ヲ脫セントスル者ハ其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ本人ノ住所寄留地ナル地方部ニ届出可シ。

第十三章 毎年十月地方部ヨリ代議員ヲ出シテ大會議ヲ東京ニ開ク、其議會ニ列スル議員ハ一小團結ニ付五名以下トス

第十四章 大會議ニ於テハ黨中一般ニ係リ創起スベキ事件、施行スベキ事件ヲ議定ス。

大會議ニ於テ本部役員ノ改選ヲ爲ス。

大會議ニ於テハ總理並ニ幹事ヨリ前年度ニ在ツテ施行シタル事件及ビ會計ノ決算報告ヲ受ケ翌年度ノ會計豫算ヲ議決ス。

第十五章 緊要ナル事件ノ、通常會議ノ期ヲ待テ難キ者アルトキハ總理ハ臨時ニ各地方部ノ代議人ヲ招集シテ會議ヲ開クコトアル可シ。
以上

自由黨既に創立せらるゝや、各地に於ても此の主義に共鳴して組織せらるれたるものは、上毛自由黨、滋賀縣自由黨、愛知縣自由黨、和歌山縣同友會、山陽自由黨、岳南自由黨、海南自由黨、東北七州自由黨、但馬自由黨、淡路自由黨、三陽自由黨、大津自由黨、石陽自由黨、頸城三郡自由黨、越中

自由黨、大阪立憲政黨、九州改進黨等あり。

當時政府は政黨を視ること蛇蝎の如く、徒らに國民を煽動して政府顛覆の非望を遂げんとするものとなし、辛辣なる干涉壓迫を加へたるも、既に自由黨組織せられ、其後更に立憲改進黨、立憲帝政黨等の結黨となり、政府を非議糾弾するの聲、全國に瀾漫するに至るや、政府は言論集會及び政社に對する制度を逐次増補改正して更に其適用を嚴にし、政黨の抑壓に深刻を極めたり、此の時に當り自由黨總理板垣退助は、後藤象二郎と共に外遊の途に上らんとせり、時恰も國會開設の大詔渙發せられ、政黨の補強工作は最も急を要するの秋にして、其首領の外遊は黨勢の消長に至大の影響を及ぼさんことを憂慮し、黨員中之に反對する者多く、殊に馬場辰猪、末廣重恭、大石正已等は極力之を諫争せしめ、其容れられざるを憤慨し、遂に連袂脱黨を聲明するに至れり、然れども板垣總理は黨員の諫止を排し、後藤象二郎と共に栗原亮一、今村和郎等を従ひ、明治十五年十一月十一日外遊の途に上れり、斯くて板垣、後藤等は泰西の文化を視察し、明治十七年六月歸朝したるを以て、黨員は多大の期待を以て之を迎ひたるに何ぞ圖らん、板垣總理は却て黨員の躁急詭激を戒め、民力の休養を説く等、恰も別人の觀ありしを以て、黨員は到底言論の爲すなきを憤慨し、寧ろ暴力に訴ふるに如かずと爲すもの續出し、加ふるに地方官憲の壓迫は愈々辛辣巧妙を極め、怨嗟不平の聲横溢して自暴自棄に墮し、遂に福島事件、高田事件、加波山事件、飯田事件、名古屋事件、群馬事件等を激發し、或は常軌を逸し、

或は刑辟に觸れ、世人の指彈を受くるに至れり、此間に乘じ反對黨は好餌逸すべからずとなして、盛に之を論難し、政府亦峻烈なる壓迫を加へ、黨の維持愈々困難に陥りしを以て、茲に解黨の議を決し、明治十七年十月二十九日自由黨秋季大會を大阪に開き、劈頭解黨の議を附して之を決定し、左の聲明書を發表せり。

吁嗟公黨を組織して我國現時の社會に起つ事何ぞ夫れ困難なるの甚しき哉、夫れ我黨は天下の公衆をして其最も大幸福を得せしめんが爲めに財産生命すらも且つ之を顧慮するものに非ず、何ぞ況んや百難千苦は我黨の進路に於て必ず之れ有るを免れざる所にして、我黨は則ち之を以て殆んど其平常の境遇なりと覺悟したり、然りと雖も今や我黨は困難の殊に常ならざる時期に逢着し、勢遂に従前の如く公黨を結成して社會に起つことは反つて我黨の目的を誤らんとするの患害を生じ來りしを奈何せんや、天下公衆の利益を圖らんとするものなる故に我黨は必要上成るべく衆多の人民を結合して最衆最大の黨派を造らざるを得ず、是を以て我黨數年間の鞠躬盡力を以てして主義相合し目的同じき有志者漸く各地に増殖し、黨勢の漸く伸張するの好結果を得たり、此の如くにして愈々進んで已まざるに、我黨派は遂に彼の歐洲政黨にも一步を譲らざるの地歩を占め其我邦を益するや亦甚だ大なるべきに、各種の事情此の圓滑の進路に利ならざる者あるは豈遺憾ならずや、夫れ我黨派は甚だ衆大なるが故善

く之を統治せんとすれば必ず地方部局なるものを置て各一地方の黨務を整頓せざるを得ず、孫子の所謂衆を治むる猶は寡を治むるが如し、分數是なりとは他なし是を云ふなり、然るに集會條例の出でてより總て政黨が分社分局を地方に置くことを許されず、之が爲めに我黨が困難を感ずることは決して僅少に非ざるなり、我黨一黨に幹たるものは勉めて聲息を各地に通じ、黨派同體の事をして肅然一律の下に出でしめんことを要し、各地黨員も亦密に黨首黨幹の意向考案を知り以て自ら務むる所あらんことを欲すれども、郷鄙遠路の信書意を盡さず、情意の往々齟齬することなき能はず、且つや夥多の黨員中合同一致の働きを爲すを勉めずして動もすれば箇々分離の方向に傾かんとするものに至つては之が爲めに益々自儘に計を爲す事を企て、恰も駿馬の羈なくして奔逸するが如く其勢復拘束すべからず、請ふ彼の軍旅を集めて小隊を組織し、小隊を集めて大隊を組織し、數大隊を以て聯隊を成し、數聯隊を以て旅團を成す、而して其根本の號令は一に旅團長より出づと雖も殆ど之を分司舉行して進退開閉聚散等の萬機能く其意の如くならしめ整然として紊ざる所以のものは、部將各職務を盡し聲息の全體を貫通するを得るが爲なり、有形的組織の一大政黨を治むるの理何ぞ亦之に異ならんや、然るに集會條例の行はれてより分社分局を地方に置くことを得ずして我黨派は實に彼の一旅團が唯だ其大將あつて各部將あらざると一般の有様を生じ、相亂れて殆んど復た拘束すべからざるに至れり、我黨之を憂へざるに非ず、唯だ統治の術なきを悲むのみ、是我黨が困難の一なり、集會條例は實に分社

分局を禁じたるのみならず、又集會の自由を制限する所なきに非ず、凡そ公同の事業を圖るには集會の便宜に由らざるべからず。

然るに我黨は天下の大事の爲に天下の衆と結合せざるべからずして其事や公同の尤も大且つ重なるものなり、従つて集會の自由を要することも亦甚しとす、然るに若し集會の自由をしてあらざらしめんか、假令幾千萬の志士ありと雖も相會して意底を吐露し謀議の宜しきを定めて整肅の舉動を爲すこと能はず、其弊や終に合同の事を捨て、單獨の爲を試み、公會の明議を避けて私會の密議に就くに至るは必然なりと思惟せざるを得ず、而して單獨の爲秘密の議は過激の根本にして、危険の伏在する所なることは古今各國の經驗に於て甚だ明かなりとす、抑々彼の集會の自由を制限せらるゝ蓋し必ず已む可からざるの事情あるに出でたるべきも、而かも之が爲めに我邦有志者の間に生じたる結果如何と顧るに殆んど復た前陳の形勢に近きものあるを免かれず、我黨は固より之を憂へざるに非ずと雖も、之を促がして合同の事を爲さしめ之を導きて明議に就かしめんとすれば、自ら又集會制限の爲に自由ならざるの憾あつて能く其功を奏するの見込なきを奈何せん、是我黨が困難の二なり。

集會條例及新聞條例に由つて言論の自由を制限せられたることも亦固より世の必要上に起りしなるべし、而して其結果や必ずしも前陳の弊害に譲らざるものあるに似たり、蓋し言論の自由なるに於ては天下の民一人として其思想を新聞に演説に著書にも吐露し得ざるの事なく、最も固陋守舊の思想よ

り最も鋭敏自由の思想に至るまで公然として世人の視聽に觸るゝ所となり、愚者は則ち因つて以て其意見の正否を智者に質すことを得、先覺者は則ち因つて以て後進を誘導して之を正路に就かしむることを得べし、然るに今や言論の極めて自由なりと言ふに非ず、遽かに人をして其言論を發するの不便を感せしむるを免れず、之が爲めに愚者となり、智者となり、先進及後進を論せず、常に成るべく政治上に關して口舌を開くを慎み其萬止むを得ずして一場の演説を試み一篇の論文を草するや戦々競々として薄氷を踏み深淵に臨むの思ひを爲し、口澁り手縮み其胸腹に貯藏する百分の一だも盡すこと能はず。

是を以て愚者は十分に其意見の正否を智者に質すを得ず、先進者は十分に後進者を誘導するを得ず、遂に愚者と後進者をして其愚蒙淺薄の意見を以て誤て自ら完全なりと信じ、敢て之に因て臆斷妄行して顧みる所あらざらんとするに至る、且つ夫れ治者と被治者とは言路に由て互に其情意を通ずるものなり、情通すれば即ち意和し、意和すれば則ち國治まる然るに言論の未だ全く自由ならざるを以て言論従つて幾分の阻礙を覺ゆるあり、亦心を新聞紙上に吐露して廟堂有志の注意を促がさんか、法律の範圍内に於て之を爲すは殊に至難なりとす。

志士は相合して獻芹の微意を致さんと相集つて之を議するに當り或は解散を命せらるゝの不幸あらん、是を以て上下隔絶し官民情を通せずと云ふが如きの景況或は今後に生ずるの虞なきに非るなり、

我黨固より之を憂ひざるに非ず、然れども此の弊害を救はんとするも亦自ら言語を發するの甚だ難きを奈何せんや、是我黨が困難なるの三なり。

夫れ自由の性質動もすれば分離に傾くに在る事は先哲の已に詳言する所にして、吾人の古今歴史上に於て其理の眞なるを證明する所なり、而して我邦は封建の時世を距つて未だ遠からず、故に彼の封建治下に於て唯命令の下にのみ管束せられ、苟も命令の二字を除くの外は士民皆分離單獨に安んずる遺風を存し、公同の事業に至つては其甚だ拙なる事を免かれざるなり、斯く我國人は封建分離の遺風未だ全く去らずして更に自由分離の新原素を加へたり、然れば此二原因のみを以てするも彼の箇々分離の弊は容易に免るべからざるに、前述三件又傍より之に向つて勢力を加ふるあり、如何ぞ夫れ各種分離の弊害を生ぜざらんや、吁嗟、斯の如き世状の下に於て無數熱心の志士を統轄して公同事業の途に就き、肅然として毫も紊亂せざる如きは如何なる神通力あるものと雖も豈夫れ得べけんや。

是を以て我黨は茲に我自由黨の組織を解き、以て他日世運の愈々進歩して公同の資格に富み一律の下に於て一大運動を爲し得るの時機を俟たんとす、然りと雖も我黨は何ぞ自由主義の實行に怠るものならん哉。

所謂尺蠖の屈するは伸びんと欲するが故のみ、我黨の人士よ倦怠する勿れ、屈撓する勿れ、勉めて有爲の氣力を養ひ公同事業を遂ぐるの資格を作り以て他日の隆運を期すべきなり。

斯くて我國に於ける第一の政黨として自由平等主義の大旗の下に官閥の專制を抑制せんとして結成せられたる自由黨は天運未だ其機を得ず遂に解散の止むなきに至れり。

立憲改進黨

國會開設の國論漸く白熱化するや、政府に於ても此の澎湃たる大勢を默過すること能はず、急遽憲法制定の議を進め、明治十四年十月十一日御前會議に於て、參議、寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、黒田清隆、西郷從道、井上馨、山田顯義等は連署を以て意見書を捧呈し、翌十二日を以て、來る明治二十三年を期し國會を開設すべきの大詔を渙發せられたり。

是より先き、參議大隈重信は憲法制定の議に關し、閣僚と意見を異にし、單獨に之を上言せんとせしも、明治大帝陛下には之を許し給はざりしを以て、其意見を記録して有栖川左大臣宮に上り、其の執奏を乞ひ奉れり、是れ所謂大隈の密奏事件として閣僚の忌憚する所となり、大詔渙發と同時に挂冠するの止むなきに至れり。

斯くて政府は薩長閥族の占據する所となり、有司專制の聲漸く高く、公議輿論の力地を拂つて空しきの状態となれり。

當時自由黨は既に組織せられて、立憲運動の尖端に進出し、其の勢は將に在野の勢力を糾合せずんば止まざるの概ありしも、之に慊焉たる一派は、虎視眈々として政界の風雲を睥睨せる大隈重信を擁して一大民黨の組織を企て、先づ言論界に覇を唱ひたる鷗鳴社、東洋議政會、鷗渡會を打つて一丸と爲し、沼間守一、矢野文雄、小野梓、河野敏鎌、末廣重恭、河津祐之、牟田口元學、藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、高田早苗、天野爲之、岡山兼吉、山田喜之助、砂川雄峻、箕浦勝人、肥塚龍、春木義彰、市島謙吉、益田克徳、田口卯吉等之れが中堅となり、範を英國に採りて漸進主義を標榜し、明治十五年三月十四日立憲改進黨を組織し、同十六日其の結黨式を舉げ、大隈重信を總理に推戴し、河野敏鎌を副總理に舉げ、小野梓、牟田口元學、春木義彰を掌事に選舉し、創立趣意書及約束を發表して同志の糾合に力めたり。

立憲改進黨趣意書

大詔一降立憲の事定まる、我儕帝國の臣民は百世一遇の盛時に遭ふ、惟ふに此際如何の計畫を爲し、如何の職分を盡し、帝國臣民たるに愧ることなき乎、他なし唯一團の政黨を結び、相集り相同うして、我興望を表するあらん耳、來れ我が兄弟、來つて我黨を結び、我臣民たるの職分を盡せよ。

幸福は人類の得んことを期する所なり、然れども少數專有の幸福は我黨之に與せず、蓋此の如きの

幸福は所謂利己のものにして、我黨の冀望する王室の尊榮と人民の幸福に反すればなり、王室の尊榮と人民の幸福は我黨の深く冀望する所なり、然れども一時の尊榮幸福は我黨之れを欲せず、蓋し斯の如きの尊榮幸福は所謂頃刻のものにして、我黨の冀望する無窮の尊榮は遠來の幸福に反すればなり、是を以て若し一二私黨の我帝國を専らにし、王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし、目前の苟安を偷み遠來の禍害を顧みざるものあらば我黨は之を目して以て公敵と爲さんとす、我は實に王室の無窮に保持すべき尊榮と人民の永遠に享有すべき幸福を冀うの人を以て此の政黨を團結せんとす、來れ我兄弟、來て我政黨を結び以て其冀望を表明せよ、政治の改良前進は我黨の冀望して止まざる所なり、蓋し政治にして其改良を加へ其前進を爲さざれば、徒らに無窮の尊榮を冀ひ空しく遠來の幸福を望むも終に之を全うするを得べからざればなり、政治の改良前進は我黨之を冀ふ、然れども急激の變革は我黨の望む所にあらず、蓋其順序を逐はずして、遽に變革を爲さんことを謀るは則ち社會の秩序を紊亂し却つて政治を妨碍するものなればなり。

是を以て夫の陋見に惑ひ徒らに守舊を主とし夫の躁急を競ひ好んで激昂を務むる者の如きは、我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり、我黨は實に順正の手段に依て我政治を改良し着實の方便を以て之を前進するあらんことを冀望す。

依て約束の二章を定むる左の如し

第一章 我黨ハ名ケテ立憲改進黨ト稱ス。

第二章 我黨ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ團結ス。

- 一、王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全ウスル事。
- 二、内治ノ改良ヲ主トシテ國權ノ擴張ニ及ボスコト。
- 三、中央干涉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツル事。
- 四、社會進歩ノ度ニ隨ヒ選舉權ヲ伸潤スル事。
- 五、外國ニ對シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ薄クシ、通商ノ關係ヲ厚クスル事。
- 六、貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ持スル事。

立憲改進黨の組織せらるゝや、各地方に於ても此主義に共鳴して愛知改進黨、兵庫改進黨、静岡改進黨、水戸改進黨、若越改進黨、越中改進黨、秋田改進黨、新潟改進黨、大分改進黨、柳川改進黨等相踵で起り、中央と相呼應して一路黨勢の擴張に邁進せり。

斯くて自由、改進黨の兩黨は、轡を駢べて政界に進出せしも、各其特長とする所を異にし、自由黨は正義を標榜し、自由平等を唱ひ、氣節を負うて實行を主としたるを以て、其黨員にも悲憤慷慨の士多く、自ら下層階級の共鳴を得たるに反し、改進黨は之に與するを屑とせざる、資産階級、智識階級を

網羅したるを以て、天下は茲に自由改進黨の二大政黨に分布せらるゝに至れり。

是より先き、政黨結社の直接目的たる國會開設の大詔は既に渙發せられたるにより、政府は政黨員の行動を目して、故らに躁急を争ひ、事變を煽し、國安を害する者となし、集會條例を増補改訂して峻嚴なる干渉壓迫を加へたるを以て、自由黨先づ解黨し、政府黨を以て任する帝政黨亦解散して、國民の政治的興味は漸次減退し、改進黨員間に於ても亦多大の倦怠を生じ、融和を缺き遂に明治十七年二月、副總理河野敏鎌をして解黨の議を發せしむるに至れり、然るに黨員中之に反對するものあり、殊に沼間守一等は極力共存續を主張したるも、大隈總理は既に解黨の説に與みし、其他の幹部亦之に賛同したるを以て、解黨派は大に勢を得、大隈總理、河野副總理先づ脱黨し、北島治房、春木義彰、前島密、小野梓、牟田口元學等の首脳部相踵て脱黨したるを以て、沼間守一、藤田茂吉、尾崎行雄、岡山兼吉、中野武營、島田三郎、箕浦勝人、肥塚龍、大津淳一郎等は殘壘を孤守し、明治二十三年七月執行せられたる第一回總選舉に於ては、所屬議員四十六名を選出して、第一回帝國議會に臨み、多年の彈壓と迫害に對する無限の憤恨を晴らさんとし、自由黨と提携して、政府に肉迫し、豫算案に大修正を加へて一舉に藩閥官僚を掃蕩せんとしたるも、自由黨中一部の軟化に因りて、功を一篋に缺くに至れり。是より先き、第一次山縣内閣は政黨否認の超然主義を天下に宣明したるも、第一議會に於て野黨の猛襲を受け、豫算案の大修正に會ふや、驚愕狼狽し、政黨を無視し議會に獨立して政策を遂行する能

はざることを覺り、陸奥農相の活躍により、自由黨の一角と妥協し、辛うじて議會を終了したるも、爲めに議會政治に對し一抹の暗翳を貽せり。

第一議會に於て自由黨の一角に龜裂を生じ、民黨の結束に一大缺陷を生ずるや、夙に自由黨の左翼に在つて、自由民權主義を傳道せる中江篤介は第一次松方内閣が、露骨に民黨征伐を標榜して、其の暴威を揮はんとするを見て、座視するに忍びずとなし、蹶然起つて板垣、大隈の兩伯を説き、局面の打開に力め、自由改進黨の提携鞏固となりたるを以て、政府は興奮激昂して、大隈伯が身樞密顧問の現職にありて、明りに在野黨の首領と會見したるは官紀を紊亂するものなりとし、伯を諭旨免官したるにより、却て民黨を刺戟し、伯も亦自由に民黨を指導し得るに至り、民黨の意氣大に昂り大懇親會を開きて其陣容を整へ第二議會に臨めり、第二回通常議會は明治二十四年十一月二十六日開會し、松方内閣の内相品川彌二郎は、政黨を目して國家を害するものと爲し、竦腕多智の白根專一を次官に任し、民黨に對して挑戰的態度を示し、朝野兩黨は既に戦はざるに殺氣横溢し、凄慘たる情景を呈せり。

此の時に當り、政府は明治二十五年豫算案を議會に提出するや、民黨は豫算委員會に於て軍艦製造費及製鋼所設立費の全額を削減し、政府無視の態度を示したるを以て、松方首相は此の修正案に對し絶對不同意を言明して論戰は愈々高潮に達し、殊に民黨は政府不信任の意味を以て重要法案を悉く

否決し、更に銳鋒を轉じて政府の牙城に肉薄せんとするの刹那、議會解散の詔勅降下せり。

松方内閣は民黨彈壓を目的として、第二議會を解散すると共に、多數の吏黨を選出して、其基礎を確立せんことを計畫し、民黨は解散に依つて却つて其志氣を昂め、多數の同志を選出して議會解散の無意義なることを知らしめんとし、板垣大隈兩黨首指導の下に共同戦線に立ちて選挙戦に臨み、民黨の競争頗る激甚を極めたり、殊に品川内相、白根次官等は地方官に命じ、干涉の武器と、彈壓の威力を總動員し、憲政史上未曾有の汚點を印したるも、選挙の結果は依然として民黨の勝利に歸し、民黨は議會の制覇權を掌握せり。

斯くて解散後の第三回特別議會は明治二十五年五月六日開會、民黨は豫算の審議に先立ち、選挙干渉に關する政府の責任を糾弾せんとし、劈頭松方内閣彈劾上奏案を提出し、貴族院に於ても亦選挙干渉の非違匡正に關する建議案を提出して之を可決したり、衆議院に於ては松方首相、後藤遞相自ら陣頭に立ち、極力其防戦に力め採決の結果上奏案に賛成するもの百四十三票、之に反對するもの百四十六票、即ち三票の差を以て上奏案は否決せられたれども、民黨は之に屈せず、更に政府不信任決議案を提出して之を可決し、次で政府提出豫算案の審査に入り、軍艦製造費、製鋼所設立費、震災豫防調査費等を削除して貴族院に送付したるも貴族院は軍艦製造費、震災豫防調査費を復活して衆議院に回付し、兩院互に院議を固執して相譲らず、貴族院は遂に宸斷を仰ぐの手段に依り上奏案を議決して閣

下に捧呈したるを以て、明治大帝は此の上奏に對し樞密院に御諮詢を給はり左の勅裁を下し給へり。

其院六月十一日附の上奏の件は憲法上の釋義に屬するを以て、朕はこれを樞密顧問に諮詢したり、

樞密顧問は憲法第五十六條に依り議決して上奏すること左の如し。

憲法上豫算ニ對スル貴族院及衆議院ノ協賛權ハ、我が帝國憲法第六十五條ニ依リ衆議院ハ貴族院ニ先立チ政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ承クルノ外、兩院ノ間ニ軒輊スルトコロナキモノナリ、故ニ後議ノ議院ハ、前議ノ議院ニ對シテ何等羈束セラル、コトナク、從ツテ、前議ノ院議ニ於テ削除スル款項ヲ殘留スルハ、素ヨリ後議ノ議院ノ修正權内ニ屬スベキモノトス。

但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ、議院法ノ命ズルトコロニ依リ、同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手段トスベキノミ。

朕はこの樞密院の議事を採納して其院の上奏に答へこれを領知せしむ。

此に於て衆議院は之を争ふの餘地なく、貴族院の回付案を受領し、再び豫算追加案に對する會議を開き、兩院協議會に於て豫算修正の妥協を遂げ、其成案を得て追加豫算案の成立を見たるも、之れが爲め衆議院の豫算先議權は、殆んど其存在の意義を失ひ死文たらしむるに至れり。

第一次松方内閣は、世間の毀譽褒貶を顧みず、辛うじて第三回特別議會を通過したるも、議會閉會

後、内務大臣及農商務大臣の交迭に伴ひ、統一節制を缺き、明治二十五年八月八日遂に總辭職を斷行したるを以て、組閣の大命伊藤侯に降下し第二次伊藤内閣成立せり。

此の時に當り改進黨は依然野黨の中堅を以て自ら任じ、第四回通常議會に臨むに當り經費節減、民力休養の方針を執り自由黨及同盟俱樂部等と相提携して明治二十六年年度豫算案中、製艦費の全部を削除し、其他の費目に大削減を加へたるを以て、藏相渡邊國武は徹頭徹尾不同意を表明し、頑として院議に應ぜず、再三の交渉も不調に終りたるにより、野黨は遂に最後の手段として内閣彈劾上奏案を提出し、絶對多數を以て之を可決し、同時に議會は政府の反省を求め責任ある處置をなさしむる爲め、二月七日より同二十五日まで休會を決議し議長星亨は參内して上奏文を闕下に捧呈せり。

此の上奏に對し明治大帝は二月十日伊藤首相以下の各國務大臣、樞密顧問官、貴衆兩院議長を宮中に召させられ優渥なる詔勅を給はりたるを以て、衆議院は恐懼して休會を取消し、直ちに本會議を開きて、皇猷贊襄の奉答文を捧呈し、豫算案を再議に付し、政府も亦院議を容れ、互讓して之を可決したるも、此の豫算査定の方針に關し、自由改進黨兩黨は乖離的對抗状態となり、民黨提携は事實に於て消滅し、爾來改進黨は常に理想に趁り論争批判を以て政府攻撃の尖端に立ち、自由黨は現實に即し和衷協同の態度を持して政權に接近せんとし、加ふるに兩黨年來の惡感情共間に交錯し、藩閥官僚をして漁父の利を獲せしむるに至れり。

第四議會閉會後伊藤内閣は民黨との妥協條件たる行政各部の整理を爲し政費節減の實を擧げんとし、外に對しては條約の改正を斷行せんとしたるも、當時國論二派に分れ一は進歩派と稱し外人の内地雜居を認めて對等の條約改正を遂行せんとし、一は保守派又は對外硬派と稱して外人の内地雜居を尙早とし、國權の伸張を主張するものにして、改進黨は大日本協會及同盟俱樂部等と共に對外硬政策を提げて第五回通常議會に臨めり、第五議會に於ては、劈頭議長不信任問題、綱紀肅正問題等幾多の重大問題續出し、對外硬派は現行條約勵行問題を以て政府に致命的突撃を加へんとし、十二月十九日緊急動議を以て建議案を提出上程し、提案者を代表して安部井磐根之が理由を説明すること數分にして、議會は十日間の停會を命ぜられ、次で同月二十九日停會満期の衆議院本會議に於て再び現行條約勵行建議案の論議を繼續し、陸奥外相は之に對して絶對反對を聲明したるを以て、議場は漸く紛擾を呈せんとするの刹那、政府は再び十四日間の停會を命じ翌三十日に至り突如として議會解散の詔勅を發せられ、政府は直ちに議會解散の聲明書を發表せり、第二次伊藤内閣は既に二回の解散を斷行して、大に民論を激發せしめ、政府攻撃の氣勢は最高潮に達したるを以て、對外硬派は自主的外交の確立と責任内閣制の樹立を標榜して、各政社各團體を糾合し、國民的同盟を結成して政府に肉薄せんとするの時に當り、偶々朝鮮東學黨の變勃發し、朝鮮政府は之を鎮定すること能はずして救援を清國に求めたるにより、我帝國は明治十八年の天津條約に基づき、共同出兵を清國政府に通告したるも、清國政府

の態度傍若無人にして帝國の要求に應せず、日清兩國の關係は益々紛糾錯綜し、明治二十七年八月一日遂に清國に對して宣戰の詔勅を布告せらるゝに及び、朝野肅然として政戰の鋒鏑を收め、九月一日執行せられたる總選舉の如きは極めて靜穩裡に終了し、殆んど世人視聽の外に在るが如き觀を呈せり。

日清開戦と共に大元帥陛下には、大議を廣島に進めさせられ、第七回臨時議會は十月十日を以て同地に召集せられ、會期を七日間とし、政府提出の臨時軍事費一億五千圓に對し、全會一致原案を即決可決して、國民の總意を表示し、尙舉國一致官民和協して征清の目的を達成する爲め、國防兵備の緊要なる所以を政府に進言せり、次で第八回通常議會は明治二十七年十二月二十二日東京に召集せられたるも舉國一致の美名の下に、政府提出の明治二十八年年度豫算及其他の施設を是認し、和衷協贊の任を竭し、尙聖德奉頌の上奏及出征軍隊に對する戰功表彰の決議案を可決して感謝の意を表明し、陛下の稜威、軍隊の勇武、政府の勵精と相俟つて益々戰況を有利に導き次で威海衛を占領し北洋艦隊を全滅して完全に遼東半島を征服したるを以て、清國政府は震駭恐怖して遂に和を我國に乞ふに至り、明治三十八年四月十七日日清媾和條約成立せり。

日清戰役終了後の第九回通常議會は、明治二十八年十二月二十八日開院式を舉行せられたり、此の時に當り衆議院各派は戰後經營、遼東還附問題等に關し、其態度に變調を來たし、改進黨及民黨各派は開會劈頭遼東還附問題に關し、政府の外交を以て連勝の偉功に副はざるものとなし、其責任を明にせ

ん爲め上奏案を提出したるも、自由黨は之に反對し、政府と提携して戰後の經營に當らんことを聲明し、國民協會亦自由黨と同一態度を把りて民黨聯盟を脱したるを以て、上奏案は百三票に對し百七十票を以て一蹴せられ、野黨は連戰連敗して容易に政府の牙城に迫ること能はず、茲に於て野黨合同の議起り、立憲改進黨、立憲革新黨、中國進歩黨、財政革新會、大手俱樂部等の民黨各派は、舊體を解き、大隈伯を黨首に推戴し、明治二十九年三月一日進歩黨を組織したり。

大阪立憲政黨

國會開設の大詔渙發せられ、次で自由黨組織せられて自由民權を唱道するや、政黨團結の氣運は天下に横溢し、就中大阪に於ては土倉庄三郎、土居通豫、草間時福、古澤滋、小島忠里、永田一二、田口鎌吉、甲田良造等は關西地方の自由主義者を糾合し、明治十四年十月自由黨副總理中島信行を黨首に迎へて立憲政黨を組織したるも、其主張する所過激なりしが爲め、世人の厭忌する所となり、期年ならずして解散せり。

大阪立憲政黨趣意書

- 一、我黨は明治元年三月五條の御誓書を奉體し明治八年四月詔書「國家立憲ノ政體ヲ以テ汝衆庶ト俱ニ共慶ニ賴ラント欲ス其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ」との宸旨を體揚し奉り以テ皇室の尊榮光寵を増し、國人の權利福祉を進むるを以て志とす。
- 一、斯の志を同うする者を我立憲政黨とす。
- 一、我黨は汎く斯の志を同うする者より組織する所の公黨にして、政治に關する事項を講談論議するが爲に結社したるものにあらず、故に我黨の志を達するが爲めに將來に於て、結社若くは其他の法を要するときは、別に規則を定め國法に遵うて之を爲すべし。

大阪立憲政黨申合書

- 第一條 黨員ノ協同及ビ意志交換若クハ其他ノ諸事ニ便宜ヲ得ンガ爲メ、總理一名幹事二名常議員七名以上書記若干名ヲ置クベシ。
- 但總理幹事ハ常分無給トシ、書記ハ有志ノ釀金ヲ以テ十圓以下ノ給料ヲ與フベシ。
- 第二條 各地方ニ在ル黨員ハ、其ノ地方ノ便宜ニ依リ若干名ノ委員ヲ置キ、其ノ地方ノ情況ヲ幹事ニ報道スベシ。
- 第三條 幹事ハ毎月一回或ハ隔月一回政黨報告書ヲ作り、之ヲ印刷ニ付シ會議記事及ビ各地方黨員ノ

情況ヲ各地方黨員ニ報告スベシ。

- 第四條 黨員ノ姓名住所ヲ明ニスル各地方委員ハ、其ノ地方ノ黨員名簿ヲ設ケ記名捺印セシメ其寫ヲ幹事ニ送致スベシ。

- 第五條 黨員タルモノハ本部ニ於テ製シタル一定ノ證票ヲ交付シ黨員ノ證トスベシ。

- 第六條 一年一回大阪ニ於テ黨員ノ大親睦會ヲ開クベシ、但シ入費ハ自費若クハ有志ノ釀金ヲ以テスベシ。

- 第七條 總理ハ其見込ニ依リ派出委員若干名ヲ定メ各地方ニ派出セシムベシ。

但シ其旅費日當ハ有志ノ釀金ヲ以テスベシ。

- 第八條 黨員タルト欲スル者ハ、一己人若クハ組合ナルヲ問ハズ已ニ黨員タルモノ、紹介ニ依リテ委員ニ申シ出ヅベシ、委員ハ其不都合ナキヲ察スレバ、直チニ黨員名簿ニ記載シ捺印セシメテ黨員タルコトヲ證スベシ。

- 第九條 黨員ハ協同一致ヲ得ルトキハ、新聞、學校其他社會ノ必要ナル事業ヲ起スベシ。

- 第十條 七名以上ノ常議員ヲ設ケ黨員ニ代リテ平常黨員ノ利害ニ關スル事件ヲ議定スベシ、此ノ場合ニ於テハ總理共議長トナルベシ。

- 第十一條 總理、常議員、幹事ノ在任期間ハ一箇年トス。

第十二條 此中合書ハ黨員總會ニ非ザレバ變更スルヲ得ズ。

九州改進黨

九州各縣に割據して、自由主義を支持する福岡の玄洋社、柳川の有明會、鹿兒島の自治會、郷友會、三州社、博愛社、佐賀の開進會、唐津の先憂社等の各政社は、明治十五年三月熊本に合同し、同地の公議政黨員山田武市、嘉悦氏房、高田露、前田案山子等之れが中心となり九州改進黨を組織し、自由黨と氣脈を通じて國權主義者と對抗したるも、翌明治十六年十月解散せり。

九州改進黨々則

第一章 綱領

- 第一條 吾黨ハ自由ヲ伸暢シ權利ヲ擴張スルヲ以テ主義トス。
- 第二條 吾黨ハ社會ヲ改良シ幸福ヲ増進スルヲ目的トス。
- 第三條 吾黨ハ立憲政體ヲ確立スルコトヲ務ムベシ。
- 第四條 吾黨ハ廣ク主義目的ヲ同クスルモノト一致結合スベシ。

第二章 黨則

- 第一條 吾黨ノ結合ヲ稱シテ改進黨ト云フ。
- 第二條 長崎ニ本部ヲ設ケ各地ニ地方部ヲ置ク、其地方部ハ各地ノ名稱ニ從ヒ改進黨何部ト稱ス。但共組織法、本則ニ戻ラザルモノハ其自治ニ任ズ。
- 第三條 毎年三月九月二次大會ヲ開キ社會ノ利害ニ關スル事件及黨中翌年度ノ經費等ヲ議定ス。但シ會場ハ大會毎ニ次期ノ會場ヲ議定シ置クモノトス。
- 第四條 緊要ノ事件アルトキハ本部常務委員ヨリ各地方部ニ通知シテ臨時會ヲ開クコトアルベシ。
- 第五條 議員ハ各地方部ヨリ七名以下ヲ出スモノトス。
- 第六條 各地方ニ於テ本部常務委員二名以下ヲ公選シ本部ノ事務ヲ管掌セシム。
- 第七條 常務委員ノ給料ハ各地方部ノ適宜ニ任ズ。
- 第八條 本部ノ費用ハ大會議ニ於テ便宜ノ方法ヲ設ケ、各地方部ニ負擔セシム共金額ノ如キハ一部限リ取纏メ閉會後二ヶ月以内ニ本部ニ送致スルモノトス。
- 第九條 主義擴張ノ爲メ新聞紙ヲ刊行スルコトアルベシ。
- 第十條 漫リニ本黨ノ名義ヲ以テ演說スルコトヲ許サズ。
- 第十一條 右議定スル所ハ尙衆議ノ上變更増減スルコトアルベシ。

立憲帝政黨

自由黨既に成り、改進黨又創立せられて、天下は民権主義に由りて縦斷せられんとするや、政府は之に對して自己擁護に力めざるべからず、此に於て明治十五年三月十八日東京日日新聞社長福地源一郎、明治日報社長丸山作樂、東洋新報社長水野寅次郎等を中心となし、政府援護の下に純然たる保守主義を標榜して立憲帝政黨を組織せしめ左の黨議綱領を發表せり。

立憲帝政黨の成るや熊本の紫濱會、會津の日本立憲帝政黨、山梨の立憲保守黨、静岡の先憂會、扶桑會立憲會等相呼應して政界に進出し守舊復古主義を鼓吹し、帝王神權論を唱道せり。

立憲帝政黨綱領

我立憲帝政黨は明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日の勅諭を奉戴し、内は萬世不易の國體を保守し公衆の康福權利を鞏固ならしめ、外は國權を擴張し各國に對して光榮を保たんことを冀ひ、漸に循つて歩を進め守舊に泥まず躁急を争はず、恒に秩序と進歩の併行を求め以て國安を保維し、以て改進黨を計畫せんことを主趣とす、依つて左に掲ぐる所を以て我黨の綱領と定む。

第一章 國會開設ハ明治二十三年ヲ期スルコト聖勅ニ明カナリ、我黨之ヲ遵奉シ敢テ其伸縮遲速ヲ議

セズ。

第二章 憲法ハ聖天子ノ親裁ニ出ヅルコト聖勅ニ明カナリ、我黨之ヲ遵奉シ敢テ欽定憲法ノ則ニ違ハズ。

第三章 我皇國ノ主權ハ聖天子ノ總攬シ給フ所タルコト勿論ナリ、而シテ其施用ニ至リテハ憲法ノ制ニ依ル。

第四章 國會議院ハ兩局ノ設立ヲ要ス。

第五章 代議人選舉ハ其分限資格ヲ定ムルヲ要ス。

第六章 國會議院ハ國內ニ布ク法律ヲ議決スルノ權アルヲ要ス。

第七章 聖天子ハ國會議院ノ決議ヲ制可シ若クハ制可セザルノ大權ヲ有シ給フ。

第八章 陸海軍人ヲシテ政治ニ關涉セシメザルヲ要ス。

第九章 司法官ハ法律制度ノ整頓スルニ從ツテ之ヲ獨立セシムルヲ要ス。

第十章 國安及秩序ニ妨害ナキ集會公論ハ公衆ノ自由ナリ、演說、新聞、著書ハ其法律ノ範圍内ニ於テ之ヲ自由ナラシムルヲ要ス。

第十一章 理財ハ漸次ニ現今ノ紙幣ヲ變ジ交換紙幣トナスヲ要ス。

七二

帝政黨は政府の援護に由り一時隆盛に赴きしも當初の期待に反し自由、改進黨の二黨を牽制し得ざるのみならず、政府亦同黨との關係に就て世の誤解を招かんことを慮り、政府は政黨に超然たるべきものなりとし、同黨に對して解散を慫慂せしにより、黨員間に賛否の議論沸騰したるも解散に賛するもの多數を制し、明治十六年九月二十四日遂に解散せしも、特り熊本紫溟會は古莊嘉門、佐々友房等之れが中堅となり、國權黨と改稱して依然保守主義を固守し、明治二十五年六月侯爵西郷從道、子爵品川彌二郎等帝國主義を持するの士、國民協會を組織するに當り之に合流せり。

大同團結と丁亥俱樂部

自由黨、帝政黨は既に解黨し、改進黨は分裂して其餘喘を保つに過ぎず、而して國會開設の期は漸く迫り、舊自由黨員及改進黨殘留派は議會開設、議員選舉等の準備として、小異を棄て、大同に就き、政黨本來の使命を遂行せざるべからざることを議するに至れり、此の秋に當り、内に野心を韜むで窺かに政變を待望し居たる、後藤象二郎は、自ら陣頭に立ち、政黨各派の勢力を合同して條約

改正の反對と、薩長内閣の倒壊を策せり、偶々明治二十年五月第一次伊藤内閣に於ける條約改正の失敗と、極端なる歐化政策に依る狂態に反抗するの氣運驀然として勃發するや、機到れりと爲し、蹶然奮起して舊自由黨の中島信行、末廣重恭、星亨、改進黨の犬養毅、尾崎行雄、岡山兼吉、舊帝政黨の綾井武夫及直系の大江卓、大石正己、馬場辰猪等と相謀り大隈重信、板垣退助、谷干城、鳥尾小彌太等の賛同を得て、同志を糾合するや、各地方の志士翕然として之に加盟し、大同團結の聲天下を風靡せり、殊に後藤伯は各地を遊説して政府の稅政を糺彈し、地租輕減、言論集會の自由、外交政策の轉同等を痛論したるを以て、之に響應する各地方の有志代表は續々入京して、激越なる建白書を呈出し、或は宮内省に出頭して條約交渉の中止を陳情し、或は伊藤首相の門を叩いて時弊を難じ、或は井上外相を訪づれて辭職を勸告する等、志士の去來愈々急を告ぐるに至り政府は明治二十年九月二十九日命令を發して一切の建白書を斥け、之を犯す者は斷乎として嚴罰に處すべき旨を布告したるも何等の効果を奏せず、却て民論の激化を挑發し、各政派は相結束して之に當らんことを決し、群起して共同戰線を張り大石正己、末廣重恭等其間に斡旋して、大同團結の機運を促進し聯合民黨を統率するもの唯後藤あるのみと讚美するに至れり。

斯の如くにして彼は保守、急進、漸進の各分子を糾合し、志士合縱の機關として丁亥俱樂部を組織し、左の趣意書及規則を發表せり。

丁亥俱樂部趣意書

世間の廣き志趣相同じき者何ぞ限らん、各人各地に割據して互に聲息を通せざるが故に提携扶持して同一の行路に進むこと能はざるのみ、而して是獨り吾人各個の不幸のみに止まらず、實に或は國家全體の不幸なるべし、故に今一の俱樂部を設立して同人交通の便に供す、四方の同志者も亦同様の機關を各地に設立し、以て互に聲息を通じ以て同志脫離の憂を防がば其利益尠少ならんや。

丁亥俱樂部規則

- 第一 本會ハ同志者互ニ通信往復且親睦スルヲ目的トス。
- 第二 大體ノ目的ヲ同ウシ創立者ノ承諾ヲ受ケタル者ハ皆會員タルコトヲ得ベシ。
但シ地方會員ハ成ルベク一ノ集合體ヲ代表シテ、本會ニ對シテ通信往復ノ事ヲ掌ル者ニ限ルベシ
- 第三 本會ノ費用ハ創立者總テ之ヲ負擔シ會員ニ向ツテ維持費ヲ募ラズ。

是より先き第一次伊藤内閣は、時局展開の一策として井上外相を辭職せしめ、伊藤首相自ら外相を

兼攝して條約改正の中止を天下に聲明せしも、之れが爲めに毫も反對の氣勢を減退し得ざるのみならず、寧ろ更に其の銳鋒を選つて伊藤内閣に肉薄し、咆哮突貫すること頗る急を告ぐるや、政府の態度俄かに硬化し、民黨の要求は總て之を峻拒するのみならず、明治二十年十二月二十六日突如保安條例を發布し、即日之を實施して過激なる民黨の言動を抑壓し、政府に反對する志士黨人五百七十餘名を悉く皇城三里以外に驅逐するの暴擧を敢行せり。

此の時に當り物情騷然、民黨聯合派は最後の手段によりて之れに抗爭せんとせしも、其實行の疾風迅雷的にして殆んど間隙を與へず、命に服せざるものは禁錮の嚴刑に處せられたるを以て、帝都には一時政客志士の跡を絶ちたるも、之れが爲め熱烈なる革命的氣勢全國に横溢せり、此の形勢を憂慮したる黒田清隆は伊藤首相に對し、在野一方の重鎮たる大隈重信の入閣を勸説し、伊藤首相の外相兼攝を解き彼を其後任に推薦して民黨聯合の氣勢を減殺せり、尋で伊藤首相は樞密院議長に親任せられ、黒田伯其後を承けて内閣を組織するや、大隈外相を其の中堅となし、之れを重用したるを以て、改進黨は俄かに豹變して政府を援助し、舊自由黨は他の各派と相提携して茲に自由、改進黨の軋轢となり、大同團結に一大龜裂を生ぜり、伊藤伯は明治二十一年四月樞密院議長に任せらるゝや、皇室典範、及憲法其他の附屬諸法典の審議を開始し、同年十二月十七日審議を終了し、翌明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜し、詔勅降下と共に不磨の大典は嚴に宣布せられたり。

憲法既に宣布せられて議會開設の期迫り、政府は之に備ふる爲め元勳網羅の策を講じ、在野の聲望を一身に集めたる後藤象二郎の入閣を懇請するや、彼は欣然として之を應諾し、多年の政友を棄て其の主張を抛ち、明治二十二年三月遞相として黒田内閣に入閣せり。

後藤の入閣によりて其首領を失ひたる大同團結は、團體的統制を缺き事毎に内訌を生じ遂に崩壊するに至れり。

保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ズ、犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ。

内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會ニハ集會條例第八條ニ載スル結社ノ聯結通信ヲ阻遏スルタメニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得、其處分ニ對シ命令ニ違犯スル者罰前項ニ同ジ。

屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハズ警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁ズルコトヲ得、其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知りテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ、十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス、集會ニ兵器ヲ携帯セシメタル者又ハ各自ニ携帯シタル者ハ各

本刑ニ二等ヲ加フ。

第三條 内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ、文書又ハ圖書ヲ印刷シ又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外、仍其他犯罰ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スベシ。

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内亂ヲ陰謀シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ、警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命ジ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁ズルコトヲ得。

第五條 退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セザル者又ハ退去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ附ス、監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス。人心ノ動亂ニヨリテ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲナス者アルニ由リ、治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要アリト認ムル場合ニ於テ、其一地方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得。

(一)凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハズ、及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ豫メ警察官ノ許可ヲ經ザル者ハ總テ之ヲ禁ズルコト。

(二)新聞紙其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經ズシテ發行スルコトヲ禁ズルコト。

(三)特別ノ理由ニ依リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外、銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁ズルコト。

(四)旅人ノ出入ヲ検査シ旅券ノ制ヲ設ク。

第六條 前條ノ命令ニ對スル違反者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ特別ノ法律ヲ併セ犯シタル場合ニ於テハ、各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス。

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス。

憲法發布神靈詰文

(明治二十二年二月十一日)

皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク 皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ

願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス 惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵

ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ依籍スルニ由ラサルハ無シ

皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行ンテ愆ヲサラムコトヲ誓フ

庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布式勅語

(明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

憲法上論 (明治二十二年二月十一日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣告ス帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ
將來モシ此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

第三章 政黨の分立時代

自治黨

明治二十一年後藤象二郎の大團結を結成するや、井上馨も亦一大政黨を組織せんとし、遞信次官野村靖、外務次官青木周藏、澁澤榮一、小松原英太郎、益田克徳、大岡育造、高梨哲四郎等と共に先づ自治研究會を起し、内閣顧問「モッセ」、大學講師「ラートゲン」等を聘して大に自治制を研究せり、世人之を井上の自治黨と稱せしも、幾くもなく解散せり。

保守中正黨

自由、改進の急進論に反對し、又政府の歐化主義に快からざる反政黨主義者は、明治二十二年一月鳥尾小彌太、谷干城等を中心と爲し、中立不偏を標榜して保守中正黨を組織し、機關誌「保守新論」を

發刊して左の趣旨綱領を發表したるも期年ならずして解散せり。

保守中正黨趣旨

保守とは守成を主とし、結果は受用するを目的とす、今此の義を明かならしめんが爲めに、之れが反對を示すべし、我が反對説を改進黨急進と爲す、此の改進黨急進論者は結果を棄て、偏に創造を目的とし、國家を改造せんと欲するものなり、此の國家改造の説は其底止する所を知らず、故に國家を常に構造中に置くものなり、若し保守黨あつて之を制せずんば、危機之より甚しきはなからん、兩派分離するは主義目的を以て之れが名を立つるものなり、されば其實際に於て云へば保守黨にして改むることもあり、改進黨にして守ることもあるべし、其目的主義より生ずることなれば、其意自から同じからず。

綱 領

第一條 吾黨ハ我日本皇室ト國內ニ樹立スル各政黨ノ間ニ嚴立シ、大中至正確乎不拔ナリ。

第二條 吾黨ハ我聖天子ノ親裁公布シ給フ所ノ憲法ヲ遵奉シ、皇權ノ尊嚴ヲ翼賛シ奉リ民權ノ貴重ヲ敬維スベシ。

第三條 吾黨ハ名分ヲ正シテ大義ヲ鳴ラスニ臨ミテハ、毫モ忌憚躊躇スル所ナカルベシ。

第四條 吾黨ハ上下兩院ノ決定權限ニヨリ、立法行政ノ區域權限、一ニ憲法ノ明文ニ恭順スベシ。

第五條 吾黨ハ質素儉約ヲ以テ經國ノ基本ト爲シ政費ヲ節シ民力ヲ養ヒ百般經國ノ大政ヲ永遠ニ期スベシ。

大同俱樂部

當初より思想、感情、主義、主張を異にしたる、自由、改進黨の二潮流を包容して結成せられたる大同團結は、盟主後藤象二郎の入閣によりて其の統制力を失ひ、遂に内訌を激發し、政社組織を主張したる河野廣中、大江卓、犬養毅、植木枝盛、末廣重恭、立花親信、高橋基一、工藤行幹、山下千代雄、井上角五郎、八木原鍊社、綾井武夫、小林樟雄、今村長賀、稻垣示等は脱退して大同俱樂部を組織し明治二十三年五月四日左の黨議を發表したるも、第一回總選舉に臨むに當り、板垣伯の調停に依り大自由黨再興の計畫に賛成し、同月十四日中島信行、竹内綱、加藤平四郎等を介して自由黨（舊大同協和會）及愛國公黨と合同の議を決し、暫定的に庚寅俱樂部を組織して之に加盟したり。

大同俱樂部黨議

- 第一 獨立の大權を鞏固にする事。
 - 第二 責任内閣の實行を期する事。
 - 第三 財政を整理して民力の休養を圖る事。
 - 第四 地方自治の制度を完全にする事。
 - 第五 言論集會結社の自由を完全にする事。
- 其他選舉區劃、選舉人被選舉人の納稅資格低減及年齢の制限、選舉期日の改正、北海道沖繩縣に於て議員選出の件、登記法の改正其他身分階級等により裁判及警察上の取扱を異にせざる件等を決議せり。

大同協和會（再興自由黨）

大同團結の分裂に由り非政社派たる大井憲太郎、新井章吾、石坂昌孝、美濃部貞亮、齋藤珪次、矢部忠左衛門、高橋安爾、畑下熊野（後に山口と改む）、小山久之助等は大同協和會を組織し、次で明治二十三年一

月二十一日自由黨再興の議を決し主義、綱領、黨議を發表して結黨式を舉行したるも、第一回總選舉は目睫の間に迫り、民黨合同の機運を促進したるを以て、板垣伯の調停を容れ、他日三派合同の素地を作る爲め庚寅俱樂部を結成して之に加盟せり。

主義

吾黨は自由主義を奉ずるものを以て成立す。

綱領

吾黨は自由を擴張し權利を保全し徳義を貴尚し福利を増進し以て皇室と人民と萬世合體して變渝することなきを求むべし。

黨議

- 一、政黨内閣の實を擧ぐる事。
- 二、行政裁判所を置き官吏の故意又は過失により人民の權利を損傷したる時之を償はしむる事。
- 三、外國と對等の條約を行ふ事。
- 四、陪審の制を置く事。
- 五、學制を改良し教育の普及を圖る事。
- 六、兵制を改良し及常備現役を短くする事。

- 七、文官非職の制を廢する事。
- 八、政費を節し及官吏の員數を減する事。
- 九、凡そ直税の賦課率は收益を目安とする事。
- 十、地租を減する事。
- 十一、所得税の累進等級を増加する事。
- 十二、官有財産の制を改正し之れが取締を嚴にする事。
- 十三、被選人の納税資格を廢する事。
- 十四、直接國税五圓以上を納むるものには選舉權を有せしむる事。
- 十五、被選舉人の年齢を滿二十五年以上と爲し、選舉人を二十年以上と爲す事。
- 十六、選舉區を擴張する事。
- 十七、内地の商業に特別の保護を與ふるを廢する事。
- 十八、府縣の自治を鞏固にし府縣の制を改正する事。
- 十九、登記法を改正する事。
- 二十、官有財産の内を以て地方自治の基本に充つる事。
- 二十一、出版集會の自由を擴張する事。

二十二、保安條例を廢する事。

二十三、田畑の納税期を改正する事。

愛國公黨と庚寅俱樂部

大同團結の分裂により、新に組織せられたる大同俱樂部と大同協和會は感情的に對立して互に相譲らず、鵜蚌の争は閥族政治家の乗する所となり、將に漁夫の利に陥らんとするに至れり、舊自由黨總理板垣退助は此形勢を憂慮し、往年の同志を糾合して自由黨再興の計畫を立て、先づ俱樂部派と協和會派との調停を企てしも其效を奏せず、一頓挫を來たせり、然れども彼は尙其素志を離さず、更に愛國公黨を再興し之を以て兩派結合の楔子となさんことを期し、明治二十三年五月五日愛國公黨組織の大會を舉行し左の宣言書を發表せり。

愛國公黨宣言書

維明治二十三年五月五日我黨は東京に相會し愛國公黨の結黨式を擧ぐるに臨み茲に宣言す、夫れ我

黨の初めて世に起るや明治六年に在り其本誓に於て天賦の通義權利を保全し斯民をして自主自由不羈獨立たらしむべきを盟約せり、我黨の天下に向て自由主義を首唱し之を國政の上に施さんとしたるは實に此時に生まれり、爾來幾多の變遷を経歴し、境遇時に異なると雖も主義常に同じく終始一貫せり、我黨茲に舊名に據りて斯黨を樹つ、其主義相同じき而已、抑自由主義は政治の一大原理なり、天地間の事物皆原理在らざる莫し、豈獨り政治に於て原理莫らんや、我黨は原理を尋ね主義を明にし、以て善良の政を施さんとする者なり、政治は時に從ひ以て宜しきを制せざる可らず、直に原理を採て盡く之を施すを得ずと雖も、政黨にして原理を措き主義を紊り、唯だ時に從て事を處せば往々其方針を誤らんとす、是れ政黨に主義の必要な所以也、夫し國は人に由て成る、人各自我身を愛するを知る、乃ち我國を愛せざるを得ず、之れを愛するは博く人を愛するなり、嗚呼我黨の諸士が夙に自由の主義を唱へ身を以て國に殉じたるは一國の一人より重きを知ればなり、一人愛して一國に及ぼし以て公衆の樂を享くるは自由主義の本體なり、自由主義は天下の通義なり、我黨は斯理を隱蔽して姑息の政を施すに倣はざるなり、眞に國家の安全を致すには人民に自由を得せしめざる可らず、自由主義を以て危しと爲し、人民をして權利を有せしめざるは天下の通義を壅塞する者なり、我黨が夙に政黨内閣の説を唱ふるは、宰相をして國家大政の責に任せしめ、之を君主に歸せしめず王室を富嶽の安きに置かんと欲するに在り、熟々坤輿列國の勢を察するに、自由主義と専制主義と君主の安危果して何れぞや、

自由主義は眞に王室を安んじ奉る者なり、上は王室の尊榮を増し、下は人民の幸福を崇め、以て我國の獨立を保ち安寧を致すは、我黨自由主義を措いて他に之れ有るを知らざるなり。

我黨が茲に結黨の式を擧ぐるは即ち斯主義に據て斯目的を達せんと欲するなり、凡そ政黨の必要なは第一、一定の主義を定むる事、第二、一國の公益を圖る事、第三、輿論の制裁を受くる事是なり、政黨は一定の主義に據り公益を圖らざるべからず、而して之を謀るには衆議を採り以て輿論の制裁を受けざる可らず、此の數者にして其一を缺けば政黨の不具なるものなり、政黨は自由主義の下に立ち一致合同し以て最大なる政黨を組織せんと欲する者なり、彼の英國に於て善く政黨内閣の行はるゝは最大の政黨あるを以てなり、彼の獨逸に於て未だ政黨内閣の行はれざるは小黨の分裂するを以てなり、内閣は最大政黨の上に位し、其の力に據るに非ずんば鞏固なる地歩を占め以て自黨の政略を行ふを得ざるなり、我黨茲に一定の主義あれば則斯の主義に準據したる一定の政綱を要すと雖も、施政は時に從つて其宜しきを制し劃一に之を規定し、且つ我黨は國家百年の利害に關するの大事を一朝紙筆の間に定め、空文を列叙するを欲せざるなり、然れども我黨多年の經歷言行に徴し之れを概括して條項と爲し以て明文に掲ぐれば左の如し

第一條 施政ハ成ルベク干涉ヲ省クベキ事。

第二條 内治ハ中央集權ニ傾カズ地方分權ヲ主トスベキ事。

第三條 外交ハ各國ト對等ノ權義ヲ保全スベキ事。

第四條 兵備ハ防禦ヲ主トスベキ事。

第五條 財政ハ節制ヲ旨トシ經費ハ民力ニ適應スベキ事。

我黨は以上の政黨に據て議目を立て政治の改良を計らんと欲するものなり、今や我黨が常に務むべきの改良は甚だ多く、殆んど之を枚擧するに遑あらずと雖も、我國の官民未だ代議政治に慣れず、且民間に於ては實地政務の調査も未だ完全ならず、國家重大の事に於ては一議案を立つるに於ても數閱月の勞を盡し、調査最も精確なるを要す、一時多端の改革を求めんとすれば却つて其目的を誤るの虞あり、若し多端に改革を求めんと欲するも一時に調査を遂ぐるを得ず、従つて調査を遂ぐれば従つて議目を立て、日を積み年を重ねて之を求むべく、唯、其の急の最も急なる者に就て議目を立て、尙我黨國會議員の選舉一度定まるに至つて調査の成績を報告し、之れを審議討論し増補若くは削除する所あるべきも、先づ我黨が議目として採擇せんとする所の者は凡そ左の如し

第一 地租を輕減する事。

第二 政費を節減する事。

第三 租稅徵收法を改正する事。

第四 新聞集會出版の三條例を改正する事。

第五 保安條例を廢止する事。

第六 警察制度を改良する事。

第七 獄制を改良する事。

第八 私營の商業に特別保護を與へざる事。

右議目の内に就て租稅徵收法の如きは之を改正すること最も急務なり、其實施の方法に至りては觀易き者なりと雖も未だ盡く之を調査せざれば他日を期して之を定むべし、又監獄則の如きは勅令に成るものなれども之を法律と爲し以て改良を加へんことを求むべし、又三條例の如きは代議政體を實施し輿論衆議を發揚するに於て不便を感ずること最も多しとす、又警察制度の過大繁密なるは弊害あり、之を改良して成るべく輕便簡易を旨とし經費を省くを得べし、又地租を輕減するは我黨の持論にして、曩に三大事件建白の時に際し全國各地の黨員が痛論せしも亦此意に外ならず、其他に租稅の輕減すべき者無きに非ずと雖も、地租は殆んど政府歳入の半を占め而して地租は多くは農稅たり、農稅の如きは其他に比して偏重の甚しきものなり、専ら農稅を課するは封建時代の舊慣たれば、財源を農稅に求め易く、斯る偏重の事行はるゝなり、今や古と異なり同じく是れ立憲政體の下に在る人民にして負擔の均一ならざるは稅法の當を得たるものと言ふを得ず、而して地租を輕減するに於ては國庫歳入の額を減すれども、之を補ふの一策は政費を節減するに在り、政費を節減するに於ては或は官吏の員數

を減すべく、或は官衙の廢合を爲すべく、以て痛く財用を節すべし、而して又其他に之を補ふの策なしと爲さざるなり、彼の私營の商工業に對し特別保護を與ふるが如きは大に歳出の額に關し且つ保護の本旨を誤る者なり、公衆の利益に關する航海鐵道等の如きは之に政府の保護を與ふる事あるも、是れ皆公益を謀るに在り、私營の商工業に特別の保護を與ふるは單に國費を費すの害に止まらず、之が爲めに事業は少數の專有に歸し、多數の營業者は之と競争するを得ず、大に獨立民業の發達を害するに至るあり、我黨が自由主義を以て政を施すに於て改良を求むるの事は豈啻に之のみならんや、以上は實に急の最も急なるものなり、我黨は之を本年の國會議場に提出して議案と爲し多數の賛成を得んと欲する者なり。

然れども熟々之を考ふるに、我黨は實に深く自ら忍びて多年の望を抑へ、唯だ此の急なる者に就き之れが改良を求めんと欲するも亦是實に至難の事たるを知る、何ぞや憲法の解釋是なり、夫れ何れの立憲國に於ても財政を議するは國會の通權なり、國會にして斯權なければ空名のみ且つ財政の議權は主として國民の代議院に屬すべきものなり、故に我國の憲法に於ても、豫算は前に衆議院に提出すべしとの條を定め、又國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を経べしとの條を定めたり、我黨は立憲政治の上に於て且つ憲法解釋の上に於て財政を議するの權は代議士に存する者なりと信ず、然れども若し既定歳出云々の解釋をして果して或る説の如くならしむれば、國會は殆んど財政を議す

るの權なし、我黨が國會議場に立つに臨みては、正當の手段により其の目的を達せんと欲するものなり、我黨の主義、政綱、議目は斯くの如し、我黨は之を以て自ら守り、此を以て自ら進み、其の難きを期して此の事を行はんと欲する者なり、我黨は固く自ら信ず、我黨にして目的を達するの日は、斯民をして天職の通義權利を保全し自主自由不羈獨立たらしむるの實を擧げ、國民代議の權茲に固く、政黨内閣の制茲に立ち、所謂上は以て王室の尊榮を増し、下は以て人民の幸福を崇め、我皇は神聖を保ち、我國は隆盛を致し、我黨の主義能く行はるれば、初めて能く泰西諸邦と相峙し對等の權を全うすべし、自由の大氣靄然として祥を呈し、愛日惠風君民一和、專制の舊體を變じて立憲の新政を興し、東洋の表に儼然たる獨立國を建つべし、嗟我が蜻蜒洲は一孤島なり、自由の元氣大に發達すれば豈五大洲に向つて其光を煥發するに足らざらんや、我黨は茲に固く相誓ひ斯の宣言をして空言に屬せしめざる者なり。

之より先き大同團結の崩壞に由り、舊自由黨系は、大同俱樂部、大同協和會に分裂し、感情的に抗爭して相譲らず、而かも黒田首相の「超然主義確立の宣言」伊藤樞密院議長の「政黨政治否認の宣言」等は甚しく在野黨人に刺戟を與へ、加之第一回總選舉は目睫の間に迫り政黨の強化工作は益々急を要するに至れり、板垣伯は此の形勢を察し、兩派の調停を圖りしも成らざりしを以て、彼は更に愛國公黨を組織して兩者契合の機關たらしめんことを期せり、此の時に當り河野廣中は前自由黨副總理中島

信行に三派合同の斡旋を依頼し、先づ青年自由俱樂部、青年自由黨、平民同盟、栃木縣自由館有志、神奈川青年會等を介して直ちに實行に着手し、大同俱樂部の末廣重恭、河野廣中、稻垣示、多田作兵衛、八木原鍊社、遠藤秀景、井上角五郎、大同協和會(自由黨)の大井憲太郎、城山靜一、新井章吾、中島又五郎、長坂八郎、森隆介、山田泰造、愛國公黨の杉田定一、西山志澄、鹽田奥造、藤野政高、鶴飼節郎、植木枝盛、石田貫之助等を各協議委員に挙げ明治二十三年五月十四日中島信行、竹内綱、加藤平四郎等斡旋の下に合同協議會を開き、先づ合同の準備工作として、庚寅俱樂部と稱する共同の團體を組織し、事務所を設置して合同に關する諸般の事務を整理し、第一回總選舉執行後を期し、更に會議を開きて綱領、黨議を決定し結黨式を舉行する事となし、左の申合を爲したり。

- 一、從來存在する三派の政社組織を解き更に相合して一政黨を組織すること。
- 二、右合同の上成立したる政黨は庚寅俱樂部と稱し共同の團體と爲し首領を置かざること。
- 三、庚寅俱樂部は自由主義を執持することを表白すること。
- 四、庚寅俱樂部は事務員九名を置き諸般の事務を執行すること。
- 五、庚寅俱樂部は來る八月を期し、更に會議を開き綱領黨議を一定し結黨式を舉行すること。但し各派從來の綱領黨議の精神を失はざることと要す。

九州同志會

明治二十二年四月一日、九州各縣に於ける進歩主義者の集團たる熊本改進黨、福岡三州俱樂部、福岡政談會、宮崎同志會、宮崎大同派、長崎同好會、大分改進黨等は鹿兒島に相會し、合同して九州同志會を組織し、廣く天下の同志を糾合して立憲政治の樹立に邁進せんことを期し、全國の同一主義者を合從して一致の行動を執るべきことを決議せり。

此の時に當り偶々自由黨、愛國公黨、大同俱樂部合同の機運進捗したるを以て好機逸すべからずとなし、岡田孤鹿、田中賢道、志波三九郎、狩野雄一等は板垣伯を神戸に訪ひ、伯の賛成を得て東上し、自由黨、改進黨、愛國公黨、大同俱樂部の各派間に交渉斡旋したるも改進黨は其の態度を明かにせず、自由黨及大同俱樂部は改進黨との合同を欲せざりしを以て暫く之を保留し、第一回總選舉終了を待ち、九州同志會先づ解散し、中央に於ける各政黨を打つて一團と爲し、一大民黨を組織せんとし、山田武甫、松田正久、河島醇等は自由黨の大井憲太郎、内藤魯一、中江篤介、愛國公黨の林有造、片岡健吉、杉田定一、大同俱樂部の河野廣中、大江卓、鈴木昌司、改進黨の島田三郎、加藤政之助、高田早苗、鳩山和夫、吉田熹六等と相會し、自由主義を標榜して代議政黨を組織せんとしたるも、改進黨は自由

主義なる名稱は自派の面目を没却するものなりとして之に應せざりしを以て之を除外し、四派合同して立憲自由黨を組織したり。

立憲自由黨

第一回衆議院議員總選舉は、明治二十三年七月一日を以て執行せられたり、此の選舉に於て各派の競争は各地に展開して最も激烈を極めたりしも、政府は超然主義を採り選舉は公正に終了せり、其結果は

大同俱樂部	五五	愛國公黨	三五
自由黨	一七	九州同志會	二一
立憲改進黨	四六	中立	六七
保守派	二二	自治黨	一七
官吏	一八	無所屬	二

の分野を示し、在野黨として大同俱樂部、愛國公黨、自由黨、九州同志會、立憲改進黨の五派結束し

て一團となるときは、優に議會に絶對過半数を制し得る政情なりしを以て、九州同志會は好機到れりと爲し、率先して五派の合同を提唱し、同會を代表して河島醇、山田武甫、松田正久等は大同俱樂部の河野廣中、大江卓、鈴木昌司、自由黨の大井憲太郎、内藤魯一、中江篤介、愛國公黨の林有造、片岡健吉、杉田定一及、立憲改進黨の島田三郎、高田早苗、加藤政之助等と折衝したるも、大同俱樂部及自由黨は多年の政争に因る深刻なる感情と利害と相交錯して改進黨との合同を欲せざるものあり、改進黨も亦其面目を固執して之に反對したるを以て、所期の目的を變更し、更に改進黨を除外したる大同、愛國、自由及九州同志會の四派は明治二十三年八月二十五日合同協議會を開き、立憲自由黨組織に關する諸般の準備を定め、同年九月十五日を以て結黨式を舉行し、立憲趣意書、綱領、黨議を發表し田中賢道、重野謙次郎、片岡健吉、石塚重平、石坂昌孝を幹事に擧げ、尙常議員七十名を選舉せり。斯くて立憲自由黨は結黨以來僅かに二箇月餘にして代議士百三十名を包容するに至れり。

立憲自由黨趣意書

我邦政黨の起るや年を経る未だ久しからず、分裂交誼の弊漸く生出し、主義相同じく冀望相齊しきものにして動もすれば相反目するを免れず、延て社會公益を害するに至る、奚んぞ以て立憲制度の完備に趣くを望まん、我黨此に慨するあり、相共に奮て從來所屬の黨派を解き感情の雲霧を洗拭し、然る

後相合して新黨を組織し、自由の大義に依り改進黨の方策に循ひ以て君民上下の福祉を増益し、以て輿論の勢力を亢揚せんと欲す、天下有志の士從來一黨派に屬せしものと否らざるものとに論なく、苟も我黨と所見を同するもの、奮然來つて相共に圖謀贊畫するあらば眞に是れ千歳の一時なり、茲に乃ち相議して綱領及黨議を著定すること左の如し

綱 領

- 一、皇室の尊榮を保ち民權の擴張を期す。
- 一、内治は干渉の政略を省き、外交は對等の條約を期す。
- 一、代議政體の實を擧げ政黨内閣の成立を期す。

此の綱領の趣意を貫徹せんとすれば實地に向つて施行すべきもの改正すべきもの一にして足らず、因つて黨議十條を議定す、此の十條は必ずしも盡く之を本年の議會に提出すべしと謂ふにあらず、又我々の着手すべき政事上の要件は此等に止まると謂ふに非ず、先づ大略の方針を一定し、時に應じ變に從つて緩急前後の取捨を爲すべきなり。

黨 議

- 一、政務を簡便にし政費を節減する事。
- 一、海陸軍を整頓する事。

一、教育制度を改正する事。

一、會計法を改正し國庫出納の監督を嚴密にする事。

一、國債及官有財産の制度を改正する事。

一、税法を改正し務めて地租の輕減を圖る事。

一、民業に對する保護の方法を改正する事。

一、地方制度を改正し其經濟の整理を圖る事。

一、言論集會及政社に關する諸法律を改正し保安條例を廢する事。

一、議院法及選舉法を改正する事。

斯くて第一議會は明治二十三年十一月二十五日召集せられ、先づ政戰は正副議長の選舉に始まりたるも、手續上幾多の疑義を生じ、自由、改進黨間に於ける結束統制を缺き、議長には自由黨の中島信行當選したるも、副議長は大成會所屬津田眞道の占むる所となり、次で同二十九日車駕親臨して開院の盛式を舉行せられたり。

衆議院は政府提出の明治二十四年度豫算案に對し、自由改進黨兩黨は相一致して、多年の鬱積せる憤恨を晴らし、宿昔抱懐する處の經綸を示すの好機到れりと爲し、先づ質問に據りて政府に戰を挑み、兩黨の合議に成れる教育、殖産興業、國防の方針及條約改正の經過等を擧げて政府に肉薄し、更に一

轉して豫算問題に移り、豫算委員會は先づ審査の方針として、

一、憲法第六十七條の既定の歳出に關しては、委員會は政府の同意を求むるの手續を採るを要せざる

こと。
一、深く官制に立入りて豫算を審査し、官制改革は委員會之を爲さずして有志議員の爲すに一任すること。

一、非職給及び秘書官、知事、裁判所々長の交際費を廢し、官舎を全廢し、官吏の旅費規則を改正すること。

等を定め、歳入に於て二十萬三百五十圓を減じ、歳出に於ては總額八千三百七萬五千圓に對し、七百八十八萬七百三十四圓餘を減じ豫算總額の約一割弱に相當する大削減を爲し、豫算案に大斧鉞を加へて一舉に山縣内閣を打倒し、更に進んで閣族官僚を掃蕩せんとし、猪突猛進して政治上の報復手段を講せり、之に對し山縣首相は松方藏相と共に豫算大修正の不當不法を訴へ、一方野黨の反對を緩和し、他方與黨の援助を要望して努力奮闘したるも、委員中には自由黨若くは改進黨に屬し多年政費節減民力休養を主張したるもの多數を占めたるを以て其の陣營を亂すこと能はず、却て之を硬化せしむるの結果を招來し、豫算案は豫算委員會、全院委員會及本會議を通じ多數を以て修正案を可決したるも政府は憲法第六十七條の條文を固守して之に同意せず兩者の意見全く衝突して將に豫算の不成立を見

んとするに至れり、此の時に當り陸奥農相は憲法創始の第一議會を解散するが如きは、醜を内外に暴らし禍根を將來に貽すものなりとし、次年度に於ける行政整理、經費節約を條件として自由黨の一角と妥協し、曩に院議を以て可決したる修正案に對し、更に修正案を協定し、幾多の波瀾曲折を経て辛うじて第一議會を終了せり。

立憲自由黨は前述の如く四派の合同によりて結黨したるものにして、合同當時の協約に基き、總理を推戴せざることに決したるも、第一議會に於て其統制を缺き、副議長選舉に際し大成會の乘する所となり、不測の失敗を招きたるのみならず、豫算修正問題に關し黨議不統一に陥り、野黨の結束に一丈支障を生じ、加之朝に無爲横暴の松方内閣ありて露骨に民黨の撲滅を標榜して暴威を揮はんとし、更に國賓露國皇太子の兇變、議事堂の炎上等天災人事の頻發するありて人心爲めに動搖し、朝野不安の情勢を呈したるを以て、自由黨は黨制を改革し、陣容を肅整して局面の打開を策せんとし、松田正久、星亨、河野廣中等の提議に基き、黨内各團體の意見を斟酌し、明治二十四年三月二十日大會を開きて板垣伯を總理に推戴し、次で立憲の二字を除きて自由黨と改稱せり。

由來藩閥政府は常に政黨を嫌忌し、超然主義を固執せしも、明治二十八年五月遼東還附問題を動機として政府攻撃の國論漸く熾烈となり、改進黨、革新黨、國民協會、中國進歩黨、帝國財政革新會、大手俱樂部等の大小諸團體は政府彈劾を目標として、議員俱樂部なる一大集團を結成し政府彈劾上奏案を

提出して伊藤内閣に肉薄せり、此に於て伊藤首相は民心の歸嚮と時代の趨勢に鑑み、憲政の運用は政黨の存立を無視する能はざることを悟り、遂に超然主義を放棄して公然自由黨との提携を決意し、陸奥宗光、伊東已代治を介して星亨、林有造、岡崎邦輔等と結び、自由黨亦伊藤首相の誠意を諒し、苟くも自主を害し主義に悖らざる範圍に於ては當路者と提携して國家の要務に協賛し、私を去り公に殉ひ以て立憲政體の完成、世界平和の確保、海陸軍備の擴張、農工商業の獎勵、朝鮮の獨立扶植等に努むべきことを條件として、明治廿八年十一月廿二日伊藤内閣との提携を宣言して憲政の運用に一大進歩を示せり。

宣言書

我黨は夙に立憲政體を扶植し責任内閣の基を鞏くし以て皇室の威嚴を保ち、其國民の康福を進めんことを企圖する年既に久し、議會開設以來幾歳を経るも其效果未だ全きを得ず、從て國家急要の事業未だ興らず、海陸の軍備未だ整はず、而して海外の形勢は日に迫り、終に我國は忽然彼の朝鮮の變亂より延て清國との交戦と爲り、國力の足らず、軍備の全からざるも、尙能く凱旋の功を奏し、世界列國に對し、強國の名を得ると共に益々其關繫の重きを加へ、外交の危機測る可からず、此際上下一致以て百年の大計を定め、内外の庶政を理するは當さに務むべきの急たり、區々争鬪の爲めに前途を誤るが如きは我黨の深く憂慮に堪へざる所なり、是れを以て我黨は本年七月方針を議定し、之を世に公

にし、今後我黨と其方針を同うし、相共に謀るべき者は、相共に内外の事に力を致し、以て將來の謀を成さんことを宣言し即ち朝野を論せず、其方針の相同じき者あれば相共に提携せんことを以てせり、我黨の至誠又必ずや大に一世を警醒するに足るべきを信じ、肝膽を吐露し、以て之を當路者に詢る所あり、當路者亦た深く時局の要を察し、我黨の誠を諒し、間々民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、内外の事を處するに於て、我黨は將來に其望あるを認めたり、是に於て我黨は向來當路者と其針路を同くして進み、之と相提携して其國家の要務を處するに協賛し、以て我國の進運を致さんとす、我黨は立憲政體を首唱せり、即ち之が完成を期するは宜しく自ら任すべき所なり、我黨は深く内外の形勢に鑑み、憂國慨世の情自ら禁する能はず、噫我黨は唯だ至誠以て國に盡すあるを知るのみ、豈他心あらんや、人に自主あり黨に主義あり、苟も其自主を害し其主義に戻るに至つては固より之を爲さず、而して意氣相投じ、偕に時運に察して當路者と進路を同くするに躊躇せざるもの、是れ我黨が大に國家將來に向つて期する所あるを以てなり。

斯くて第二次伊藤内閣と自由黨との提携により、野黨聯合の遼東半島還附に關する彈劾案を一蹴し、第九議會は無事に終了したるも、議會閉會後戦後經營に關する明治三十年度の豫算編成に當り閣議不統一に陥り、伊藤内閣は明治二十九年九月十八日遂に辭表を捧呈し、大命は松方大隈の兩伯に降り松

隈内閣成立したるも、閣僚の多数は薩派に屬し、大隈伯は孤立して僅かに進歩黨の支持に依りて其存在を保つに過ぎず、而して薩派は藩閥特有の專制に忤れ、民力の如何を顧みずして徒らに増税を計畫し、其財政の放漫紊亂は遂に兩者間の融和を缺き、進歩黨先づ政府と絶縁したるを以て、大隈外相も亦明治三十年十一月六日其職を辭せり、斯くて松隈内閣は解消して、單獨なる松方内閣となり、高島陸相は自由黨を懐柔して松方内閣を支持せんとしたるも黨内の大勢は之を否とするもの多く、殊に十二月十二日開催せられたる自由黨關東大會に臨みたる板垣總理は、激越なる語調を以て松方内閣不信任の意を表明し、大會も亦内閣の秕政非立憲を痛撃して斷然之に反對することに決し、速に其交迭を期すべしと議決せり、然れども黨内に於ける提携派は尙策動を繼續し、十二月十五日開會の代議士會は大論争大紛擾に陥り、遂に大多数を以て松方内閣との提携を否認したり。

斯くて松方内閣は無援孤立となり、第十一議會は開院式直後僅か一日にして解散せられ、同時に松方首相は閣下に伏して骸骨を乞ひ總辭職を執行したるを以て、大命は三たび伊藤侯に下り、明治三十年一月十二日第三次伊藤内閣成立したるを以て、自由黨は翌十三日前代議士會を開き、板垣總理より伊藤侯との會見顛末を報告し、再び伊藤内閣との提携を承認せり、尋で第五回總選舉は同年三月十五日執行せられ、其結果自由黨は所屬議員九十八名を選出して第一黨に進出したるを以て、政府の願使に甘んずるを欲せず、板垣總理の入閣を強要したるも、井上藏相、桂陸相等は之れを肯んせず、遂に

伊藤内閣と自由黨との提携は斷絶し、自由黨は五月五日臨時大會を開きて内閣反對の議を決せり。

既に政府と提携を斷絶したる自由黨は、第十二議會に臨むに當り、進歩黨と聯携して共同戦線に立ち藩閥政府の倒潰を期し、政府提出の財政計畫を非認し、増税を以て早計と爲し大多數を以て地租増徴案を否決せり、政府は此間に處し、或は停會を命じ或は會期を延長して極力之れが通過に努めたるも、遂に其効を奏せず、六月十日再び議會を解散するや、兩黨の提携は益々鞏固となり、民黨合同の機運を促進し、明治三十年六月二十一日兩黨は各々臨時大會を開きて舊體を解き、合同の決議を天下に發表せり。

我黨ハ深ク内外ノ形勢ニ鑑ミル所アリ、憲政ノ完成ヲ期スル爲メニ斷然茲ニ解黨シ、同一ノ希望ヲ有スル黨派ト相合シ一大政黨ヲ組織シ、愈々其ノ目的ヲ達スルコトヲ努ムベシ。

斯くて翌二十二日憲政黨の結黨式を挙げ、多年の目標たる政黨内閣を確立し、閥族官僚を掃蕩せずんば已まざるの氣勢を示せり。

立憲中正黨

第二回總選舉に對する品川内相の選舉干涉の非違を憎み、政府の態度を憤りたるものは特り民黨のみならず、貴族院に於ても第三回議會の劈頭、山川浩の主唱により、二條基弘外八十三名の賛成を得て、選舉干涉の非違匡正に關する建議案を提出し、院議表決を記名投票に決し、其結果六十八對八十八の多數を以て建議案を可決せり、是より先き貴族院議員伯爵鷲尾隆聚を首領とし、男爵池田徳潤、毛利恭輔、製藥業者安藤良介、南亮助、官省御用達三里萬右衛門、日本郵船會社邦友家良等發起人となり、明治二十五年四月十四日立憲中正黨を組織し左の主意書を發表したるも、龍頭蛇尾に終れり。

立憲中正黨主意書

立憲の政、代議の治たる黨を結び派を樹つる亦自然の趨勢なりと雖も、苟も其局に當るもの、至誠心を國家民物に推すに非ずんば其弊や實に勝へざるものあり、近時所謂吏民黨派なるものを觀るに、各皇室の尊榮を政治の革新に託し、而して其行に至つては大憲を傷け良民を戕ひ我神聖の議會をして野心を逞うするの地たらしめ、其解散に至るも各自悟らず反て罪を他に歸せんとするが如き、立憲政治の不祥朋黨私派の痼害孰れか焉より太甚しき者あらんや、夫れ議會の政機を靈活にし黨派民意を表彰する者今や乃ち之を以て離隔怨望の具と爲さんとす、嗚呼吾人粟を斯國に食む者豈坐視するの秋ならんや、宜しく起て其病源を醫癒し其毒焰を消熄すべきなり、是れ吾人區々忠愛の至情にして憤慨

措く克はず、茲に本黨を組織し以て建國の理義を明かにし、彼の朋黨私派を矯正せんと欲するの止むべからざる所なり、生死相誓ひ勵精一致力を揚擡せば庶幾くは國利を増し民福を進め而して聖恩の萬一に報じ大憲の旨趣に副ふを得ん、天下有道の士乞ふ來つて同盟賛翼せられんことを。

立憲中正黨主義綱領

- 一、立憲中正黨は皇室を奉じ、聖謨を體し、其尊嚴を無窮に祈る。
- 一、立憲中正黨は大義名分を明にし立憲爲政の議を賛し、國權發揚の實を擧げ以て民福の増進に力む。

國民協會と國民政社

第二回總選舉は明治二十五年二月十五日執行せられたり、時の内務大臣子爵品川彌二郎は次官自根專一と共に空前絶後の大干涉を試み、各地に流血の大慘劇、大狂態を演じて憲政史上に拭ふべからざるの一大汚點を印し、民論を激發せり、此の時に當り伊藤樞密院議長は政府の非違を糾明して其反省

を促し、遂に榮職を辭して小田原に退去せり、此に於て政府は周章狼狽して當面の責任者たる品川内相を辭任せしめ、其後任として樞密院副議長副島種臣を擧げ、伊藤伯に對しては畏くも宸翰を賜はりたるを以て、伯は深く聖恩に感激して留任せり、此の總選舉に於て政府の庇護に由りて當選したる曾根荒助、渡邊洪基、佐々友房、古莊嘉門、片岡直温、末松謙澄、藥袋義一、和田彦次郎、湯本義憲等は帝國主義を奉ずる同志七十餘名を糾合し時の樞密顧問官伯爵西郷從道、同子爵品川彌二郎を首領として非政社國民協會を組織し、明治二十五年六月二十二日創立總會を開き會則及施政方針を發表したり。

國民協會假規則

國家の隆盛を致し、民力の發達を企圖する爲め同志相會し、茲に一の俱樂部を設立し、名づけて國民協會と稱す、會員互に知識を交換し國民の當務を講じ併せて相互の實益を圖らんとす。

施政方針

我輩主義者は躬行實踐以て勤儉着實を旨とし、奢侈柔弱の弊風を洗滌せんことを期す。

一、内政改良

登記法を改正する事

山林制度を改革する事

北海道の政務を整理し施政方針を定むる事

教育の改良進歩を圖る事

一、政費を節減し民力の發達を計る事

冗員を淘汰する事

冗局を廢する事

冗費を削減する事

公益の事業を獎勵發達せしむる事

國家須要の事業を進んで助成すること

軍艦製造のこと

製鋼所設立のこと

治水事業を速成すること

鐵道布設のこと

港灣改良のこと

電信増設のこと

一、條約改正

治外法權を撤去し關稅を改正する事

一、言論集會の自由

政體を毀損し若くは治安を妨害せざる限りに於て漸次之を改正する事

斯くて國民協會は明治二十七年一月に至り其組織を變更して政社組織となし常に官閥政治の擁護を以て其の使命となしたるも、自由黨及改進黨の進出に依り漸次黨勢萎靡不振に陥り明治三十一年十二月召集の第十三議會に於ては所屬議員僅かに十九名に減退したるを以て此の頽勢の挽回策として新政黨の組織を計畫し明治三十二年七月四日國民協會を解黨して帝國黨を組織せり。

國民自由黨

立憲自由黨の組織に當り、黨議黨則の再議を要求し容れられざるに憤慨して脱黨したる、山際七司、遠藤秀景、南磯一郎、綾井武夫、前田案山子等は、佐々友房、古莊嘉門、廣瀬千麿、秋山小太郎等と相結び、

國家主義を標榜して、全國の同志を糾合せんとし、明治二十三年十二月二十一日國民自由黨を組織し、言辭堂々たる設立趣意書を發表したるも、國民の共鳴を得るに至らず翌二十四年七月解散せり。

國民自由黨趣意書

列國競争の甚しき今日に於て、吾人は如何にして日本の獨立を維持し、其の權力を擴張す可き、政治上の疑問は此の疑問より重且大なるものはあらざるなり、吾人固より進歩を主とす、吾人固より自由を尙ぶ、然れども吾人は真正の進歩及真正の自由を希望するものなり、宇内に一國民を建つるものは外に對して其特性を養ひ、内に向つて其統一を完うせざるべからず、特性を保つるの進歩は真正の進歩なり、統一を伴ふの自由は真正の自由なり、吾人は斯の自由を擴充し、其進歩を企圖するの念を抱くこと一日にあらず、彼の外國の陳物を模倣するを進歩となし、個人の權利を唱導するを自由と爲す、是れ國民の特性を破り、國民の統一を妨げ人民の元氣をして分崩乖離せしめ、遂に他邦の羈轡に伏して顧みざるものなり、焉ぞ其進歩たり自由たるにあらんや、兵馬の權力を私して政權を保たんとするものは自由の公敵なり、黨派の勢焰を藉つて政權を奪はんとするものは自由の公敵なり、吾人は此公敵を抑制せんとするを以て立憲政體の下に於ける吾人の任務となす、君民合體以て機關的進歩をなすものは之を名けて國民と云ふ、政權は常に宜しく國民全體の手にあるべし。

此主義に於て合ふ者は皆吾人の政友なり、吾人は滿天下正義の士が必ず此主義に於て同意するを信ず、嗚呼列國の競争は東洋の危機なり、東洋の危機は日本國民の危機にあらずや、彼れ愛國の至誠なき者、徒らに域中に齟齬して小名利を衒ひ、敢て立憲政體を翫弄せんとす、吾人は日本國民前途の爲めに誓つて之を抑制するの責に當らんと欲す、是れ吾人の趣旨とする所なり。

東洋自由黨

自由民權を絶叫し、自由主義の左翼を以て任じたる自由黨は、帝國議會の開始以來漸く當初の精神に悖り、資本主義的傾向を呈したるを以て、自由民權論の急先鋒大井憲太郎等は之に満足せず、明治二十五年六月自由黨を脱し、民力の休養と貧民労働者の保護を目的として、同年七月七日東洋自由黨を組織し、十一月七日盛大なる結黨式を舉行したるも、世人の共鳴を得るに至らず、翌二十六年十二月解散の已むなきに至れり。

綱領

一、皇室の尊榮を維ち民權の擴張を圖り立憲政體の實行を期する事。

一、外交は強硬の政略を執り國權の發揚を期する事。

一、内治は進歩の政策に由り國力の充實を期する事。

一、財政を整理し國家經濟の許す限度に従ひ漸次民力の休養(殊に貧民労働者の保護)を爲す事。

一、緊急至要の對外政策を講じ漸次其實行を期する事。

以上五政綱に則り事の緩急本末を鑑み、漸々吾黨の企望を貫徹せんが爲め黨議の定むる所に依つて吾黨運動の方針を定む、即ち三大自由の緊張、選舉權の伸張、海陸軍備の擴張、國防政策の實行等の如き政綱の趣旨を實行するに必要な實地問題は大會の意見に従ひ隨時議定する所あるべしと雖も、吾黨は専ら國家内外の大經綸を講じ、努めて政治上の小政策小問題に涉らざることを期す。

舉結黨式文

一陽來復の期に際し、元氣鬱勃として天下同志者皆來集し、茲に我結黨式を舉ぐ、嗚呼何んぞ夫れ剛健正大なるや、思ふに國家の興廢は法律制度なきに關せず、財力軍備の充實ならざるに關せずして國民共同の氣象なきに關す、國民共同の氣象なきに關せずして剛健正大の公黨なきに關す、今や天下の事知るべきのみ、民力休養の如き軍備擴張の如き國權恢復の如き對外政策、對外經濟の如き、是れ今日國家の最大急務にして大勇斷大決斷以て之れが施爲規畫を爲すべきの一大時機なり、而して國會

開設以來茲に三年、所謂大政策大政略の擧らざる管に捕風捉影のみならず、譎て政府國會の軋轢は殆んど泥中鬪獸の如き觀あり、其然る所以のものは他なし、殉國愛公の精神なく、私利私情以て政權授受をなさんとするに由るなり、此時に當り黨弊藩閥を盪滌して經天緯地の大策を定めんには、須らく剛健正大の公黨を樹立せざるべからず、而して之が大責任に當る者は實に我黨にあらすして其れ誰れぞや、我黨既に已に剛健正大なり、況んや一陽來復の期に際し天意人心の順應して岫然勃興するをや、我黨たる者關機開闔、處勵風飛以て天下を經綸せざる可けんや、嗚呼我黨の諸士夫れ努力せよ。

明治二十五年十月六日

東洋自由黨

同盟俱樂部と同盟政社

第二回總選舉に當選したる議員にして、自由黨及改進黨と歩調を一にする鈴木重遠、中村彌六、大東義徹、楠本正隆、柴四朗、河島醇、加賀美嘉兵衛等は、明治二十五年十一月二十三日同盟俱樂部を組織し、獨立民黨と稱して自由改進黨の二黨と共に民黨三派の地位を保ち、左の主義方針を發表して漸次同志を増加し、明治廿七年一月同盟政社と改稱して政社組織となし同年五月解散して更に同志政社と

合同し立憲革新黨を組織せり。

同盟俱樂部主旨

(目的) 本俱樂部は藩閥政治の積弊を除き立憲政治の完成を期し國民民福の増進を希圖す。

(組織) 本俱樂部は政治上進歩の主義を執り立憲的の運動を爲し、速かに國民の輿望を達せん事を圖る獨立議員を以て組織す

(運動) 本俱樂部は毎期議會開會に先ち會議を開き議會に對する運動の方針を議決し其方針に従ひ同志の各派と交渉提携し以て前項の目的を達せんことを圖る。

同志俱樂部と同志政社

第五回通常議會に於て衆議院議長星亨が取引所問題に關し、農相後藤象二郎、次官齋藤修一郎等と共に、取引所關係の商賈と會合し、更に收賄の嫌疑ありとし、改進黨より星議長彈劾の聲を擧げて自由黨に挑戰するや、自由黨中に於ても平素星の勢力を嫉視し、其の專横に快からざる長谷場純孝、工藤行幹、菊池九郎、長谷川泰等は書を板垣總理に寄せ、星を除藉して黨の威信を保つべきことを進言

したるも、板垣總理は星の自決を望みて除籍の舉に出でざりしを以て、長谷場等と意見を同ふする鈴木萬次郎、中島祐八、東尾平太郎、小林樟雄等は同志十八名と共に連袂脱黨し、明治二十六年十二月五日同志俱樂部を設置したるも、明治二十七年一月同志政社と改稱して政社組織となし、同年五月解散して同盟政社と合同し立憲革新黨を組罪せり。

脱黨聲明書

君子は交りを絶てども惡聲を出さず、吾が自由黨を去る情に於て忍びざるものあり、然れども義に於て斷せざる可らざるものあり、吾人は固より其進退去就に關して其義を明かにするの責任を有す。

吾々が自由黨に在る終始其務を一にせり、自由黨軟化の説ある吾々之を信せざりき、何となれば自由黨の大目的は藩閥政府を打破して立憲政治の美を成すにあるを知れば也、立憲政治の下に在る政黨の立憲公義の制に據らざる可からざる、抑々亦天空海淵の雅量を以て天下同主義の士を包容し聯絡同盟以て弊政革新の大精神を貫かざる可からざる、吾々自由黨本來の宿志此に存するを疑はざる也、故に事或は吾々の素心に反したるが如きものありしも、吾々は早晚自由黨が其宿志に想着し其本に復らんことを希望したりし也。

若し夫れ自由黨員たる星議長の衆議院に於ける不信任の決議案出るに迫んでや、吾々は滿腔の熱血を揮うて總理板垣伯に向ひ衆議院の公議に従ひ星議長を處分せんことを苦請せり、而して荏苒果す能はず。更に恐れ多くも叡慮を煩はすの上奏案を見るに迫り、此に於て吾々は全力を竭し全身を捧げ、以て星議長處分の禁す可からざるを總理板垣伯に懇求せり、而して事全く心と違ふ。

それ立憲政治は、天下の公議に據りて立つ、議院は天下公議の府也、苟も個人的利害の爲に天下の公議を蹂躪す、是れ立憲政治の精神死せる也、吾々が涙を揮つて自由黨を去るは、天下の公議は一黨の利害の爲めに犠牲とする能はざるが爲め也、約言すれば吾々は自由黨本來の大目的を達せんが爲めに敢へて今日の自由黨を去る也。

今や維新興國の偉業半ば荒廢し、之を外にしては對等の政策未だ其方針を定めず、條約改正の業未だ成らず、之を内にしては立憲政治の根柢未だ固からず、藩閥專制の遺風未だ去らず、地方自治の名ありて民權の擁護未だ全からず、立憲政治の體備りて憲法の精神未だ行はれず、甚しきは責任内閣の實未だ舉らずして獨り至尊をして社稷を憂へしむるに至る、是れ日本國民たるもの憤發激勵以て力を國家に致すの一時にあらずや、苟も自由進歩の主義を懷くもの苟くも開國進取の思想を抱くもの、苟も殉公愛民の精神を有するもの豈彼我差別を問はんや、來れ天下同志の士爰んぞ來りて共に國家の要務を經營し以て國民たるの義務を盡し、以て維新興國の大業を成就せざる。

立憲政治の徳義を以て根柢とせざる可からざるを知るものあらば、亦た立憲治下政黨の徳義を以て骨髄とせざる可からざるを知らむ、内は政治家の徳操に顧み外は天下の清議に對し俯仰天地に忤ざるの大節を以て政界に馳驅するは、吾々自ら敢て期する處、來れ天下同感の士吾々は卿等の來りて運動を共にするを驩迎するもの也。

中國進歩黨

明治二十七年四月岡山地方の立憲改進黨員は獨立して中國進歩黨を組織せり、代議士犬養毅、竹内正志、日笠恒太郎、守屋此助、東良三郎等之に屬せしも明治二十九年二月立憲改進黨、立憲革新黨、帝國財政革新會、大手俱樂部と相合して進歩黨を組織せり。

立憲革新黨

第三回總選舉は政治熱の昂進に伴ひ、各地の競争は頗る激烈を極め、政府の不當解散に對する世論

器々たりしを以て、政府は政治團體の取締を嚴にし、政社非政社の區別を明確にしたる爲め、同盟同志の兩俱樂部は第六議會に臨むに際し、共に政社組織となし、明治二十七年五月に至り兩派は解散して更に相合し、對外政策の強化と、責任内閣の確立を標榜して、立憲革新黨を組織したるも、明治二十九年二月立憲改進黨、中國進歩黨、帝國財政革新會、大手俱樂部と相合して進歩黨を組織せり。

大日本協會

條約改正問題に關し、外人の内地雜居尙早を唱ひ、現行條約を勵行して國權を回復すべしと主張する一派は、安部井磐根、神鞭知常、大井憲太郎等を共首謀者となし、明治二十六年十月大日本協會を創立し、一時輿論の中心動力となりたるも、明治二十七年一月其結社を禁止せられたるを以て、第六議會に臨むに當り、同會に屬せし議員坂本則美、神鞭知常、大井憲太郎、萩野左門、大竹貫一、新井章吾、稻垣示、植田理太郎、渡部芳造等は院内に於て大日本協會派と稱する一團を成し、同年六月二日議會解散と共に解消せり。

大日本協會設立趣意書

神祖建國以來金甌無缺の國體を保有し、東海の表に卓立する茲に二千五百有餘年、而して今や振古未曾有の世局に遭遇す、吾人國民は祖宗の鴻猷を恢宏し以て維新の遠圖を贊襄せざる可からず、方今國家の要務は對外の國是を確立するより先なるはなし、而して條約改正は寔に我帝國の對外急務なり。

抑々世局の變遷は固より國の閉鎖を許すべきにあらず、列國修交遠人を撫し外物を採るは亦盛に經綸を行ふ所以の道なり、而して今の條約改正を策するものは内地雜居を以て國權回復の報酬に充て外風模倣を以て雜居の準備と爲し、復た其結果の國性に害あるを顧みず、流弊の及ぶ所現在條約も尙ほ且つ確守する能はず、遂に國民相告て外を尊び内を卑しむの風を馴致す、是れ畢竟外人の意を迎ふるを以て國際の第一義と爲したるが爲めに外ならず。

吾人以爲らく維新開國の聖旨を擴充して大日本國民特有の文化を煥發せんとせば、宜しく外人の好意に依頼するの陋態を去り、自由の元氣を振興せざるべからずと、蓋し國各々不羈の權あり、又必守の務あり若し此權にして扞屈せられ此務にして怠弛するときは、嘗膽臥薪之が伸張を務め之が完成を圖るは、則正義の存する所にして國民の本分なり。

吾人固より條約改正を切望す、領事裁判の制宜しく撤去すべし、海關稅法及諸法制度の權宜しく回

復すべし、而して内地雜居は我國情未だ之を許さざるなり、要は帝國特有の主權を確守し帝國須要の條件を規定すること猶ほ泰西諸邦の爲すが如きを期すのみ、若し夫れ内地雜居の許否は本來我國の主權に屬す、固より領事裁判の撤去、關稅回復と相關せず、國情已に外人の雜居を許さざれば則ち暫らく之を制限する何の不可か之れあらん、固有の國權を恢復せんが爲めに未だ許すべからざるの雜居を許し實益の消長を問はず、又國勢の伸縮を顧みずして唯條約改正の名を求むるが如きは是豈大日本國民の精神ならんや、亦豈維新開國の聖旨ならんや、苟も對外の國是斯に定まらば、條約以て改正すべし、實力以て養成すべし、文化發揚すべし、雜居の準備整頓し大に懷柔の道を擴むる亦應に遠きに非ざるべし是れ吾人が國民的の大同盟を結合し大日本協會を設立する所以なり。

進歩黨

第九回通常議會に於て戰後經營及遼東還附問題に關し、第二次伊藤内閣の外交を以て皇軍連勝の偉勳に副はざるものとなし、野黨各派は相聯繫して彈劾上奏案を提出したるも、自由黨は之に反對して政府と提携し、戰後の經營に當らんことを聲明し、國民協會亦民黨聯盟を脱して自由黨と同一態度を把り、上奏案は大多數を以て否決せらるゝや、野黨合同の機運は俄かに進捗し、明治二十九年三月一

日立憲改進黨、立憲革新黨、中國進歩黨、帝國財政革新會、大手俱樂部は何れも解黨して新に進歩黨を組織し大隈伯隱然之を指導せり。

宣 言

國家内外の形勢は吾人をして一大政黨を樹立せしむ、今茲に結黨式を擧ぐるに方り、其因て起る所以を宣言し、以て舉國同憂の志に告ぐ。

吾黨は進歩主義を執り、茲に責任内閣を設立し、茲に外政を刷新して國權を擴張し、茲に財政を整理して民業の發達を誘致し、以て立憲政治の實を擧げ、維新興國の丕基を完成し。以て皇室の尊榮を宣揚し、民人の權利幸福を増進し、以て宇内の文化を大成せんことを欲す。

維新中興の初に當り、大に聖謨を定め給ふ、詔に曰く、廣く會議を起し萬機公論に決すべしと。爾來三十年憲法既に制定せられ、天皇の神聖、大臣の責任、人民の權利、分界明確復た疑を容るべきなし然るに閣臣有司尙ほ陋習を悛めず、或は言論集會を箝制して公論の發動を阻碍し、或は濫りに帝國議會を解散し、或は屢々外交の措置を誤りて威信を中外に失ふ、凡そ此の如きもの臣民豈一日も之を默過するに忍びんや、吾黨は行政機關を革新し、税法を改め、冗費を除き以て之を國家有用の費途に充て、萬事實質を旨とし、創業進取の精神を作興し以て綱紀を振張せんと期す、願ふに維新中興の丕基を完成し、萬里の波濤を拓開するの聖謨を翼賛せんと欲せば、主として外政を刷新し、國權を主

張せざるべからず、然るに從來の外政は、多く國家の威信光榮を毀損し、特に征清の終局に於ける、特に對韓の政策に於ける、國家の威信光榮を失墜せる、之より甚だしきはなし、今や東洋の形勢益々非にして、此の隣邦の危急旦夕を測らざるに至れり、此時に當り國民をして狂瀾を既倒に回するの大氣力を發動せしむるに非ずんば金甌無缺の國家を如何せん、吾黨の外交恢弘の策を把持し、之を貫徹せんとするものは決して偶爾にあらず、今や帝國の實勢と、寰宇の大機とは、小黨の分立を容さず、茲に在野の各黨派を解散し、以て進歩黨を樹立し、其政綱を頒ち、宣言を發し、猛進して以て第二維新の大業を贊襄せんと欲す、請ふ舉國同憂の士來りて以て此の舉に贊せよ。

政 綱

我黨は進歩主義を執り皇室の尊榮を宣揚し人民の權利幸福を増進せん爲め、左の政綱を定む。

- 一、政弊を改革し責任内閣の完成を期す。
- 一、外政を刷新し國權の擴張を期す。
- 一、財政を整理し民業の發達を期す。

進歩黨既に成りて、我國に於ける二大政黨對立の形體漸く具備せり。

第九議會閉會後、陸奧外相の辭任に依り、伊藤首相は其後任に大隈伯を迎へんとするや、板垣内相は極力之に反對し、閣議は大隈外相問題を中心として統一を缺き、明治二十九年八月三十一日總辭職

を執行したるを以て、組閣の大命松方伯に下れり、伯は外務大臣に大隈伯を挙げ、九月十八日第二次松方内閣を組織せり、世人之を松隈内閣と稱す。

斯くて松方内閣は組閣後日尙は淺きを辭柄として、前内閣の財政計畫を踏襲し第十議會に臨めり、進歩黨は松方内閣の施政方針を以て自黨の政綱と大差なしとし、之を支援して其政策を遂行せしめんことを期し、自由黨亦前内閣の編成したる財政計畫に對しては異論を挾むの辭なきも、宿敵大隈外相に對する憎惡的感情熾烈にして、氷炭相容れざるものありしを以て、専ら大隈外相攻撃に主力を注ぎ、山縣侯と露國外相「ロバノフ」との間に締結したる議定書、及小村公使と「ウェーバー」公使との間に交換したる覺書等に關し、朝鮮問題を中心とし衝天の意氣を以て大隈外相に肉薄し、其の失言を捉えて決議案を提出したるも、彼は巧に其銳鋒を挫き、進歩黨の忠實なる支持と、國民協會の掩護に依り議會は無事終了せり。

議會閉會後政府は明治三十一年度豫算編成に當り、薩派出身の樺山内相、高島陸相等は藩閥專横の餘弊に狃れて、往々常軌を逸し、民力を顧みずして徒らに増税を計畫し、曩に天下に公表したる政綱は之を高閣に束ね、却つて逆施行の施爲ありしを以て、進歩黨は常議員會の決議に由り、内閣の改造と政策の更新を松方首相に進言して其の實行を迫りたるも、彼は斷乎として之を拒絶したるを以て、進歩黨は大に憤激し、松方内閣は其の宣言を實行するの誠意なきものとして正式に絶縁を決定し、内

閣不信任の意を表明したり、此に於て大隈外相も漫然其職に留まること能はず、政府の増税計畫反對を理由として、十一月六日遂に其職を去れり。

松方内閣は進歩黨と絶縁するや、其の政敵たる自由黨の援助を求めんとし、高島陸相は薩派に特殊關係を有する議員を通じて公然提携を計畫し、自由黨中之に共鳴するものありしも、板垣總理は斷然之を非とし、十二月十五日開會の代議士會に於て多數を以て提携反對を決議し、其旗幟を明確にして、第十一議會劈頭不信任決議案を提出することに決し、國民協會亦政府反對の意思を表明したるを以て、松方内閣は全く四面楚歌の裡に陥りたり。

斯くて第十一回通常議會は明治三十年十二月二十四日召集、翌二十五日開院式當日勅語奉答文議事の終了を待ち、野黨各派は一舉に松方内閣を屠らんとし、内閣不信任決議案を緊急上程し、提出者百八十餘名を代表して鈴木重達登壇し、將に提案の理由を説明せんとするの刹那、政府は衆議院の解散を斷行し、且つ其の非立憲的責任を逃避せんとして、即日松方首相は野村遞相、清浦法相と共に辭表を捧呈し、樺山内相、高島陸相等は西郷海相を擁して新に組閣を計畫したるも、西郷海相は固く之を拒絶し、松方首相と共に辭表を捧呈したるを以て、彼等も遂に辭表を捧呈し、松方内閣は徒に議會の解散權を濫用して瓦解するに至れり。

松方非立憲内閣崩壊するや、組閣の大命伊藤侯に下れり、侯は大命を拜して超然内閣を組織し、自

由黨との提携を謀り、農商務大臣伊東巳代治其間に斡旋し、總選舉の終了を待ちて板垣伯を入閣せしむることを約し、第五回の總選舉に臨み公平と靜穩を期せんが爲め、特に緊急勅令を發して諸般の取締を嚴にしたるも、往年松方内閣の選舉干渉に由りて、偏をなしたる選舉界の惡弊は容易に改善することを得ず、買収、暴行、脅迫等は更に其跡を絶つに至らず、選舉の結果自由黨は九十八名の議員を選出して第一黨の榮冠を獲得したるを以て、政府の曠使に甘んずるを欲せず、約に依り板垣伯の入閣を要求し、伊東農相亦閣内に在りて荅りに其實現を伊藤首相に迫りたるも、井上藏相、桂陸相は斷乎として板垣伯の入閣に反對したるを以て、伊東農相は自由黨に對する情義と自己の面目を重んじ、遂に其職を辭し自由黨亦伊藤首相の食言を憤り、直ちに政府と絶縁を宣して伊藤内閣反對の態度を表明せり。

總選舉後の第十二回特別議會は會期を二十一日間とし明治三十一年五月十四日召集、劈頭列國の對清利權要求問題に關し、進歩黨及自由黨は大同小異の質問書を提出したるも、政府の答辯は要領を得ず、單に「内外の狀勢に鑑み、實際の利害を慮り、適當と思惟して採る處の措置に至つては今日之れを明言する能はず」と答ふるのみにして、具體的意見を發表せず、此に於て進歩黨は五月三十日鳩山和夫、神鞭知常の名に於て、政府彈劾上奏案を提出したるも、採決の結果百十六に對する百七十二の多數を以て否決せられたるを以て、野黨の聯絡的結束なきを看取したる政府は、明治三十二年度歲入

不足見積額約三千五百萬圓を増税に依り、填補せんとし、地租、所得税、酒造税、鐵道、電信增收等の法律案を議會に提出したるを以て、自由黨及進歩黨は政府の財政計畫を非難し、増税を以て早計となし、院議先づ二十七に對する二百四十七を以て地租増徴案を一蹴して顧みず、政府は再度の停會を命じ、或は會期を延長して議會の反省を促したるも、毫も其效を奏せず、却て野黨の氣勢を激發し、自餘の増税案も亦悉く否決したるにより、政府は遂に意を決して、議會解散の詔勅を奏請せり。

第三次伊藤内閣の提出したる各種の増税案は、藩閥政府專制の積弊を認識せしめ、自由進歩兩黨は多年の對立的反目と感情利害を抛擲し、互に其黨を解き新黨を結成して政黨政治の樹立に邁進せんことを約し、明治三十一年六月二十一日兩黨は各々臨時大會を開き、政黨合同の決議を天下に發表せり。

決 議

我黨は深く内外の形勢に鑑みる處あり、憲政の完成を期するために斷然茲に解黨し、同一の希望を有する黨派と相合し一大政黨を組織し、愈々其の目的を達することを努むべし、斯くて翌二十二日自由進歩兩黨の合同結黨式を擧げ新に憲政黨を組織せり。

第四章 政黨の整理時代

憲 政 黨 (自由進歩合同)

帝國議會開設以來將に十年、其間自由改進兩黨は、幾度か藩閥政府と妥協提携し、樽俎折衝の間に憲政の實效を擧げんことを期したるも、常に閥族官僚の乗する所となり、而かも議會の解散は既に五回の多きに及び、官閥專制の弊益々大ならんとせり、此の時に當り自由黨は第三次伊藤内閣に對し提携斷絶を通告すると同時に、多年進歩黨との間に蟠結したる惡感情を一掃し、共同戦線に立ちて一舉に藩閥政府を殲滅し、更始一新以て憲政の完美を期せんとするの意を決し、大江卓、竹内綱をして大隈伯を訪はしめ情意の疎通を圖れり、此の機運を察知したる平岡浩太郎は、身を挺して兩黨合同の衝に當らんとし、明治三十年六月七日兩黨の總務委員及交渉委員を自邸に會し、先づ合同の條件を内定し同十一日在野黨聯合懇親會を錦輝館に開き、片岡健吉をして公然之を發表せしめ、宣言及政綱起草委員として自由黨より栗原亮一、進歩黨より竹内正志を選擧せり。

斯くて在野兩大政黨合同の機運は愈々熟したるを以て、兩黨は各解黨して新に憲政黨を組織し、明

治三十一年六月二十二日結黨式を舉行し、宣言綱領を議決して第六回總選舉に臨めり。

憲政黨宣言

憲政發布議會開設以來將に十年ならんとす、而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く擧らず、政黨の力亦大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尙は團結し、爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり、是れ舉國忠愛の士の深く慨嘆する所なり、今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して、一大政黨を組織し更始一新以て憲政の完成を期せんとす、因て茲に之を宣言す。

綱 領

- 一、皇室を奉戴し憲政を擁護する事。
- 一、政黨内閣を樹立し閣臣の責任を嚴明にする事。
- 一、中央權の干渉を省き自治制の發達を期する事。
- 一、國權を保全し通商貿易を擴張する事。
- 一、財政の基礎を鞏固にし歳計の權衡を保つ事。
- 一、内外經濟共通の道を開き産業を振作する事。

- 一、陸海軍は國勢に應じ適當の設備を爲す事。
- 一、運輸交通の機關を速成完備する事。
- 一、教育を普及し科學を獎勵する事。

憲政黨既に成る、此に於て伊藤首相は同月二十四日の御前會議に於て、民心の趨向と時代の推移とは從來の超然主義を放棄して、政黨主義を採用するの外なしと力説し、左の三策を提議せり。

- 一、自ら朝に在つて一大政黨を作り、之を率ひて國政の進行を圖るべきか。
- 二、前策にして若し爲すを不可とすれば、斷然下野して自ら政黨を組織し、之を以て政府擁護に當るべきか。

- 三、前二策とも爲すべからずとせば、已むを得ず憲政黨に内閣を明け渡し、大隈、板垣をして後繼内閣を組織せしむるの外なし。

此の伊藤首相の提議に對し山縣侯は絶對反對の意を表明し、「政黨の上に内閣を置くが如きは、我が憲法の精神に悖り、我が國體に反するものなり、若し已むを得ざれば一時憲法を中止すべし」と主張し激論數刻遂に其決を得るに至らず、伊藤首相は此の情勢に深く慮る所あり、斷然意を決して翌二十五日左の奏文を闕下に捧呈して骸骨を乞ひ奉れり、

謹奏。臣博文荷聖恩。屢奉重任。孜孜圖報效。而事與志違。是臣疎才之所致。恐懼曷勝。若猶在舊尸位。壅塞賢路。恐汚聖鑑。茲謹奉奏。辭補袞之職併乞奉還勳位顯爵。伏願皇上陛下。曲垂哀憐。速賜聖允。臣不勝恐懼屏營之至。誠恐頓首百拜。

即ち彼は時局に興奮して首相の顯職を辭するのみならず、併せて其の勳位榮爵を奉還せんとせり、此の伊藤首相の奏は閥族官僚に異常の衝動を與へ、更に元老會議の結果、後繼内閣は大隈、板垣の兩伯を奏薦するに決したるを以て、明治三十一年六月二十七日組閣の大命は兩伯に下り、同三十日を以て親任式を舉行せられたり、是れ我國に於ける政黨内閣の嚆矢なりとす。

隈板内閣の成立に由り、政黨内閣の基礎稍々確立したる觀ありしも、元來憲政黨は倒閣を目的として結成したるものにして、自由、改進黨の傳統的主義主張の一致したるものにあらざるを以て、兩派の間には常に意見の乖離を生じ、殊に行政整理問題に關しては、事毎に意見を異にし、内訌は益々深刻を極め互に排擠するに至れり。

是より先き、米國全權公使星亨は、憲政黨内閣の成るを聞き、急遽歸朝して時局の推移を監視せり、此の時に當り、偶々尾崎文相が帝國教育會に於て金權萬能の弊を論じ、共和政治を援用するや、閥族

官僚は直ちに之れを以て不敬不祥の言辭となし、文相攻撃の具に供して世論を煽動し自由派亦奇貨措くべしとなし、之に雷同したるを以て、兩派の協調は全然爆發し、板垣内相は事の輕視すべからざるを察し、樞府の諮詢を奏請せりと傳へらるゝに至れり、此に於て岩倉侍從職幹事は命を奉じて大隈首相の官邸に臨み、尾崎文相の進退に關し、聖旨を傳達せられたるを以て、十月二十四日大隈首相は遂に尾崎文相の辭表を捧呈し、後任問題を議するに當り、板垣内相は兩派權力の均衡を説きて、自由派より後任者を擧げんことを主張したるも、大隈首相は之を斥けて犬養毅を後任文相に奏薦し、同二十七日急遽親任式を擧行せられたり、此に於て自由派は大に憤激し、翌二十八日進歩派總務委員に對し、即時憲政黨解黨の議を提唱したるも、進歩派は之を肯んせざりしを以て、自由派は直ちに所屬黨員に對し翌二十九日臨時協議會の開催を通牒し、同日に至り俄かに協議會を變更して大會と爲し、星亨指導の下に一舉に憲政黨解黨の議を決し、新たに憲政黨組織の件を附議し、綱領及黨則（前憲政會と同文）を可決し、舊憲政黨の解散と同時に、新に憲政黨の結社認可を申請して之を公表せり、此の間殆んど疾風の如くして、進歩派をして策動の餘地なからしめたるを以て、進歩派は其の大膽なる自由派の行動に狼狽し、百方對策を講じたるも、遂に之と争ふの益なきを知り、新たに憲政本黨を組織し、明治三十一年十一月三日を以て其の結黨式を擧げ、茲に憲政黨は創立後五ヶ月にして分裂するに至れり。

是より先き自由派閣僚は十月二十九日舊憲政黨解黨の當日、内閣不統一の理由を以て辭表を閣下に捧呈したるにより、進歩派は獨力を以て内閣を維持せんとし、大隈首相は農相大石正巳を帶同して參内し、後任者奏薦の内旨を乞ひ奉りたるも、陛下之を許し給はざりしを以て、大隈首相は殘餘閣僚の辭表を一括捧呈し、國民の期待したる政黨内閣は僅かに半歳に滿たずして倒潰せり。

憲 政 黨 (自由黨單獨)

米國全權公使星亨は憲政黨内閣の成立するや、大隈首相の制止を肯んせず、急遽歸朝して時局の推移を監視し、虎視眈々として時機の到來を待てり、此時に當り偶々尾崎文相の進退問題に伴ひ、後任閣僚の選任に關し、事態の漸く悪化せんとするや、時到れりと爲し、電光石火の勢を以て怪腕を縦横に揮ひ、先づ自由派總務委員をして緊急總會の召集を提議せしめ、進歩派總務委員の之を肯んせざるに及びて、明治三十一年十月二十九日神田青年會館に憲政黨協議會を開き、自由派のみを召集して一氣に憲政黨解黨の議を決し、新たに憲政黨の組織を決議し、憲政黨本部は自由派の壯漢をして之を占領せしめ、進歩派をして策動の餘地なからしめ、次で自由派出身の板垣内相、松田藏相、林遞相等の三大臣をして辭表を捧呈せしむると共に、自由派出身の各政務官をして其職を辭せしめたるを以て、大隈首相は遂に内閣不統一の責を負うて、犬養文相、大石農相、大東法相等の進歩派出身閣僚と共に

辭表を捧呈し大命は山縣侯に降下し、十一月八日第二次山縣内閣成立せり。

山縣侯は從來超然内閣を主張したるも、民心の趨向と時代の推移とに鑑み、政黨の力を藉るにあらざれば政權を維持する能はざることを覺り、桂陸相をして憲政黨との提携を劃策せしめたり、桂陸相は山縣首相の旨を承けて屢々板垣伯と交渉したるも、提携の條件等に關し議容易に進捗せず、偶々山縣首相は陸軍大演習行幸扈從を辭として、故らに議會の開院式を延期し、其間に於て徐々に局面の展開を計らんとし、出發に先だち板垣伯と會見して私かに提携の内容を語り、十一月十六日大阪に於て山縣首相、西郷内相、桂陸相、板垣伯、星亨、片岡健吉等再び會見したるも遂に要領を得るに至らず、更に桂陸相は數次板垣伯を訪問して斡旋最も努めたる結果、兩者の交渉は着々進行し、同月二十七日の閣議に於て、

- 一、「現内閣は超然主義を採るものにあらず」と聲明すること。
- 二、憲政黨の綱領を採用すること。

以上の條件を以て肝膽相照と爲し、茲に兩者の提携成立し、十二月三日に至り第十三回帝國議會の開院式を舉行せられたり、實に議會召集後其間二十七日を要せり。

第十三回議會に政府より提出したる豫算案は、戦後經營の爲め支出は益々膨脹し、已むを得ずして地租、酒税の増率を計畫したるを以て、憲政本黨先づ之に反對し、憲政黨も亦之を非議して内証を生

じ提携は一時危機に頻したるも、増税に年限を付し且つ税率を變更し、葉煙草專賣價格を改正して其の缺陷を補填することとなし、更に政府は憲政黨の希望を容れて議員の歳費増加案を提出し、辛うじて議會を通過することを得たり。

次で第十四回議會は明治三十二年十一月二十日を以て召集せられたり、憲政黨は戦後經營の要務未だ完整を告げざるの際に於て、徒らに政權の爭奪を事とするは國家の不利なりとし、依然政府との提携を聲明し、帝國黨亦政府を支持したるを以て議會は無事終了せり、然るに議會閉會後、山縣首相は官制及文官任用令を改正して、黨人獵官の門戸を閉鎖し、又憲政黨より要求せし内閣改造を拒絶したるを以て、兩者の關係は茲に全く斷絶し、世人も亦現狀に倦み政局の展開を希望するもの漸く多きを察し、山縣首相は適當なる後繼者を得て挂冠の意を伏奏せり、此に於て 陛下には田中宮内大臣を伊藤侯の邸に遣はされ、組閣の御内命を傳へしめられたるも、侯は固く之を拜辭し、飄然として大磯に歸臥せり、而かも山縣侯は辭意愈々急にして、政局は漸く混迷に陥らんとするの時に當り、突如として義和團匪事件北清の一角に起り、各地の排外論者と氣脈を通じ、異教排斥、外人放逐を高唱し、遂に蜂起して鐵道を破壊し、外人を殺害し、大舉して北京に入り、公使館を包圍し、館員を殺戮し、財物を強奪する等其の亡狀殆んど言語に絶したるも、清國政府は拱手傍觀却て匪徒を庇護煽動するが如き態度を採り、事態容易ならざりしを以て、明治大帝陛下には深く御軫念あらせられ、徳大寺侍從長を山

縣首相邸に遣はされ、事局重大の際暫らく現職に留まり、國務を劃策すべしとの大命を傳へしめられたるにより、山縣首相は恐懼して叢旨を奉體すべき旨を復奏して留任せり。

憲政黨は山縣内閣との絶縁を轉機として、更生の策を講せんとし、黨首板垣伯に更ゆるに閱歴、聲望、識見、抱負を兼備したる伊藤侯を以てするの有利なるを考慮し、總務委員星亨、林有造、松田正久、末松謙澄、片岡健吉等は伊藤侯を大磯に訪ひ切に其黨首たらんことを懇請せり、侯は事態重大なるを以て熟慮の上決答すべきことを約し、七月八日に至り以上五氏を大磯に招致し、胸襟を披瀝して意見を交換し、懇ろに黨首就任を謝絶せり。

是より先き伊藤侯は政界の百弊を打破して憲政に一生面を開くは、實に純真にして且つ鞏固なる政黨の出現に待たざるべからずと爲し、明治三十一年六月挂冠以來各地を周遊して汎く國民の要素を集め人材を四方に求めて自ら政黨を組織せんとし、其の計畫の漸く熟せんとするや、憲政黨總務星亨、林有造、松田正久、末松謙澄等は衆議院議長片岡健吉と相携へて伊藤侯を訪ひ、無條件を以て憲政黨を侯に提供し、進んで憲政有終の美を濟さんことを懇請したるを以て、侯は之を快諾し直ちに新政黨の宣言及政綱を示し、黨名を立憲政友會と稱し、發起人として侯爵西園寺公望、子爵渡邊國武、男爵金子堅太郎、星亨、松田正久、末松謙澄、林有造、都築馨六、長谷場純孝、大岡育造、渡邊洪基、子爵本多政以等を指名し創立準備に着手せり。

憲政本黨

第三次伊藤内閣は明治三十二年度歳入不足の填補策として地租、酒税、所得税等各種の増税法案を第十二回特別議會に提出するや、野黨各派は一致して之に反對し、二十七對二百四十七の壓倒的多数を以て先づ地租増徴案を否決し、明治三十一年六月十日衆議院は再び解散せられたり、是より先き進歩自由の兩黨は、閥族官僚の専横を憤慨し、舊來の惡感情を棄て利害を離れ、共同戦線に立ちて閥族政治を掃蕩せんことを約し、六月二十二日互に解黨して新に憲政黨を組織し第六回總選舉に臨めり、而して其の結果憲政黨は所屬議員二百四十二名を選出して國民的の一大威力を發揮したるを以て、伊藤首相は民心の趨向と時代の推移に鑑み從來の政黨否認主義を一擲し憲政黨首領大隈、板垣の兩伯に内閣を組織せしむべきことを提唱し、意を決して輔弼の職を拜辭したるを以て、後繼内閣に關する元老會議は數日に亘りて開會せられたるも、敢然起つて此の難局を擔當する者なく、各元老も遂に伊藤侯の提議に同意し、大隈、板垣の兩政黨首領をして後繼内閣を組織せしむることに決し、六月二十六日大命兩首領に下れり。

此に於て兩首領は各其黨員を率ひて憲政黨内閣を組織し、明治三十一年六月三十日親任式を舉行せられたり、即ち我國に於ける政黨内閣の嚆矢にして、世人は其成立を歡迎し前途を祝福したり。

新内閣は成立後直ちに、行政整理、官制改革を斷行し、政務官事務官の官職を設け、政黨員より政務官を擧げ、事務官の身分保障を規定したるも、文部、司法兩省及警視廳の廢止、裁判所の減少並に勅奏任官全部更迭に伴ふ自由任用制の採用、陸海軍備の縮少等は官界に異常の動搖を起し、官僚軍閥は大に反抗の氣勢を示し、又閣内に於ても進歩、自由兩派の傳統的感情に基づく確執は常に絶ゆることなく、互に偏倚して統制を失ひ、殊に閣僚、政務官の均勢問題は政府及與黨間の内訌を激發し、憲政黨の前途に頗る憂慮すべきの状態を呈せり。

此の時に當り偶々帝國教育會に於ける尾崎文相の演說中、米國拜金の弊を論じて、假に例示したる用語に共和政治を引用したるを以て、閥族官僚は之を捉へて不敬不祥の言なりとして論難攻撃を加へ、自由黨亦奇貨措くべしとなし、尾崎文相糺彈の聲を大にし、世論を煽動して、其の交迭を迫り、後任を自派より補充して勢力の均勢を保たんことを提議したるも、大隈首相は之を肯んせず、尾崎文相の後任として犬養毅を奏薦し、十月二十七日急遽親任式を擧げたるを以て、自由派は憤激して直ちに進歩派と絶縁を決意し、二十九日臨時協議會を錦輝館に開催すべきの通牒を發し、同日に至り俄かに協議會を變更して大會となし、劈頭憲政黨解黨の件を附議して一氣呵成に之を可決し、更に新政黨を組織して憲政黨と稱し、綱領及黨則を定め、直ちに所定の手續を終り、自由黨員をして憲政黨本部を占領したるを以て、進歩派は其の僭亂と陰謀とに憤慨したるも、自由派の行動は電光石火的にして、間

髪を容るゝの餘地なく、殊に監督官たる内務大臣及警視總監は自由派に屬したるを以て、遂に之と抗爭するの益なきを知り、新に憲政本黨を組織し、同年十一月三日結黨式を舉行して再び自由進歩兩派は鬭爭状態となれり。

是より先き自由派出身閣僚は、舊憲政黨解黨と同時に、内閣不統一の理由を以て辭表を閣下に捧呈したるを以て、大隈首相は大石農相を伴ひて參内し、自由派閣僚の辭職は止むを得ざる趨勢となし、後任者推薦の内旨を請ひ奉りたるも、明治大帝陛下には之を許し給はざりしにより、大隈首相は遂に内閣を維持する能はざるを覺り、十一月三十一日進歩派閣僚の辭表を一括して之を捧呈し、内閣總辭職を執行せり、斯くして世人の齊しく期待したる政黨内閣は存在僅かに五箇月にして其の業績は不成功に終り、再び閥族官僚政治に復せり。

憲政本黨は結黨以來、常に野黨の中堅として政界に活躍し、第十三回議會に於ては第二次山縣内閣の提出したる、明治三十二年度歳入不足填補財源たる地租其他の増徴案及官業收入、公債募集、償金繰入等に對し國力に應せざる財政計畫なりとして之に反對し、次で第十四議會に於ては地租、醬油税、郵便税の復舊と外交刷新、行政整理、財政緊縮等を主張し、尙政府及憲政黨を一括して彈劾するの策を講じ、横濱埋立事件其他の事實を暴露して官紀振肅に關する上奏案を提出し、更に議員瀆職法案を提出したるも、憲政黨及政府與黨の反撃により悉く不成立に終れり。

第二次山縣内閣は前後二回の議會に於て能く憲政黨と提携し、議會を操縦して政府の重要政策は概ね之を遂行し、多年の懸案たる軍備擴張問題を解決し、條約改正の實施を終了したるを以て、山縣首相は憲政黨の政權分配の要求に對し、斷然之を拒絶して彼等と絶縁する好機會なりとし、辭表を閣下に捧呈せり、此時に當り偶々義和團匪の一揆北清の一角に蜂起し、東洋の天地將に多事ならんとするの際なりしを以て、明治大帝陛下には深く御軫念あらせられ、旨を山縣首相に諭し、暫らく現職に留まりて國務を畫策すべきことを命じ給ひ、首相は感激恐懼して聖旨を奉戴し留任して國務に勵精したるも、幾くもなく北清事變終熄し、伊藤侯亦立憲政友會を組織するに及び、山縣侯は明治三十三年九月二十六日辭表を捧呈して伊藤侯を後任に奏請したるを以て、大命伊藤侯に下れり、伊藤侯は大命を拜するや、直ちに組閣の準備に着手したるも、議容易に決せず、十月十九日に至り漸くにして親任式を舉行し、第四次伊藤内閣(第一次政友會内閣)成立せり。

憲政本黨は第十五議會に臨むに當り十二月十八日大會を開き左の決議を發表せり、

- 一、官紀を振肅し、政界の腐敗を矯正すること。
- 二、清國を保全し、東洋の平和を維持すること。
- 三、清國事變及び國家の發達に伴ふ必要の經費は之を支出するを辭せずと雖も、不要の經費は之を排除すること。

其他議會百般の問題は我黨の綱領に基き代議士會の決議により機宜の處辨を爲すこと。

以上

第四次伊藤内閣は第十五回議會に臨むや、明治三十四年度北清事件所要追加豫算の財源として、酒税、麥酒、砂糖の兩税及關稅の引上、煙草專賣價格引上法案等を議會に提出し、絶對多數黨たる政友會は原案を支持し、憲政本黨は初め之に反對したるも、大隈總理は代議士會に臨みて、増稅の已むべからざる理由を演説し、三十九に對する四十九の多數を以て増稅諸案の賛成に決したるを以て、非増稅派は連袂脱黨して明治三十四年三月、三四俱樂部なる一團を組織したるも、明治三十五年十二月に至り其一部は復黨せり。

第十五回議會に衆議院を通過したる豫算案の貴族院に送付せらるゝや、貴族院に於ては研究會、茶話會、庚子會、木曜會、朝日俱樂部の六派は結束して之に反對し、豫算委員會先づ之を否決し、本會議に於ても亦同一の運命を豫想せられたるを以て、政府は十日間の停會を命じ、其の反省を促したるも、六派は飽くまで強硬の態度を持し、酒稅の増徴を認め、他の増稅法案は絶對に之を譲らず、伊藤首相は遂に其の進退に窮し、旨を奏して聖斷を仰げり、其結果近衛貴族院議長を宮中に召させられ、畏くも勅語を給りたるを以て、貴族院六派は恐懼して其の主張を擲ち、諸増稅法案は無事兩院を通過したるも、此の事たる至尊をして政治に干預あらせらるゝものにして、立憲治下に於ける重大なる責任

なるを痛感し、伊藤首相は議案通過の後直ちに閣下に伏して待罪書を捧呈し、恩宥を蒙りて留任せり、衆議院に於ける憲政本黨及帝國黨、三四俱樂部等は、閣員が待罪書を捧呈して恬然其職に在るが如きは、憲政を破壊するものなりとし、相聯合して内閣彈劾の決議案を提出したるも、與黨は多數を恃んで之を一蹴し、第十五議會は僅かに事無きを得たり、議會閉會後、伊藤内閣は明治三十四年度官業中止問題に關し、渡邊藏相と他の閣僚との間に意見の乖離を生じ、次で明治三十五年度豫算計畫を立てるに及び再び意見の衝突を來したるを以て、伊藤首相は遂に内閣不統一の責を負うて辭表を閣下に捧呈し、明治三十四年六月二日第一次桂内閣成立せり。

憲政本黨は第十五議會に於て年來の主張に反し増稅案に賛成したる爲め、所屬議員三十四名を失ひ、黨勢は自ら萎靡不振に陥り、而して桂内閣に對しても亦其去就を曖昧にして漸次政府に接近せんとするの態度を示し、第十六議會に臨むに當り暗に明治三十五年度豫算案に賛成の意を政府に通じたるも、政府は滯歐中の伊藤侯に請うて政友會との調停を求め、井上侯亦其間に介在して政友會との妥協成立し、憲政本黨を顧みざりしにより、憲政本黨は大に其面目を失墜せり。

我が議會は明治二十三年開會以來回を重ねること十六、年を閲すること十二、其間總選舉の行はること六回にして悉く衆議院解散に依る臨時總選舉なりしも、第十六議會の終了と共に、茲に初めて任期滿了による總選舉を行ふこととなれり、即ち第七回總選舉は明治三十五年八月十日を以て執行せ

られ、其結果政友會は百九十一名を選出して第一黨の榮冠を得、憲政本黨は前議會當時より二十一名を増加して九十三名となれり。

桂内閣は明治三十六年度の豫算編成に當り、新に國防計畫を立て、明治三十六年度より明治四十六年度まで十一箇年間の繼續事業として約八萬噸の海軍擴張を企て、其財源を第二次山縣内閣の當時、五箇年の期限を付して協賛を得たる地租増徴案を更に永久税に替へんとし、議會開會前之を貴衆兩院議員に内示したるを以て、伊藤政友會總裁先づ之れに反對し、憲政本黨亦絶對に反對を表明し、行政財政の整理を爲さずして徒らに新規事業を起すの不可なるを唱ひ、漸次政友會と接近する態度を探るに至れり。

此の狀勢を察知したる加藤高明は、伊藤侯、大隈伯を握手せしむるの好機會なりとして、兩首領を自邸に招待して會見の便を計り、舊交を復活して共に政府に當るべきことを約し、大隈伯は憲政本黨の大會に於て、伊藤侯と會見の顛末を報告し、政友會と共に政府反對の地位に立たんことを聲明したるを以て、帝國黨、三四俱樂部亦之に共鳴し、桂内閣は孤立無援に陥れり、政府は斯る政情の下に第十七回議會に臨み、桂首相は施政方針に就き、曾禰藏相は財政の方針に就き各々説明したるも、衆議院に於ては大勢既に決する所あり、初めより政府の説明に耳を藉さず、政府の誘惑壓迫は却て野黨の陣營を緊張せしめ、其の結束は益々鞏固を加へ、委員會に於ては三に對する二十七の大多數を以て地租

増徴案を否決し、次で之を全院委員會の議に附し、更に之を本會議に上程して一舉に之を否決し去らんとするの形勢なりしを以て、桂首相、山本海相等は交々論陣を張りて、極力原案の支持に努め五日間の停會を命じて各派の結束を破り、大勢を轉回せんとして果さず、更に七日間の停會を命じ、兒玉臺灣總督をして伊藤侯と會見し、局面の打開を圖らんとしたるも亦不成功に終るや、遂に衆議院の解散を斷行することに決し、明治三十五年十二月二十八日、桂首相は衆議院に於ける地租増徴案の審議に臨み、海軍擴張の財源は地租増徴の繼續によるの外他に途なしと論斷して政府の所信を披瀝し、其の採決に先んじて衆議院を解散せり。

斯くて解散後の第八回總選舉は明治三十六年三月一日を以て執行せられたり、政府は前回の態度を一變して一大干渉を試みたるも、地租増徴繼續案は輿論の容るる所とならず、其結果政友會、憲政本黨の聯合軍は依然として壓倒的多數を制し、政府與黨としては僅かに帝國黨、同志俱樂部其他を合して六十餘名を算するに過ぎず、此の時に當り東洋の風雲俄かに急を告げ、日露の國交危機に瀕したるを以て、政府は窮餘の一策として政友會と妥協し、局面の打開を圖るの外なしとし、桂首相は山縣侯に對し伊藤侯との調停を懇請し、桂首相は數次伊藤侯と會見して東洋の現状を説き、漸く兩者の間に妥協成立したるも、之れが爲め政友會と憲政本黨との關係は自ら乖離し、兩黨の聯盟は事實に於て全く決裂し、憲政本黨は獨自の力を以て政府及政友會と抗爭するの舊態に復し、第十八議會に於ては問責上奏案

を提出して政府を彈劾し、更に教科書事件、取引所問題等を提げて政府に肉薄したるも、政友會の反對によりて所期の目的を達するに至らず、議會閉會後平田農相、菊池文相は責を負ふて其職を去れり。

憲政本黨は多年の政戦に黨員は疲弊困憊し、全黨の意氣更に昂がらず、政友會亦伊藤總裁の處斷に不滿の聲漸く高く、所屬議員中衆議院議長片岡健吉、總務委員林有造、竹内綱等を始めとして脱會者四十六名を算し過半数たるの地位を喪失せり、此の時に當り、外は日露の交渉進展せず、内政は纏縫を事として、桂内閣非難の聲漸く高く、殊に前議會に於て桂内閣と妥協したる政友會は、憲政本黨と結んで政府に肉薄するの態度を示し、同志研究會亦之に参加したるを以て、野黨は戦はざるに既に政府を壓するの概ありたり。

野黨は此の勢を驅つて一舉に桂内閣を屠らんとして、第十九議會に臨み河野廣中を議長に推して其の結束の勢威を示し、明治三十六年十二月十日車駕親臨して開院式を舉行せられ勅語奉答文の議事を開くに當り河野議長は嚴肅なる態度と壯重なる語調を以て自己の起草したる奉答文を朗讀し議場は不用意の間に滿場一致之を可決せり、此の一瞬間議員中に於て奉答文に不穩の辭句あることを感知し改めて之れを熟讀するや明かに政府彈劾の上奏文なりしを以て、議員は周章狼狽して再議の説を唱ひ政府亦驚愕震駭して直ちに臨時閣議を開きて其の對策を議し、各派の態を監視したるも、議會の大勢は再議否認に決したるを以て、桂首相は參内して解散の詔勅を仰ぎ、翌十一日衆議院を解散せり。

明治三十七年二月六日日露兩國の國交斷絶し同日宣戰布告の詔勅を渙發せらる、而して解散による第九回總選舉は三月一日を以て行はれたるも、比年解散相踵ぎて人心選舉競争に倦み、殊に世を擧げて國難に當らんとするの際なりしを以て、選舉は極めて平穩靜肅の裡に終了し、其結果も解散前に比して殆んど其差異を見ざるの成績を收めたり。

斯くて第二十回臨時議會は會期を十日間とし、總選舉直後三月二十日開會せられたるも各政黨政派は、忽ち舊怨を忘れ舉國一致の美名の下に、相結束して政府を支持し外敵に當ることを聲明し、政府の爲す所は毫も其内容を審議檢討することなく、悉く其の提案を承認し、増税、募債其他を財源として、軍事費五億七千六百萬圓を可決したるのみならず、全局の大捷を收め東洋の平和を克復するは前途尙遼遠に屬す、其の必要の戰費の如きは本院の吝まざる所なりと決議せり。

次で第二十一議會は明治三十七年十一月二十八日を以て召集せられたるも、當時日露の戰局は我軍の連戰連勝を以て進展し、舉國一致政府を後援するの際なりしを以て、増税の細目等に關し、多少の論議ありしも、一般會計豫算一億一千萬圓、軍事費七億八千萬圓を協賛して舉國一致の實を示し、併せて、陸海軍の功勞に對し感謝の意思表示をなせり。

桂内閣は明治三十四年六月成立以來、世間の批難と政黨の包圍の裡に重大なる時局を擔當して、日英條約を締結し、或は日露戰役の難局を燮理し、更に明治三十八年十一月二十三日日韓協約を結び、

同年十二月二十二日日清條約を締結して、我が帝國を世界列強の班に進め、内閣の事業茲に一段落を告げたるも、一面幾多の過誤と失敗とは政府の威信を失墜し、人心の離反愈々甚しきを察し、桂首相は總辭職の意を決し、明治三十八年十二月二十三日閣下に伏して骸骨を乞ひ、西園寺政友會總裁を後繼に奏薦したるを以て、明治三十九年一月七日第一次西園寺内閣成立せり。

憲政本黨は西園寺内閣正面の反對黨として第二十二議會に臨み、政府提出の鐵道國有法案に反對したるも、政府は政友會、大同俱樂部を兩翼として原案の通過に努め、貴族院の修正に同意して兩院を通過し、國有鐵道の基礎を確立せり。

西園寺内閣の出現により、憲政本黨は日と共に黨勢萎縮し、黨内の結束は自ら弛緩して互に嫉視排擠し、大石正巳、鳩山和夫、肥塚龍、波多野傳三郎、木下謙次郎等は改革派なる一團を結び、犬養毅等の非改革派に對抗するに至れり、即ち改革派は政權に接近して黨勢の挽回を謀らんとし、黨首大隈伯を排斥せんとするものにして、黨内の大勢は此の改革派に歸するの傾向なりしを以て、大隈伯は此の大勢を察し總理の地位を去らんことを決意し、明治四十年一月二十一日憲政本黨の定時大會に臨み、先づ世界の趨勢と我國の地位を詳述して政黨の使命に論及し、更に自己の心情を披瀝して黨首辭任を聲明し政界隱退の意を表せり。

衆議院議員任期滿了に依る第十回總選舉は明治四十一年五月十五日執行せられ、政友會は著しく進

出して百八十七名の所屬議員を選出して絶對多數を得たるも、七月四日に至り西園寺首相は各閣僚と共に突如辭表を捧呈し、後繼首相として桂侯を奏薦したるを以て、即日勅使を京城駐在の伊藤韓國統監に急派して、御下問を給はり其の復命に依り、更に各元老に御下問の上組閣の大命桂侯に下り、七月十四日第二次桂内閣成立せり。

憲政本黨は大隈總理辭任以來、改革派、非改革派の暗闘益々甚しく、兩派は截然對立して其確執は一層尖鋭化するに至り、第二十五議會中は内訌と紛擾とに終始し、兄弟牆に闕くの醜態を天下に暴露して世人の嗤笑と輕侮を招けり。

此の時に當り、政友會は桂内閣と妥協して黨勢愈々擴張し、所屬議員も大に増助して二百四名の絶對多數を抱擁し、勢威隆々たると共に横暴の非難は各方面に起り、非政友各派は小異を棄て、大同に就くのを必要を認め、政友會及中央俱樂部の兩派を除く各派の合同を計畫し、仙石貢、片岡直温等其の間に斡旋したる結果、憲政本黨内に於ける改革派、非改革派も舉つて之れに賛成し、憲政本黨を中心勢力として、明治四十三年三月十三日立憲國民黨を結成し憲政本黨を解散せり。

立憲政友會

伊藤侯は憲法を制定して其施行既に十年を經過したりと雖も、能く輿論を指導して國政の進行に貢

献する所以に至りては其道未だ全く備はらず、動もすれば各政黨の言動、憲法の原則と相杆格し、或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊に陥り易きを見て、大に政黨改善の必要を感じ明治三十一年六月桂冠以來、新政黨組織の計畫を進め、其の機運漸く熟するや、憲政黨は黨を舉げて侯の傘下に投せしを以て、明治三十三年八月二十三日侯は侯爵西園寺公望、子爵渡邊國武、男爵金子堅太郎、星亨、松田正久、林有造、末松謙澄、都築馨六、長谷場純孝、大岡育造、渡邊洪基、子爵本多政以等を創立委員に指名し委員は同二十五日芝紅葉館に委員會を開きて伊藤侯を總裁に推戴したるを以て、侯は累を皇室に及ぼさんことを恐れ左の上奏文を闕下に捧呈して宮中の官職一切を拜辭せり。

上奏文

臣博文 誠恐誠惶頓首伏シテ惟ルニ。

陛下登極夙ニ中興ノ宏謨ヲ立テ公論ニ諮ヒ、經綸ヲ行ヒ庶政ヲ振作シテ列國ト對峙セムコトヲ希圖セラル、而シテ封建ノ制ヲ廢シ、隣佑自治ノ法ヲ設ケラレ、遂ニ憲法ノ公布ニ依リ臣民ノ。

陛下ノ立法ニ參與スルコトヲ許サル、其ノ盛徳大業誠ニ躡ヲ高祖ノ創建ニ接ス、臣無似ヲ以テ叨リニ寵眷ヲ荷ヒ、夙夜戰兢以テ報效ヲ萬一ニ思フ、窃ニ惟ルニ内外百機經營維レ急ナリ、衡ヲ萬國ニ比シ文明ノ治ヲ舉クル談何ソ容易ナラムヤ、中興ノ業前途悠遠、而シテ事草創ニ屬シ、更ニ規畫ヲ要スルモノ猶甚タ尠シトセス、帝室ノ制度ハ皇室典範ニ於テ其大綱ヲ示サレタルモ、之カ施行ニ關シ

テハ未タ條規ノ以テ準トスヘキモノアラス、國家爲政ノ機關ハ憲法之カ組織權能ヲ定メタルモ、其ノ各部相調和シテ統治大權ノ施用ヲ完クスルニ至リテハ十年ノ成績未タ善良ヲ稱スヘカラス、臣竊ニ自ラ揣ラス、黨派ノ宿弊ヲ革メ、立法ノ機關ヲ洗刷スルニ志シ、立憲政友會ヲ創立シテ同感ノ士ヲ集メ専ラ國家ノ公ニ奉シテ、以テ微衷ヲ。

陛下ニ致サムトス、區々ノ心帝國ノ憲政ヲシテ有終ノ美ヲ成サシメ、維新ノ宏謨ヲシテ中外ニ貫徹セシメムトスルニ外ナラス、而シテ弊毒ノ深キ洗刷從テ難ク、臣ノ菲才ヲ以テ克ク濟スアルコトヲ期セスト雖モ、方今ノ急止マムト欲シテ止ムヘカラス、臣是ニ於テ謹ミテ。

陛下ニ乞ヒ奉ル所ナキ能ハス、抑々帝室制度調査局ハ臣先ニ上言スル所アリ。

陛下嘉納以テ設置ヲ命シタマヒタルモノナリ、臣乏ヲ其ノ總裁ニ承ケ拮据一年、未タ其ノ功ヲ擧クルニ至ラス、慙悚何ソ堪ヘム、乃チ一朝ニシテ辭スルハ臣力衷情ニ於テ安スル能ハサル所ナルモ、事態ニ於テ止マルヘカラサルモノアリ。

帝室經濟會議ハ公爵三條實美ノ奏議ニ基キ組織セラレ、臣亦與リテ其ノ事ニ參シタリ、亦重要諮詢ノ機關ニシテ其員ニ備ハルモノ固ヨリ其職事ヲ恪マサルヘカラス、東宮輔導ノ顧問ニ至リテハ其職任固ヨリ容易ナラス、臣ノ皇家ニ於ケル固ヨリ一室難ヲ避クルノ念ナク、亦敢テ精力ヲ罄盡セスムハアラスト雖、新創ノ政會ヲ統ヘ黨弊ノ革新ニ努ム、臣ノ微力既ニ或ハ及フ能ハサラムコトヲ懼ル、

更ニ宮廷ノ要職ヲ汚シ重任ヲ辱ムルハ臣位素登臣誠ニ自ラ安スルコト能ハス、臣ノ政友會ヲ設クル固ヨリ黨同伐異ヲ事トセムカ爲ニ非ス、多衆ヲ擁シテ權勢ノ地ヲ作スカ爲ニ非ス、時弊ヲ匡救シテ憲政ニ資益スルノ外此毫ノ挾ム所ナキカ故ニ、臣力職任ヲ君側ニ奉シ以テ左右ノ諮詢ニ備ハルハ、臣力黨弊ヲ矯メテ國務ノ進行ニ益セムトスルノ心事ト固ヨリ相戾ルコト無ク、從テ累ヲ皇家ニ及ホスカ如キハ萬々慮トスル所ナキヲ信ス、然レトモ、臣已ニ新ニ黨ヲ樹ツ、志ハ匡弊ニ專ナルモ、好マサルモノハ視テ以テ敵ト爲シ、從テ抗爭ノ端ヲ肇ムルコトナキヲ期スヘカラス、是レ臣カ朝廷ノ一視同仁ニ對シテ深ク憚ラサルヘカラサル所。

陛下寬厚縱令臣ノ心事ヲ諒トシタマフト雖、將來政事ニ從フノ臣民ヲシテ皇家ニ對スル所以ノ道ヲ知ラシムルニ於テ臣ハ極メテ其進退ヲ慎マサルヘカラサルコトヲ思フニ切ナリ。

陛下願クハ臣カ中興ノ宏謨ニ對シ新ニ別箇ノ貢獻ヲ捧ケムトスル晩年ノ苦衷ヲ察セラレ茲ニ悉ク宮中ノ要職ヲ解カレ、以テ臣カ志ヲ成サシメラレムコトヲ、蓋シ。

陛下ノ家事ニ盡スト。

陛下ノ公事ニ盡スト臣ニ於テ固ヨリ擇フ所アラス、先ニ久シク恩眷ヲ被リ、左右ノ諮詢ニ備ハル、今時局ノ要ニ鑑ミ敢テ命ヲ闕下ニ待ツニ於テ臣カ衷心日ニ向フノ情愈々切ナリ願クハ、

陛下之ヲ諒トシタマヘ臣博文誠恐誠惶頓首頓首

明治三十三年九月九日

侯爵 伊 藤 博 文

斯くて創立委員會は子爵渡邊國武を創立委員長に推して諸般の準備を整へ宣言綱領を發表するや入會者相踵き、旬日ならずして所屬議員百五十五名を算し、衆議院に絶對多數を制するに至り、同年九月十五日帝國ホテルに於て發會式を舉行し、立憲政友會の組織完成せり。

立憲政友會宣言書

(明治三十三年九月十五日)

帝國憲法の施行既に十年を経て、其效果見るべきものありと雖も、輿論を指導して善く國政の進行に貢獻せしむるに至りては、其道未だ全く備はらざるものあり、即各黨の言動、或は憲法の既に定めたる原則と相格杆するの病に陥り、或は國務を以て黨派の私に殉するの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を揚げ、内國民の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり、今や同志を集合し、其遵行する所の趣旨を以て世に質すに方り、聊か政黨の行動に對して余が希望を披陳すべし。

抑々閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆

元首の自由意志に存す、而して其の已に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さず、苟も此本義を明にせざらん乎、或は政機の運用を誤り或は權力の爭奪に流れ其害言ふべからざるものあらんとす、余は同志を集むるに於て、全く此弊風の外に超立せんことを期す。

凡そ政黨の國家に對するや其全力を擧げ、一意公に奉ずるを以て任とせざるべからず、凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめんとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人材を收めざるべからず、黨員たるの故を以て地位を與ふるに能力を論せざるが如きは、斷じて戒めざるべからず、地方若くは團體利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按じて之が施設を決せざるべからず、或は郷黨の情實に泥み、或は當業の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは、亦斷じて不可なり、余は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ、政黨にして國民の指導たらんと欲せば、先づ自ら戒飾して其紀律を明にし、其秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず、博文竊に自ら揣らす、同志と立憲政友會を設け、以て黨派の宿弊を革めんことを企つるもの、區々の心聊か帝國憲政の將來に裨補して、報效を萬一に希圖せんとするに外ならず、茲に會の趣旨とする要領を具し、以て天下同感の士に問ふ。

立憲政友會趣意書

余等同志茲に相謀りて立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉し、國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す、其趣旨とする所の要領左の如し、

- 一、余等同志は憲法を恪守し其條章に循由して統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を舉げ、以て各個の權利自由を保全せんことを期す。
- 二、余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翼賛して以て國運を進め、文明を扶植することを努むべし。
- 三、余等同志は行政の機能を完全にして、其公正を保たんことを望み、選叙を精にし、繁縟を省き、責守を明にし紀律を正し、處務を敏活にし、時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし。
- 四、余等同志は外交を重んじ、友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしめんことを努むべし。
- 五、余等同志は中外の形勢に應じて、國防を充實するを以て必要とし、常に國力の發達と相伴行して、國權國利の防護を完全ならしめんことを望む。
- 六、余等同志は教育を振作し、國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに堪ふるの懿徳良能を發達せしめ、以て國礎を牢くせんことを希ふ。

七、余等同志は農商百工を獎め、航海貿易を盛にし、交通の利便を増し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す。

八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ、其社會上及經濟上の協同を完全ならしめんとを圖るべし。

九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飾して宿弊を褻ふことなきを勗むべし。

伊藤侯は總裁獨裁主義を以て立憲政友會の組織に成功し、又支那に於ける團匪事件も漸く平靜に復したるを以て、山縣首相は立憲政友會の結黨直後、九月二十六日再び辭表を閣下に捧呈して伊藤侯を後繼首相に奏薦し、大命は直ちに伊藤侯に下りたるも、侯は固く之を拜辭し、時局は將に紛糾せんとせり、各元老は此の形勢を憂慮し、共に新内閣を援助することを條件として侯を勸説したるを以て、侯は遂に意を決して大命を拜受せり。

伊藤侯は大命を拜するや直ちに組閣に着手し、模範的政黨と、理想的内閣を組織して自己の抱負經綸を行はんとしたるも、偶々渡邊國武の入閣問題に關して、紛議蕭牆の内に起り、組閣の準備進捗せず十月十九日に至り漸くにして親任式を舉行せられ第四次伊藤内閣成立したるも、畏くも 明治大帝には新内閣の統一を御軫念あらせられ、特に侍從長をして聖旨を閣員に傳達せしめられたり。

伊藤内閣は北清事件の善後處置として酒造税、關稅、砂糖消費税の増税と煙草專賣收入の増加を計畫し、之を第十五議會に提出し、立憲政友會及憲政本黨の大部分其他の賛成を得て衆議院を通過したるも、貴族院に於ては研究會、木曜會、朝日俱樂部、庚子會、茶話會、無所屬等の六派相結して之に反對し豫算委員會先づ之を否決し、本會議に於ても亦同一の結果を豫想せられたるを以て、政府は十日間の停會を命じ、更に五日間を停會して百方之れが緩和に努めたるも、六派は飽くまで強硬の態度を改めざるを以て、伊藤首相は三月十二日狀を具して聖斷を仰げり、其結果近衛貴族院議長を宮中に召させられ、優渥なる勅語を賜りたり。

勅語

朕中外ノ形勢ニ於テ深ク時局ノ艱ナルヲ憂フ今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ並ニ財政ヲ鞏固ニスルノ經畫ヲ立ルハ誠ニ國家ノ急務ニ屬ス。

朕先ニ議會ヲ開クニ方リ朕カ意ヲ以テシ而シテ政府ニ命シテ提出セシメタル増稅諸法案ハ既ニ衆議院ノ議決ヲ經タリ。

朕ハ貴族院各員ノ忠誠ナル必ス朕カ日夕ノ憂ヲ須ツヘキヲ信シ速ニ廟謨ヲ翼贊シ國家ヲシテ他日ノ憾ヲ貽サ、ラムコトヲ望ム。

此の勅語を拜するや貴族院は恐懼して左の奉答文を捧呈し聖旨を奉體して衆議院送附の原案を可決

せり。

奉答文

臣貴族院議員等誠恐誠惶謹ミテ奏ス。

惟ルニ 陛下中外形勢ノ艱ナルヲ軫念セラレ茲ニ時局ノ急務ニ關シ優渥ナル。

勅語ヲ賜ヒ特ニ深宏ナル。

聖謨ヲ示シ給フ臣等謹ミテ叡旨ヲ奉體シ敢テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ期ス臣等恐惶ノ至ニ堪ヘス謹ミテ奉答ス。

政府は貴族院と衝突の結果、宸襟を惱まし奉り遂に勅語の渙發を見るに至りたることを恐懼し、伊藤首相以下各國務大臣及西園寺樞密院議長等は相共に待罪書を闕下に捧呈して進止を乞ひ奉りたるも聖宥に依り留任せり、行政及財政の整理は、政友會の既に定まれる黨議にして政府亦其斷行を聲明せし所なるを以て、第十五議會終了後、政府は其整理の調査に着手せんとするに先だち、渡邊藏相より財政整理の前提として公債支辨による一切の官業を中止せんことを提議したるを以て、原、松田其他黨出身閣僚は之を肯んせず、互に自説を固執して相譲らず、伊藤首相は其間に介在して右顧左盼の態度を持したるを以て、兩者の交渉は全く決裂して收拾の途なきに至るや、伊藤首相は遂に挂冠の意を決し、五月二日他の關係に謫らず單身參内して内閣不統一の責を負ひ、辭表を捧呈したるを以て、

各閣僚も亦之に倣ひて辭表を提出したるも、渡邊藏相は獨り其職に留まり、其抱藏する消極的財政計畫を遂行せんと主張し、時局は愈々紛糾したるにより、樞密院議長西園寺公望を臨時首相に任命し、渡邊藏相は五月十四日諭旨免官となり、斯くして第一回の政友會内閣は、在職僅かに七箇月にして崩壊し、六月二日に至り桂子爵後繼内閣を組織せり。

伊藤侯の傘下に投じたる政友會員は、伊藤内閣の醜態と慘狀には大に幻滅の悲哀を感じ、黨の將來に一抹の不安を懷くものを生じたるも、總務委員星亨は其鐵腕と威力を以て能く黨員を統制して黨勢の擴張に努力し、伊藤總裁を補翼したるも、彼が明治三十四年六月二十一日刺客伊庭想太郎の兇刃に斃るゝや、黨内の不安動搖は漸く表面化せんとするの際、偶々伊藤總裁は、名を病氣療養に托し、飄然として外遊の途に上りたるを以て、黨員は一時其適從する所を失ひしも、伊藤總裁は明治三十五年三月一日歸朝し、同年八月十日執行の第七回總選舉に臨むに當り、自から督勵の任に膺り、其結果解散前に於ける代議士百五十八名を超過すること實に三十三名の多數を制するの好成績を收めたるを以て、黨情は漸く平靜に復せり、尋て第十七回通常議會に於て、桂内閣は海軍擴張に要する財源として、特別地租増徴五箇年の年限を撤して之を永久税に替へんとするの案を提出せんとし、桂首相は伊藤侯に會見して其の諒解を求めんとしたるも、侯は維新以來の財政經過を説き、國家財政と國民經濟の實狀を述べて、其時機にあるざることを力説したるを以て、交渉は不調に終れり、此の時に當り憲政本

黨も亦海軍問題、地租増徴繼續問題に關しては、政友會の採る所と相同じきを以て、與に相携へて政府の提案に反對せんとするの際、偶々加藤高明は十二月二日伊藤侯、大隈伯を自邸に招待し西園寺侯大石正巳、鮫島武之助等之に陪して一堂に相會せり、斯くて政友會、憲政本黨との默契成立し、共に大會を開きて政府の財政計畫に反對するのみならず、今後國家の重要問題に關しては、共に提携して其同の戦線に立たんことを天下に宣明し、自餘の野黨又之に共鳴したるを以て、桂内閣は今や孤立無援の状態に陥りたるも、桂首相は尙貴族院議長近衛篤磨を介し、妥協の途を講せんとして、遂に不調に終り、明治三十五年十二月二十八日衆議院を解散せり。

議會解散となるや、政府は明治三十六年三月十日を以て第八回總選舉を執行することを公布せり。而して政府は前回の對選舉態度を一變して大に干渉を試みたるも、政友會、憲政本黨は共同作戰を立て、選舉に臨み、兩黨首相携へて陣頭に號令せしを以て、野黨の意氣大に昂がり、選舉の結果は依然として野黨の壓倒的勝利に歸し、第十八回特別議會は明治三十六年五月十二日開會せられたり。

時に東洋の風雲漸く急を告げ、露國の滿洲併呑の野望顯著なるものあり、此の危機に際し徒らに國內相争ふの時機に非ざるを以て、桂首相は山縣侯に對し伊藤侯との調停を懇囑し、數次會見の結果、地租増徴繼續案を放棄するの條件を以て、兩者の妥協成立したるも、政友會所屬議員の大部分には妥協反對の氣勢横溢し、地方支部も亦之に共鳴するもの多く、伊藤總裁の専恣擅行を憤慨して總裁の専

制を非難し、其弊を矯正する爲め黨則の改正を主張するものあり、黨情漸く不穩の狀況を呈し、幾多の波瀾隨所に起り、五月二十四日に至り伊藤總裁の訓示的報告に依り、纔かに一時を收拾したるも、之れが爲め片岡健吉、林有造、竹内綱、尾崎行雄、望月小太郎、日向輝武、小川平吉、望月圭介、男爵本多政以等二十三名は脱會し其勢滔々として殆んど終熄するに至らず、此の機に乗じ黨の現狀に不満を抱くの輩は、外部と相應じ、黨内の攪亂を策して多數の除名者を出し、又中央に於ける動搖は延ひて、地方に及び地方の會員にして脱會する者相踵ぎ、僅々二箇月を出でざるに其數一千餘名を算し、黨勢は甚しく衰退の兆を呈せり、殊に政府との妥協に由りて憲政本黨との聯盟は全く決裂し、兩黨は再び反目の舊態に復せり。

此の時に當り會々廟堂の風雲頻りに動き、伊藤侯が國家の元老として政府の施政を制肘し、他方黨首として政府の行動に反對することを難じ、伊藤侯をして元老、黨首の何れかを棄てしめんが爲め、桂首相は病餘其職に堪へずと稱して、辭表を閣下に捧呈したるを以て、直ちに山縣、松方の兩元老に御下問ありたるにより、彼等は「内外の時局重大なるの秋、内閣の交迭は絶對に不可なるを以て、伊藤博文を政黨より離脱せしめて、樞密院議長たらしむるを可なりとす」と上奏せり。

明治大帝は之を御嘉納あらせられ、七月六日伊藤侯を御前に召させられ、畏くも優詔を賜りたるを以て、侯は事の意外に驚きたるも、山縣、松方兩元老及徳大寺侍從長の勸告に従ひ、遂に大命を拜し

て政黨を離脱する事に決意し、政友會總裁の後任として樞密院議長西園寺公望侯を推し、而して樞密院議長に就任せり。

伊藤侯は政友會を離脱して樞密院議長に就任するや、其直系たる金子堅太郎、都築馨六、末松謙澄等の官僚系黨員は續々脱黨し、黨勢萎靡不振に陥りたるも西園寺侯は多大の抱負と、軒昂たる意氣を以て蹶然身を政界に投じ、政友會の陣容を新にして黨の甦生に努めんことを期せり。

西園寺侯は曾て自由民権を主唱したる進歩的政治家にして、伊藤總裁の後を承けて政友會總裁に就任するや、黨内に於ける紛糾も時を経るに隨ひ、自ら冷靜に向ひ、各地方支部の動搖も漸く鎮定して靜穩に復したるも、所屬議員は百二十八名に激減して議會に於ける過半数の地位を失ふに至れり。

此の時に當り曩に政友會を脱黨したる尾崎行雄、小川平吉、望月圭介、望月小太郎等は無所屬議員加藤高明、奥田義人等の同志と共に同志研究會を組織し、政府攻撃の第一線に立ち、政友會、憲政本黨と相結んで政府の失政を糾弾せんとし、西園寺總裁亦第十九回議會に臨むに當り、「苟も憲法の軌道を履んで維新の宏謨を遵奉せんと欲する者は、如何なる黨派たるを問はず之れと歩調を一にし、正々堂々憲法の精神を擁護せん」ことを聲明せり。

斯くて第十九回議會は明治三十六年十二月五日召集せられ同日開院式奉答文の議事を開くに當り、衆議院議長河野廣中は先例を破りて突如政府彈劾的奉答文を朗讀し、議員は咄嗟の間に漫然之に

唱和し、滿場一致之れを可決したるも、其真相判明するに隨ひ、議員の驚愕と共に政府は大に周章狼狽し、遂かに閣議を開きて之れが對策を議し、議員も亦奉答文再議の説を唱いて論議する等、形勢頗る險惡に陥り、政友會は代議士會を開きて再議の是非を論争せしも、西園寺總裁は一事不再議の法理に基き再議に附すべきものにあらざると裁定し、憲政本黨亦不再議説に決したるを以て、既に大勢の動かすべからざるを察し、政府は奉答文の捧呈を阻止せんが爲め、遂に意を決して議會の解散を奏請せり。

斯くて第九回臨時總選舉は明治三十七年三月一日を以て執行せられ、政友會は所屬議員百三十人を選出し憲政本黨亦九十人を獲得して依然野黨の勢力は衆議院の大勢を制せり。

是より先き二月六日日露兩國の國交斷絶して同日宣戰の詔勅發せらるるや、各政黨は舊怨を忘れて軍國の急須を顧み、交戰の目的を達成する爲め必要な軍費は、斷然之れが負擔を辭せざることを決議し、第二十議會に於ては政府の提出したる戰時財政計畫を承認し、次で第二十一議會も亦各派は力めて衝突を避け舉國一致政府を後援したるを以て、政情は一時小康の状態を呈せり。

此の間に於て我が陸軍は明治三十八年三月十日奉天を攻略し、海軍は五月二十七日「バルチック」艦隊を撃滅したるを機とし、米國大統領「ルーズベルト」は平和愛好の爲め媾和促進の勸告を提議したるを以て、兩國は之れに同意し、米國「ポーツマス」に於て媾和の會商を重ね、幾多の紆餘曲折を経て、

九月一日媾和條約成立したるも、其の内容の一たび國內に傳へらるるや、戰捷の効果を没却し、君國の大事を誤まるものなりとして、條約案反對を強調し、批准拒絶を上奏する等、國論一時に沸騰し不逞の暴徒帝都に蜂起して、官衙に放火し、交通機關を破壊し、其餘波延いて大阪、神戸、名古屋等の各都市に及び、悽慘の氣天下に横溢して人心頗る恟々たるの状態を呈せり。

西園寺總裁は此の間に處し、九月二日急遽代議士會を招集し、敢然起つて媾和を祝福し、戰後に於ける政治、經濟發展の必要を論じ、積極的前途の經營に力むべきことを説き、以て黨員をして其の嚮ふ所を知らしめたり。

桂内閣は明治三十四年六月成立以來重大なる時局を擔當し、或は日英條約を締結し、或は日露戰役の難局を燮理し、更に明治三十八年十一月二十三日日韓協約を成立せしめ、同十二月二十二日日清條約を締結せしも、人心の離反益々甚しく、政府の威信愈々失墜したるを察し、彼は引退の意を決し閣下に骸骨を乞ふに當り、豫め西園寺侯と會見して其決意を告げ委するに後事を以てし、明治三十九年一月六日辭表を捧呈し、西園寺政友會總裁を其後繼に奏薦したるを以て、大命西園寺侯に下り、同七日第一次西園寺内閣成立せり。

西園寺總裁大命を拜するや、世人は政友會内閣の實現を期待したるに、何ぞ圖らん、閣僚は多く官僚の直系にして、黨員は僅かに松田正久、原敬の二人に過ぎず、黨外よりは加藤高明の入閣せしのみ、

殊に西園寺首相は組閣後、政友會議員總會に於て組閣の經過を報告するに當りても、獨自の政策を行ふの意思を表示せず、頗る不徹底の態度なりしを以て、黨員の不滿と世間の失望を招き、其の前途に一抹の暗翳を投せり、而かも其組閣は第二十二議會召集後の事にして隨て前内閣の編成したる豫算案を踏襲するの外なく、尙非常特別稅繼續案、減債基金設定案、鐵道國有法案等幾多重要法案を解決せざる可からざるに拘らず、閣内に在つては加藤外相は鐵道國有に反對し、民營論を固執して譲らず、數次折衝論議の結果、彼は其の自説の容れられざるを理由として遂に挂冠したるも、政府は極力同案の通過に努め、幾多の曲折を経て兩院を通過し、國有鐵道の基礎を確立して第二十二議會は無事終了し、次で第二十三議會の末期に於て郡制廢止案を提出せんとするや、官僚の一派は甚しく之を嫌惡し、西園寺内閣の顧問を以て自ら任したる桂侯は、之を事前に阻止せんとしたるも、原内相は内閣の威信を傷くるものなりとして之を肯せず、敢然として議會に提案し、辛うじて衆議院を通過し、貴族院に於ては平田東助、大浦兼武、小松原英太郎、一木喜徳郎、安廣伴一郎等官僚の精銳之に反對し、遂に多數を以て之を否決せり、是れが爲め桂、西園寺兩侯間の提携に破綻を生じ、政界の風雲を不穩に導きたり、次で第二十四議會は明治四十年十二月二十五日召集せられ、政府は財政の基礎を鞏固ならしめんが爲めに勉めて歳出を節減し、既定事業の繰延を斷行し更に酒稅、砂糖消費稅を増徴し、石油稅を新設して、僅かに歳入出の均衡を保ち、而して軍備の復舊充實及教育、交通、殖産工業の發達を

促進せんことを期し、之に關する豫算及増稅法案を提出し、政友會の支持によりて衆議院を通過し、貴族院亦之に協賛せり、是より先き明治四十一年度豫算案の閣議に附せらるゝや、鐵道事業の繰延に關し、阪谷藏相と山縣遞相との間に確執を生じ、兩者は互に自説を固執して相譲らず、西園寺首相は其間に調停を試みて成らざりしを以て遂に内閣不統一の責を負うて辭表を捧呈したるも、明治大帝は阪谷、山縣兩相の辭職を聽許し給ひ、西園寺首相以下の各閣僚は聖諭によりて留任し、次で議會の閉會を待ち、西園寺首相は閣員の補充を爲すに當り、之を官僚に物色せずして、男爵千家尊福を司法大臣に、子爵堀田正養を遞信大臣に拔擢したるを以て、閥族官僚は之を憤りて政府を窮地に陥れんことを企て、明治四十一年五月十五日執行の第十四回總選舉に際し、憲政本黨及實業團體と相呼應して政友會の地盤を覆さんとしたるも、選舉の結果政友會は所屬議員百九十名を選出して絶對多數黨となりたるを以て、黨員の意氣大に昂り西園寺内閣の威力は益々加はりたるの觀ありしも、七月四日西園寺首相は病氣の故を以て突如辭表を閣下に捧呈し、其後任として桂侯を奏薦したるを以て、即日勅使を韓國に急派して伊藤博文公の意見を徵せられ、更に在京各元老に御下問ありて大命桂侯に下り、明治四十一年七月十四日を以て第二次桂内閣成立せり。

侯は内閣を組織すると同時に、超然主義を宣言して内閣の本質を明かにし、「一黨一派に偏倚せず一視同仁主義を以て國務の遂行を期せんとす」と揚言し更に時俗の浮華輕佻を誡め、勤勉自強の風を奨

めんとして、戊申詔書を奏請せり。

桂内閣に對する政友會の態度は、西園寺總裁の訓諭を諒得し、殆んど與黨たるの觀ありしを以て、政府對政黨の交渉に就ては、特に見るべきものなく、第二十五、第二十六の兩議會は無事に終了し、政局は一時小康を保ちたるも各政黨相互間の確執と、政黨内部の軋轢頻發し、此の間日糖事件及大逆事件等勃發して、世人の耳目を聳動し、政界は不穩の状態を呈し、政友會員中桂内閣に對し反感を抱く者漸く多きを加へ、國民黨と相提携して一舉に桂内閣の倒壞を策せんとしたるも、松田正久、原敬等は之を不可とし、大勢の推移を靜觀せり、此の形勢を察知したる桂首相は晏如たる能はず、明治四十四年一月節を届して西園寺總裁を其邸に訪ひ、政友會の援助を懇請し、情意投會の名の下に兩者の妥協成立したるを以て、桂首相は閣員を率ひて政友會所屬議員を上野精養軒に招待し、公然政友會との情意投會を聲明し、西園寺總裁亦協同一致以て憲政有終の美を濟さんと唱和し、斯くして桂内閣は組閣の當初宣明したる超然主義を抛ち、第二十七議會は無事通過したるも、數次の妥協苟合に依り、内閣の威信は全く地に墜ち、人心既に去りて政權の維持困難なるを悟り、遂に明治四十四年八月二十日桂首相は辭表を闕下に捧呈して西園寺公を後繼首相に奏薦せしを以て、大命西園寺侯に下り、同月三十日第二次西園寺内閣成立せり。

第二次西園寺内閣は其の施政の方針として、前内閣の積極政策を覆へし、緊縮主義に依りて、財政を整理し、行政税制の整理を遂げんとして臨時制度調査局を設置し、政費の節減を企圖したるを以て、第二十八議會に於て豫算案は無事通過したるも、團志滿々たる原内務大臣は小選舉區制を骨子とする衆議院議員選舉法の改正を企て、之を議會に提出して官僚に挑戦し、衆議院は政友會絶對多數の威力を以て之を通過したるも、貴族院に於ける官僚派は、防備を堅うして極力之に反對し、大多數を以て之を否決せり、斯くて第二十八議會は閉會を告げ、議員の任期満了して明治四十五年五月十五日第十一回總選舉を執行せられたり、其結果政友會は所屬議員二百十四名を選出して愈々其勢を加へたるを以て、政府は勝に乗じて、行政税制の根本的整理を斷行するの計畫を立て、銳意其の實現を期せり。

此の時に當り 明治天皇陛下には御病勢大漸せられ、凡百の施術、國民至誠の祈願も其効なく、明治四十五年七月三十日を以て終に崩御あらせられ、舉國哀慟悲傷の裡に 皇太子嘉仁親王即位し給ひ、即日大正と改元し、政争は全く終熄し、大正元年八月二十一日を以て召集せられたる第二十九回臨時議會に提出せられたる大葬費豫算は謹嚴恭敬の意を表して之を可決せり。

第二次西園寺内閣は成立以來深く帝國の實狀に鑑み、財政經濟の基礎を鞏固にすると同時に、行政諸般の機關を整理して庶政の革新を期し、制度整理局を設け各省に命じて整理案を立案せしめ、之に因りて大正二年度豫算の編成に着手し、將に其緒に就かんとするの時に方り、廟廊俄かに波瀾を起し、上原陸相は朝鮮防備の急を力説して二個師團増設の議を提唱し、閣議之を拒否せば陸軍省所管の整理

案を立案する能はずと言明し、頑強に自説を固守して敢て譲らず、閣議は激論數日に亘り斷然増師反對に決せり、此に於て上原陸相は、大正元年十二月二日新帝陛下に拜謁を乞ひ奉り、單獨辭表を捧呈したるを以て、西園寺首相は同五日參内して、内閣總辭職をなすの已むなきに至れる顛末を上奏し、内閣不統一の責を負うて他の閣員と共に辭表を捧呈せり、此に於て山縣、松方、井上、大山の各元老相會し、西園寺侯に留任を勸告したるも、侯は固く辭して應せず、此の間時日は空しく遷延し、時局は益々紛糾して軍閥の横暴、官閥專制に對する國論は一時に勃發し、事態は愈々險惡に陥りたるに依り、元老は會議を重ねること九回、困惑の極、遂に宮中常侍輔弼の重責に在る内大臣兼侍從長公爵桂太郎を後任に奏薦したるを以て、大命桂公に降り、大正元年十二月二十一日第三次桂内閣成立せり。

桂内閣成立の報傳はるや、世論は囂然として反對の聲を擧げ、且つ公が屢々詔勅を濫奏して之を自家の便に供したるの非違を糾弾し、就中政友會、國民黨は相提携して憲政擁護の第一聲を擧げ、官閥政治の打倒を決議し、全國各地の新聞記者團と相呼應して、連日連夜大演說會を開き、同志の糾合と國論の昂張に努めたるを以て、桂内閣反對の聲は燎原の火の如く、憲政擁護、閥族打破の喚聲は、帝都を震撼せしめ、殊に數萬の大衆は帝國議會を包圍して其勢頗る猖獗を極め、遂に暴動と化し、政府に好意を表する新聞各社を襲ひて或は之を破壊し、或は之に放火し、又は警察官署に殺到して之を燒毀する等、實に名狀すべからざるの事態に陥り、又神戸、大阪、廣島等の各重要地點に於ても、未曾有

の騷擾を惹起し、民心は益々惡化せんとするの時に方り、議會に於ては二月五日開會の議場に於て政友會國民黨を中心としたる在野黨は、松田正久、尾崎行雄、元田肇、犬養毅、關直彦等之れが提出者となり、議員二百五十九名の賛成署名を以て内閣彈劾に關する決議案を上程し、尾崎行雄は提案者を代表して舌端火を吐くの熱辯を揮ひ、殊に桂首相は玉座を城壁となし、詔勅を彈丸として政敵を狙撃せんとするものなりと喝破するや、野黨は熱狂して愈々其勢を増し、政府黨の陣容は一時に動搖して士氣は益々銷沈し、大勢復た如何ともする能はず、此に於て政府は五日間の停會を命じ、其間桂首相は加藤外相を介して西園寺侯に會見を求め、叩頭哀訴して彈劾決議案の撤回と時局の收拾を懇請したるも、侯は斷然其の要求を拒絶したるを以て、桂首相は二月九日午前青山離宮に參内して伏奏する所あり、其結果同日午後西園寺侯は御召に依りて參内したるに、侯に對し前内閣總理大臣として又政友會總裁として、時局を圓滿に解決する様努力すべし、との御沙汰を賜りたるを以て、侯は恐懼措く所を知らず、歸來直ちに政友會總務、松田正久、原敬、尾崎行雄、元田肇、幹事長野田卯太郎及國民黨の首領犬養毅を自邸に招致し、聖旨を傳へて其善後處置を協議したるも、事、憲政の興廢に關する重大問題なるを以て議容易に決せず、此の時に方り政友會に於ては聖旨西園寺侯に降りたるの報に接するや、大多數の黨員は之に由りて既定の方針を齟すべきに非ずと爲し、益々結果を固うして、憲政擁護の爲め所信に邁進することを決し、所屬各團體より委員を擧げて幹部を督勵し、尙國民黨其他の在野黨と

相呼應し、桂内閣の非違を糾弾して政府突撃に決したるを以て、桂首相は周章狼狽して二月十日更に三日間の停會を命じ、直ちに院内に臨時閣議を開きて解散の方針を決したるも、桂首相は四圍の狀態に鑑み、翻然として悟る所あり、俄に其方針を變更して輦轂の下に於ける騷擾の責を負ひ、翌二月十一日參内して辭表を閣下に奉呈したるを以て、直ちに元老會議を開き大命は山本權兵衛伯に降り、第三次桂内閣は在任僅か五十三日にして崩壊せり。

大命を拜受したる山本伯は、御前退出後、直ちに西園寺侯及松田、原の兩政友會領袖と會見し、數次協議の結果、二月二十日を以て第一次山本内閣を組織せり。

是より先き、山本伯にして大命を拜し内閣を組織せんと欲すれば、必ずや政友會の力を藉らざる可からず、政友會に於ても山本伯をして時局を收拾せしめんと欲すれば則ち進んで之を援助せざるべからず、理義は頗る簡單なるが如しと雖も、政友會は其趨舍の決容易ならず、黨内に於ても論議盛んに起り、其方針としては、

- 一、政黨を基礎とせざる非立憲内閣には絶対に反對すること。
 - 一、黨員にして非立憲内閣に入閣する場合は除名又は脱黨せしむること。
 - 一、後繼内閣の首班山本伯が政友會に入黨せざる以上は之を非立憲内閣と認むること。
- 等の申合を爲したるも、松田、原の兩領袖より西園寺總裁と山本伯との會見顛末及時局に對する四圍

の情勢を詳述して漸次當初の主張を緩和し、更に

- 一、山本伯にして入黨せざるも政友會の主義綱領を採用すること。
 - 二、閣員の選定は政黨主義に依り、能ふ限り政黨員を採用すること。
 - 三、國民黨との聯繫を持續する爲め、必ず犬養毅氏を入閣せしむること。
- 以上の三點を決議して幹部に進言せしも、第三項の如き問題は事前に於て私議すべきことに非ずと爲し、事態は益々錯綜して底止する所なきに至りたるを以て、二月十七日政友會は先づ幹部會を開き論議の結果、

- 一、山本伯に我黨の主義政綱を以て施政の方針と爲すことの聲明を求むること。
- 二、閣僚は首相、外務、陸相、海相を除くの外は全部政黨員より推薦すること。
- 三、國民黨との提携を持續すること。

右の希望條件を以て松田、原の兩氏は正式に山本伯に交渉し、尙松田總務は犬養國民黨首領を訪ふて意見を交換したるも、彼は今次兩黨の提携は憲政擁護、閥族打破に存するが故に、此の點に就ては今後と雖も共に事に當るべく、又此際は力めて兩派の衝突を避くべしとの意見を開陳したるを以て、松田總務は之を議員總會に報告し論議の結果大多數を以て之を承認し、松田、原兩氏は之を山本伯に通告したるにより、伯は直ちに閣員の詮衡を了して、二月二十日第一次山本内閣成立し、閣員に列す